

ノーマライゼーションプラン金沢2021
～ 障害福祉サービス・障害児支援サービス分野編 ～

第7期 金沢市障害福祉計画
第3期 金沢市障害児福祉計画

令和6年(2024年)3月

序章 計画の概要

<p>1 計画策定の背景と趣旨…………… 2</p> <p>(1) 障害者自立支援法の制定…………… 2</p> <p>(2) 整備法等による障害者自立支援法等の改正…………… 2</p> <p>(3) 障害者総合支援法の施行…………… 3</p> <p>(4) 障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正…………… 3</p> <p>2 障害者総合支援法および児童福祉法のサービス体系…………… 4</p> <p>(1) 障害福祉サービス…………… 4</p> <p>(2) 相談支援…………… 6</p> <p>(3) 児童福祉法と障害児福祉計画…………… 7</p> <p>3 各サービスの適用年齢…………… 8</p> <p>4 計画の性格等…………… 8</p> <p>(1) 計画の性格…………… 8</p> <p>(2) 計画の範囲…………… 8</p> <p>(3) 計画の期間…………… 9</p> <p>(4) 計画の達成状況の点検および評価(PDC Aサイクル)…………… 9</p>	<p>5 基本目標…………… 10</p> <p>(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み…………… 10</p> <p>(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続等のニーズを踏まえた支援および就労支援の強化に対応したサービス提供体制の整備…………… 10</p> <p>(3) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援…………… 11</p> <p>(4) 障害福祉人材の確保および支援者支援…………… 11</p> <p>(5) 障害のある人の社会参加を支える取り組み…………… 11</p> <p>6 計画の策定方法…………… 12</p> <p>(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査によるニーズ等の把握…………… 12</p> <p>(2) 市民の意見の反映…………… 12</p> <p>(3) 金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会…………… 12</p>
---	---

第1章 障害者手帳所持者・障害支援区分認定者

<p>1 障害者手帳…………… 14</p> <p>(1) 身体障害者手帳所持者…………… 14</p> <p>(2) 療育手帳所持者…………… 15</p> <p>(3) 精神に障害のある人…………… 16</p> <p>(4) 年齢別障害者手帳所持者数…………… 18</p>	<p>2 障害支援区分認定者等…………… 18</p> <p>(1) 障害支援区分認定者数…………… 18</p> <p>(2) 障害福祉サービス支給決定者数…………… 20</p> <p>(3) 地域生活支援事業利用決定者数…………… 21</p> <p>(4) 障害児支援支給決定者数…………… 22</p>
--	--

第2章 サービス利用者のニーズ等

<p>1 回答者の属性…………… 24</p> <p>2 今後の生活…………… 26</p> <p>3 緊急時等の生活支援…………… 28</p> <p>4 サービス等の利用状況と利用意向…………… 30</p>	<p>(1) 障害福祉サービス…………… 30</p> <p>(2) 地域生活支援事業…………… 32</p> <p>(3) 障害児支援サービス等…………… 34</p>
--	---

第3章 重点施策

<p>1 地域生活支援拠点推進事業の充実・強化…………… 38</p> <p>(1) 地域における居住支援の在り方…………… 38</p> <p>(2) 地域生活支援拠点が担う機能…………… 38</p> <p>(3) 地域生活支援拠点推進事業の充実・強化に向けた取り組み…………… 39</p> <p>2 多様な「はたらく」を望む人への適切な就労支援…………… 40</p> <p>(1) 障害のある人の就労支援に関する制度…………… 40</p> <p>(2) 今後の方針…………… 41</p> <p>(3) 主な取り組み…………… 41</p> <p>3 障害のある児童への支援の拡充…………… 43</p> <p>(1) 障害のある児童に関する制度…………… 43</p> <p>(2) 今後の方針…………… 44</p> <p>(3) 主な取り組み…………… 44</p> <p>4 相談支援体制の充実・強化…………… 46</p> <p>(1) 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化…………… 46</p> <p>(2) 地域の相談支援体制の強化…………… 47</p>	<p>5 障害福祉サービス人材の確保と質の向上、支援者支援…………… 49</p> <p>(1) 人材の育成・確保…………… 49</p> <p>(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築…………… 50</p> <p>6 障害福祉施設整備方針の策定…………… 51</p> <p>(1) 施設整備についての課題…………… 51</p> <p>(2) 今後の方向性…………… 52</p> <p>(3) 具体的な検討内容…………… 53</p> <p>(4) 優先順位の決定…………… 56</p> <p>(5) 今後の方針…………… 56</p> <p>7 災害時にも安心して地域で生活できる環境の整備…………… 57</p> <p>(1) 障害福祉サービス事業所等の業務継続計画（BCP）の策定・充実…………… 57</p> <p>(2) 個別避難計画の作成…………… 57</p> <p>(3) きめ細かな支援の提供…………… 58</p>
---	--

第4章 基本指針に定める数値目標

<p>1 福祉施設に入居している人の地域生活への移行…………… 60</p> <p>(1) 国の基本指針…………… 60</p> <p>(2) 本市の第6期計画の目標と実績…………… 60</p> <p>(3) 本市の第7期計画の目標値…………… 63</p>	<p>2 福祉施設から一般就労への移行等…………… 63</p> <p>(1) 国の基本指針…………… 63</p> <p>(2) 本市の第6期計画の目標と実績…………… 64</p> <p>(3) 本市の第7期計画の目標値…………… 66</p>
--	--

第5章 障害福祉サービス等

<p>1 障害福祉サービス等の概要…………… 70</p> <p>2 訪問系サービス…………… 71</p> <p>(1) 居宅介護…………… 71</p> <p>(2) 重度訪問介護…………… 73</p> <p>(3) 同行援護…………… 73</p> <p>(4) 行動援護…………… 74</p> <p>(5) 重度障害者等包括支援…………… 75</p> <p>3 日中活動系サービス…………… 76</p> <p>(1) 療養介護…………… 76</p> <p>(2) 生活介護…………… 77</p> <p>(3) 短期入所…………… 78</p> <p>(4) 自立訓練（機能訓練）…………… 80</p>	<p>(5) 自立訓練（生活訓練）…………… 81</p> <p>(6) 就労選択支援…………… 82</p> <p>(7) 就労移行支援…………… 82</p> <p>(8) 就労継続支援（A型）…………… 83</p> <p>(9) 就労継続支援（B型）…………… 84</p> <p>(10) 就労定着支援…………… 85</p> <p>4 居住系サービス…………… 87</p> <p>(1) 自立生活援助…………… 87</p> <p>(2) グループホーム…………… 88</p> <p>(3) 施設入所支援…………… 89</p> <p>5 相談支援…………… 90</p> <p>6 共生型サービスの展開…………… 91</p>
---	--

第6章 地域生活支援事業

1	地域生活支援事業の概要	94	(9)	移動支援事業	101
(1)	目的	94	(10)	地域活動支援センター事業（機能強化事業等）	102
(2)	事業内容	94	(11)	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	103
(3)	利用者負担	94	(12)	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	104
2	必須事業	95	(13)	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	105
(1)	理解促進研修・啓発事業	95	3	任意事業（主な事業）	106
(2)	自発的活動支援事業	96	(1)	福祉ホーム事業	106
(3)	相談支援事業	96	(2)	訪問入浴サービス事業	106
(4)	成年後見制度利用支援事業	97	(3)	日常生活支援事業（生活訓練等）	107
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	97	(4)	日中一時支援事業	109
(6)	意思疎通支援事業	98	(5)	社会参加支援事業	109
(7)	日常生活用具給付等事業	99	(6)	障害者虐待防止対策支援	110
(8)	手話奉仕員養成研修事業	100			

第7章 障害児支援サービス

1	障害児支援サービスの概要	114	5	医療的ケア児への支援	121
2	障害児通所支援	115	(1)	医療的ケア児移動介護支援事業	121
(1)	児童発達支援	115	(2)	医療的ケア児等コーディネーター	121
(2)	放課後等デイサービス	116	6	障害のある児童の子ども・子育て支援等のサービス	123
(3)	居宅訪問型児童発達支援	117	(1)	統合保育	123
(4)	保育所等訪問支援	117	(2)	放課後児童クラブ	124
3	障害児入所支援	118			
4	障害児相談支援	120			

資 料

○金沢市障害者施策推進協議会条例	126
○金沢市障害者施策推進協議会委員名簿	129
○金沢市障害者自立支援協議会設置要綱	130
○金沢市障害者自立支援協議会委員名簿	132
○第7期金沢市障害福祉計画・第3期金沢市障害児福祉計画策定経緯	135

序章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障害者自立支援法の制定

社会福祉基礎構造改革の一環として、利用者自らがサービスを選択して事業者と直接に契約する「支援費制度」が平成15年度から導入され、それまでの「措置制度」に比べると、サービスの利用は飛躍的に伸びました。これは、制度が広く理解されたことにより、それまでサービスを利用することができなかった知的障害のある人や障害のある児童を中心に、障害のある多くの人々がサービスを利用できるようになったことなどが要因としてあげられます。

このように、支援費制度は障害のある人の地域での暮らしを大きく前進させましたが、それに伴いホームヘルプサービスなどの費用が大幅に増え、制度の維持が困難になってきました。

また、支援費制度の対象となっていない精神に障害のある人に対するサービスの遅れや市町村間でのサービス格差、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべき多くの課題が指摘されていました。

このため、障害のある人の自己決定・自己選択を基本とした支援費制度の考え方は引き継ぎながら、障害福祉サービスについて、年齢・障害種別を超えて一元的に規定し、サービス提供主体は市町村に一元化した「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。この法律により、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進するため、市町村ならびに都道府県に「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

「障害者自立支援法」では、障害の種別にかかわらず支援の必要性に応じて公平なサービスを受けられるようサービスの一元化、体系の再編を行うとともに、就労支援の強化、費用負担の見直しなどを行っています。

(2) 整備法等による障害者自立支援法等の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が公布されました。

この法律による主な改正点は、利用者負担（応能負担化）の明確化、障害のある人の範囲の見直し（発達障害のある人を追加）、相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会の位置付け、地域移行への取組強化（地域移行支援、地域定着支援の個別給付化）、サービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大など）、障害福祉サービス等の見直し（同行援護、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設）などです。

さらに、平成23年5月および8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次一括法）」により、障害者自立支援法および児童福祉法が改正され、平成24年度から、都道府県が行っていた障害福祉サービス事業者、障害者支援施設および相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等の権限が指定都市および中核市へ移譲されました。

なお、児童相談所設置市でもある本市には、障害児通所支援事業者および障害児入所施設についても同様の権限が移譲されました。

(3) 障害者総合支援法の施行

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年度より、障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法が施行されました（完全施行は平成26年度）。

なお、主な改正内容は、障害のある人の範囲の見直し（難病患者等を追加）、「障害支援区分」の創設、障害福祉サービスの見直し（重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等）、地域生活支援事業の見直し（理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員等養成研修事業等の追加）などです。

(4) 障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正

平成28年6月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度から完全施行されました。この法律の趣旨は、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものです。なお、この法律により、市町村および都道府県に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

このほかの主な改正点は、障害福祉サービスの充実（就労定着支援および自立生活援助の創設、重度訪問介護の対象範囲の拡大、障害のある人が高齢者や児童と同一事業所でサービスを受けられる「共生型サービス」の導入等）、障害児支援の充実（居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の対象範囲の拡大、医療的ケアを要する障害のある児童の支援体制の構築）、補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）などです。

さらに、令和4年6月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、障害児支援に関しては、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化等が行われることとなり、これらは令和6年4月から適用されます。

また、同年12月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律の趣旨は、障害のある人が希望する生活を実現するため、障害のある人の地域生活の支援体制や障害のある人の多様な就労ニーズに対する支援の充実、精神障害のある人、難病患者および小児慢性特定疾病児童等（患者）の希望やニーズに応じた支援体制の整備等を行うものです。なお、この法律により、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターと、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備について市町村の努力義務とされるとともに、障害のある人本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、障害福祉サービスの充実（就労選択支援の創設）が図られました。

2 障害者総合支援法および児童福祉法のサービス体系

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付における「介護給付」とは、「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所（ショートステイ）」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記16サービスの総称です。

図1 障害者総合支援法のサービス体系



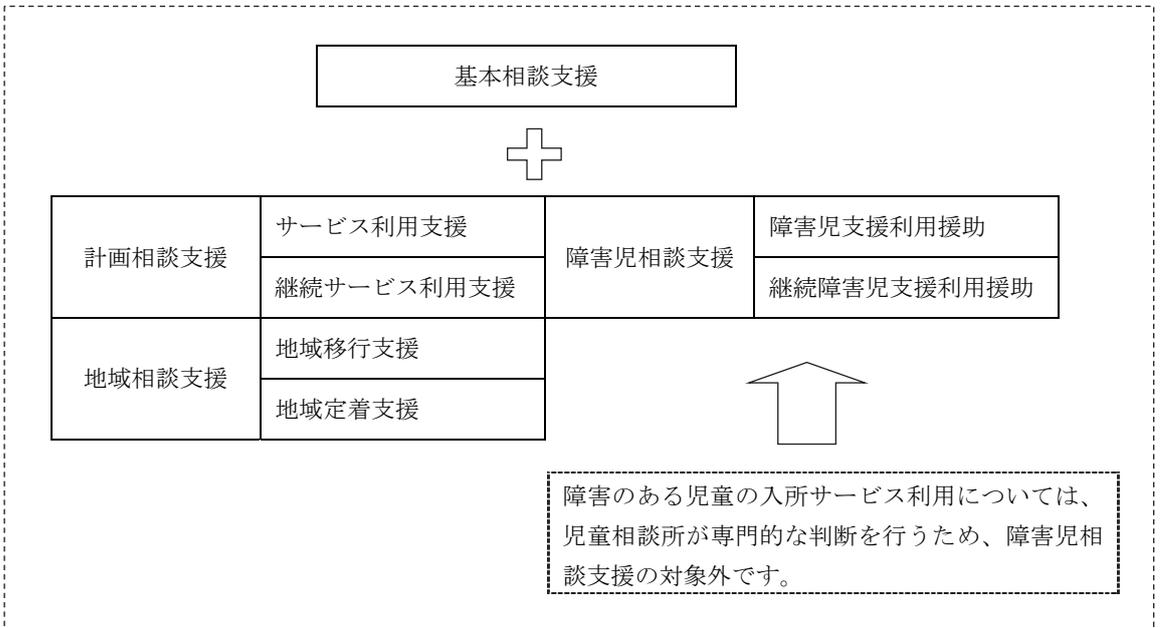
(2) 相談支援

前記の障害福祉サービスに加えて、障害者総合支援法によるサービスには、「基本相談支援」や個別給付としての「計画相談支援」「地域相談支援」という相談支援に関するサービスがあります。また、障害のある児童にあっては、児童福祉法による「障害児相談支援」というサービスがあります。これらは、平成24年4月からの支給決定プロセスの見直しや対象者の拡大、相談支援体制の強化に伴い、その体系が再編・大別されました。

「計画相談支援」には「サービス利用支援^(注1)」と「継続サービス利用支援^(注2)」が、「地域相談支援」には「地域移行支援」と「地域定着支援」が、「障害児相談支援」には「障害児支援利用援助^(注1)」と「継続障害児支援利用援助^(注2)」がそれぞれあります。

- (注1) サービス利用支援（児童にあっては、障害児支援利用援助）とは、サービスの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後にはサービス事業者等との連絡調整等を行います。
- (注2) 継続サービス利用支援（児童にあっては、継続障害児支援利用援助）とは、支給決定されたサービスの利用状況の検証（モニタリングといいます。）等を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
- ※ 利用するサービスの種類や年齢によって、サービス名が分かれています。それぞれの目的は同じです。

図2 相談支援の体系



(3) 児童福祉法と障害児福祉計画

障害のある児童に対するサービスは、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービスは障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施してきましたが、平成24年4月より根拠規定が児童福祉法に一本化され、通所による支援は「障害児通所支援」、入所による支援は「障害児入所支援」と体系も再編されました。

また、「障害児通所支援」とは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」をいい、「障害児入所支援」とは、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」をいいます。

前述したように、平成30年度から障害児福祉計画の策定が義務づけられています。しかし、国の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「旧基本指針」といいます。）においては、平成23年に障害児通所支援等も障害福祉計画で定めるよう求めていました。これにしたがって、本市の障害福祉計画は、第3期から障害児通所支援、障害児入所支援および障害児相談支援についても定めています。

平成28年に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により追加された児童福祉法第33条の20第6項に「市町村障害児福祉計画は、〔中略〕市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる」と規定されたため、本市は、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体のものとして作成しました。

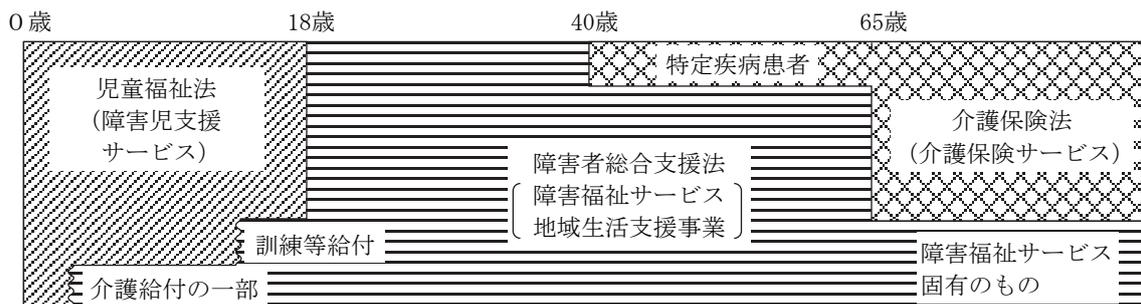
平成29年3月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」により、障害のある子ども・子育て支援等のサービス（障害児保育、障害のある児童が利用する放課後児童クラブ等）についても、障害児福祉計画に含めるよう要望があり、本計画はこれに応じることとしました。

なお、本計画においては、上記の児童福祉法に定める障害児通所支援等のサービスおよび子ども・子育て支援事業等の障害のある児童が利用するサービスを包括して「障害児支援サービス」といいます。

3 各サービスの適用年齢

障害者総合支援法の介護給付の多くは、18歳から64歳の障害のある人に適用され、18歳未満の障害のある児童には児童福祉法、65歳以上の障害のある人（要介護認定者）には介護保険法が適用されます。上記以外の福祉サービス等の多くは、18歳から64歳が身体障害者福祉法、18歳未満が児童福祉法、65歳以上が老人福祉法の適用となります。

図3 障害児支援サービス・障害福祉サービス・介護保険サービスの適用年齢区分



4 計画の性格等

(1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画であり、これらを一体のものとして、国の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に即して策定しました。
- ② この計画は、「ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次金沢市障害者計画）」の障害福祉サービス・障害児支援サービス分野の実施計画という性格を有しています。
- ③ また、「いしかわ障害者プラン」や「かなざわ子育て夢プラン」「金沢市地域福祉計画」「長寿安心プラン（金沢市老人福祉計画・金沢市介護保険事業計画）」「未来共創計画」との整合を図りました。

(2) 計画の範囲

- ① この計画のサービスの対象は、身体に障害のある人（児童）、知的障害のある人（児童）、精神に障害のある人（児童）（発達障害のある人（児童））を含みます。以下同じ。）、難病患者および小児慢性特定疾病患者等です。
- ② この計画の対象地域は、金沢市ですが、石川中央障害保健福祉圏域をはじめとした周辺市町と連携しながら進めていきます。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

図4 計画の期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次障害者計画						第5次障害者計画					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

(4) 計画の達成状況の点検および評価（PDCAサイクル）

障害者総合支援法第88条の2および児童福祉法第33条の21において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています（これをPDCAサイクル^(注)といいます。）。

そのため、この計画に盛り込んだ事項については、障害者（児）施策や関連施策等の動向も踏まえながら、本市の障害者施策推進協議会および障害者自立支援協議会等において、各年度の達成状況の点検と評価を行い、必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じます。

(注) 「PDCAサイクル」とは、様々な分野における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

5 基本目標

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ともに創り ともに生きる」社会をめざすノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次金沢市障害者計画）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、推進します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み

ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害の種別によらない一元的なサービスを実施し、必要とするサービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児支援サービスの提供体制の整備を進めます。

また、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域活動に取り組むための仕組みづくりや、地域資源の実態等を踏まえた包括的な支援体制の整備に取り組みます。

(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続等のニーズを踏まえた支援および就労支援の強化に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の強化等の諸課題に対応したサービス提供体制を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の推進やナチュラルサポートの構築に向けた取り組みなど、地域の社会資源の活用および関係機関との連携も含めた効果的な支援体制を整備します。

また、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、本人も家族も安心できる地域づくりを推進します。

就労支援の強化にあたっては、障害のある人本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」の創設に対応するとともに、多様な「はたらく」を希望する人に対し、適切かつ柔軟な支援に取り組みます。

(3) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童とその家族に対し、障害の疑いがある段階から質の高い専門的な発達支援を行う障害児支援サービスの充実を図るとともに、障害のある児童のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携してインクルージョンの推進を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、人工呼吸器を装着している障害のある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（以下「医療的ケア児」といいます。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の本人とその家族に寄り添った支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する児童に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(4) 障害福祉人材の確保および支援者支援

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多機関・多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることを関係機関と連携して積極的に周知・広報するほか、現場で働く職員の意欲や支援の質の向上に向けた方策等を検討します。

(5) 障害のある人の社会参加を支える取り組み

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、障害のある人の多様なニーズを踏まえた支援に取り組みます。

特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年制定）を踏まえ、障害のある人が文化芸術を享受・鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、金沢らしい文化やアートを生かした障害のある人の個性や能力の発揮および社会参加の促進の取り組みを進めます。

さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年制定）の趣旨を踏まえ、障害のある人による情報の取得・利用・意思疎通に係る取り組みの推進や支援者の育成に努めるとともに、障害のある人によるICTの活用等を促進します。

6 計画の策定方法

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査によるニーズ等の把握

令和4年10月から11月にかけて「第7期金沢市障害福祉計画」および「第3期金沢市障害児福祉計画」策定のための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を行いました。

表1 回収結果

区 分	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	2,000	1,139	1,131	56.6%
18歳未満	1,000	569	567	56.7%
合 計	3,000	1,708	1,698	56.6%

(2) 市民の意見の反映

障害のある人など市民の意見を反映させるため、市民フォーラムを令和6年3月に開催するとともに、インターネット等を活用してのパブリックコメント(意見募集)を行いました。なお、市民フォーラムは、動画配信によるオンライン参加ができるよう配慮し、開催しました。

(3) 金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会

障害のある人等の団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野からの代表からなる金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会において、この計画についての協議を行いました。

第 1 章

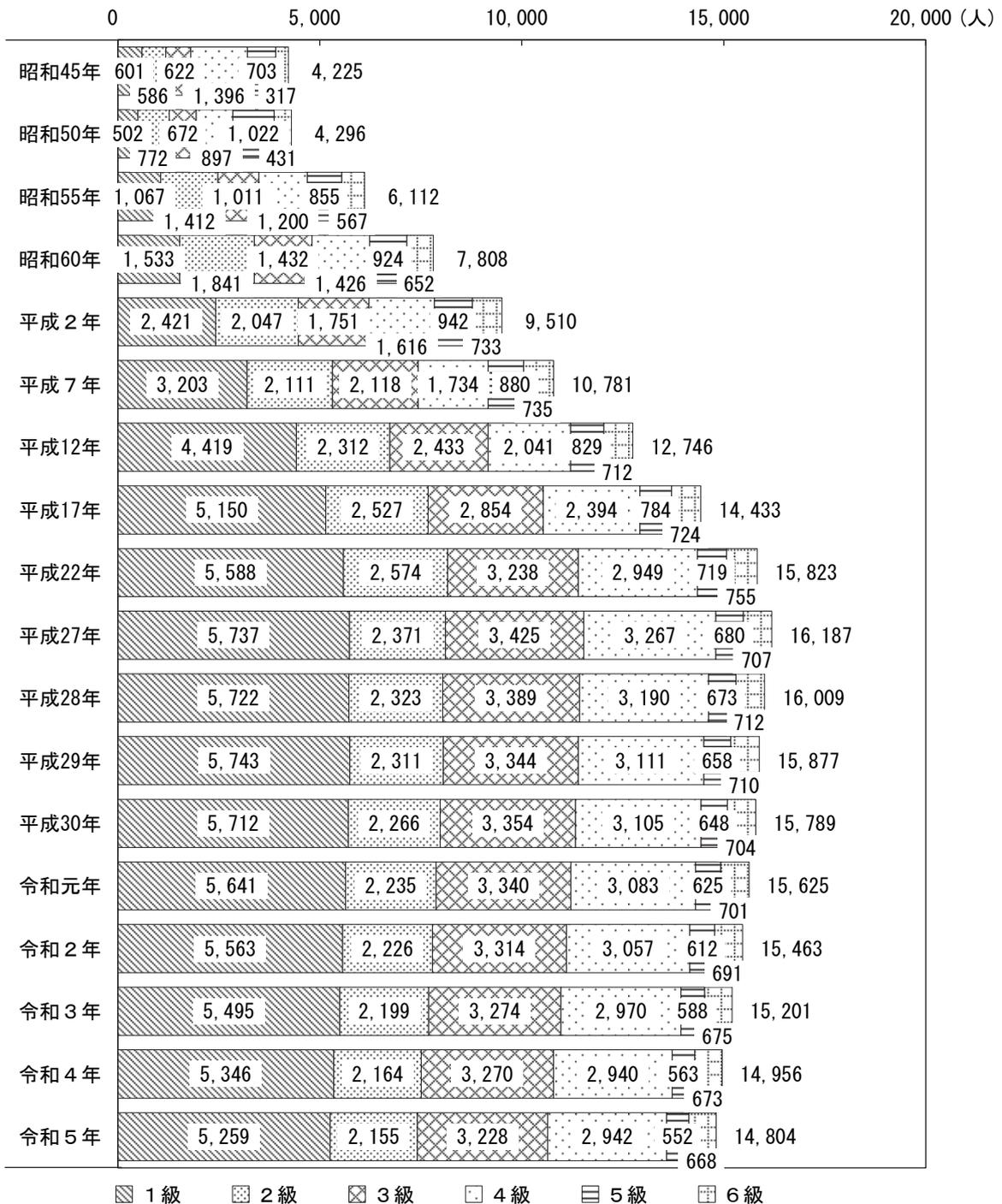
障害者手帳所持者・
障害支援区分認定者

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在14,804人で、平成27年以降は減少しています。いずれの等級も減少傾向にあります。この主な要因は高齢化です。

図1-1 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月末現在）

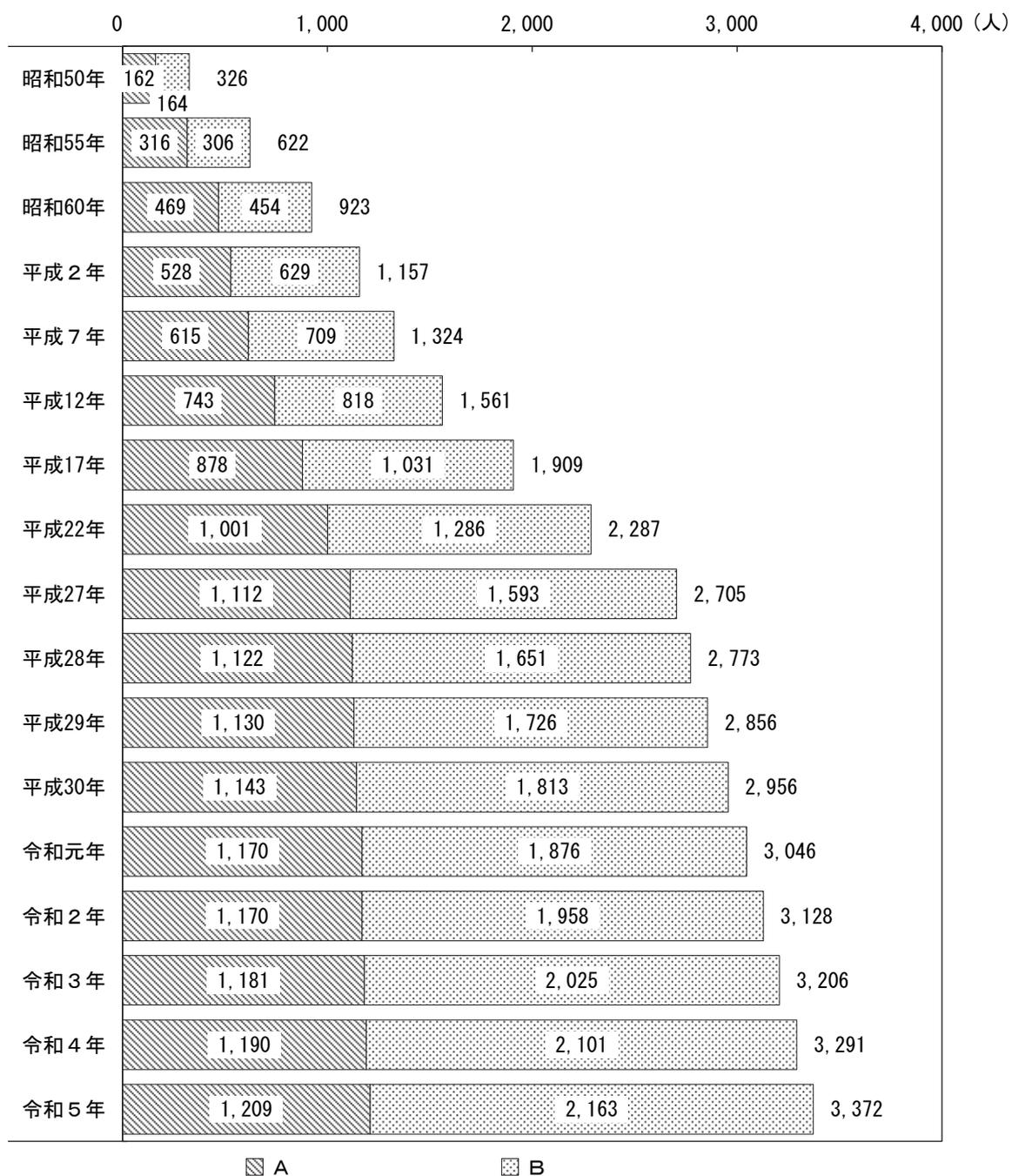


(2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。制度発足当初は、A（重度）およびB（その他）の2段階の区分でしたが、現在は、AⅠ（最重度）、AⅡ（重度）、A身（障害の程度は中度であって身体障害を重複している人）、BⅠ（中度）およびBⅡ（軽度）の5段階としています。

図1-2でみると、制度が十分浸透していなかった昭和50年は326人でしたが、その後一貫して増加しており、令和5年3月末現在には3,372人になっています。

図1-2 療育手帳所持者数の推移（各年3月末現在）

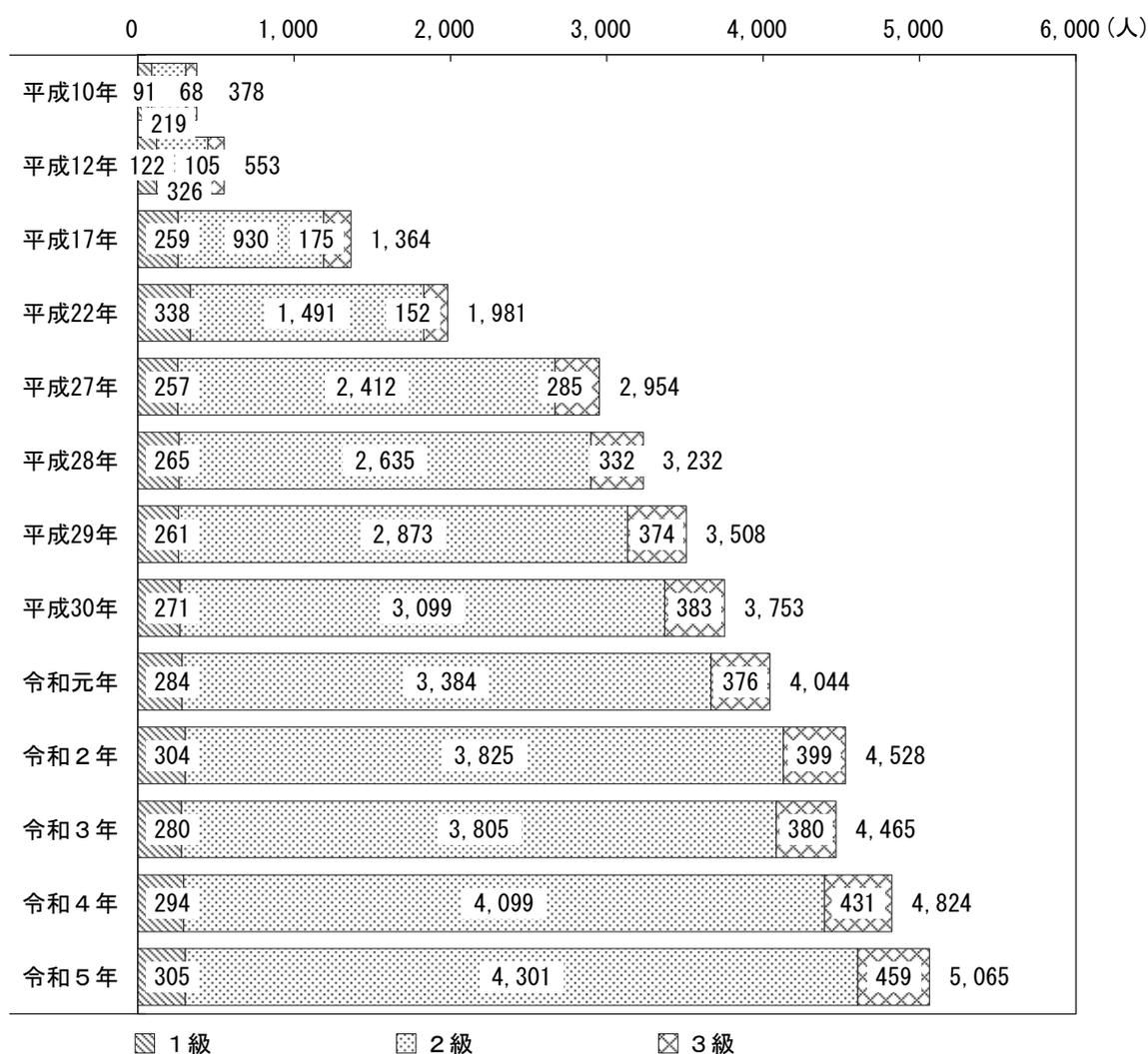


(3) 精神に障害のある人

① 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成7年に精神保健法が改正され、法律名も「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。しかし、精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けずに、精神通院医療を受けている人も多くいるため、精神に障害のある人の実数は手帳所持者数を大きく上回ると考えられます。障害者雇用率の引き上げにより、手帳所持者は増加を続けると推察されます。

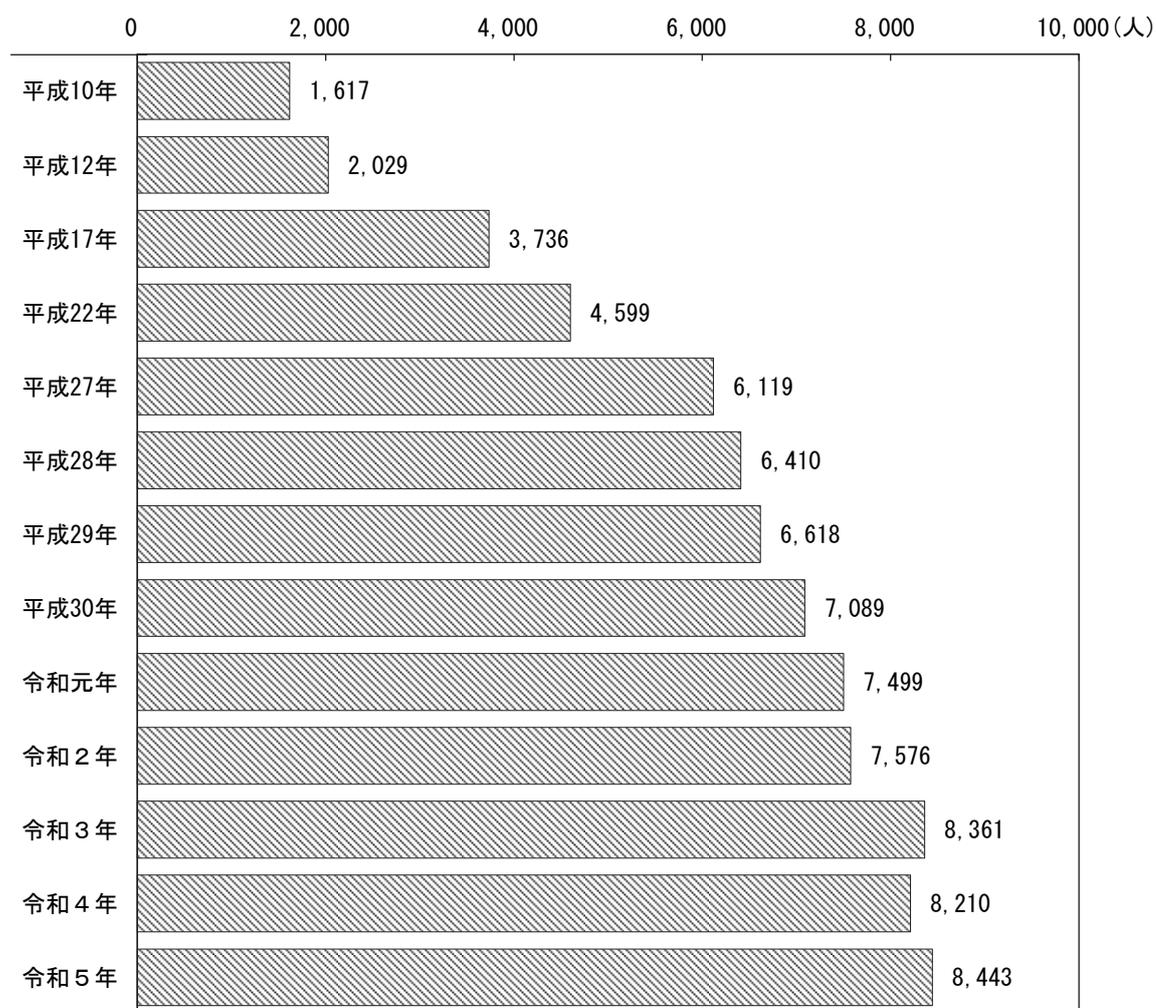
図1-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月末現在）



② 精神障害者通院医療費受給者数

令和5年6月末現在の精神障害者通院医療費の受給者数は8,443人になりますが、入院患者も含めると、精神に障害のある人の実数は、これよりもさらに多いと考えられます。

図1-4 精神障害者通院医療費受給者数の推移（各年6月末現在）



(注)「通院」は精神障害者通院医療費公費負担医療受給者数
資料：「病院報告」

(4) 年齢別障害者手帳所持者数

表1-1は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の年齢3区分別の所持者数です。

身体障害者手帳所持者は、高齢化が進み、0～17歳・18～64歳は減少していくと推察されます。療育手帳所持者は、18～64歳が68%を占めていますが、この世代の高齢化により65歳以上が増加していくと考えられます。精神障害者保健福祉手帳所持者は、就労世代である18～64歳を中心に、増加を続けると考えられます。

表1-1 年齢別障害者手帳所持者数

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合 計
身体障害者手帳	248	3,615	10,941	14,804
療育手帳	793	2,307	272	3,372
精神障害者保健福祉手帳	71	4,076	918	5,065

(注) 令和5年3月末現在

2 障害支援区分認定者等

(1) 障害支援区分認定者数

障害者総合支援法の障害支援区分（平成25年度までは「障害程度区分」でした。）は、区分1～6の6段階となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます。）利用者については、区分A～Cの3段階となっていました。令和5年10月現在の認定者数は2,667人です（図1-5）。この認定者数は、3つの手帳所持者の合計の11.5%に当たります。

なお、図1-5の障害支援（程度）区分認定者数は、18歳以上の障害のある人を対象としており、18歳未満の障害のある児童については、①発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、②乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど検討課題が多く、③現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けられていません。

障害福祉サービスのうち、表1-2のサービスは、該当する障害支援区分の認定を受けなければ利用できません。訓練等給付など、表1-2に該当しないサービスであっても、障害支援区分の一次判定を受けなければなりません。

図1-5 障害支援（程度）区分認定者数の推移

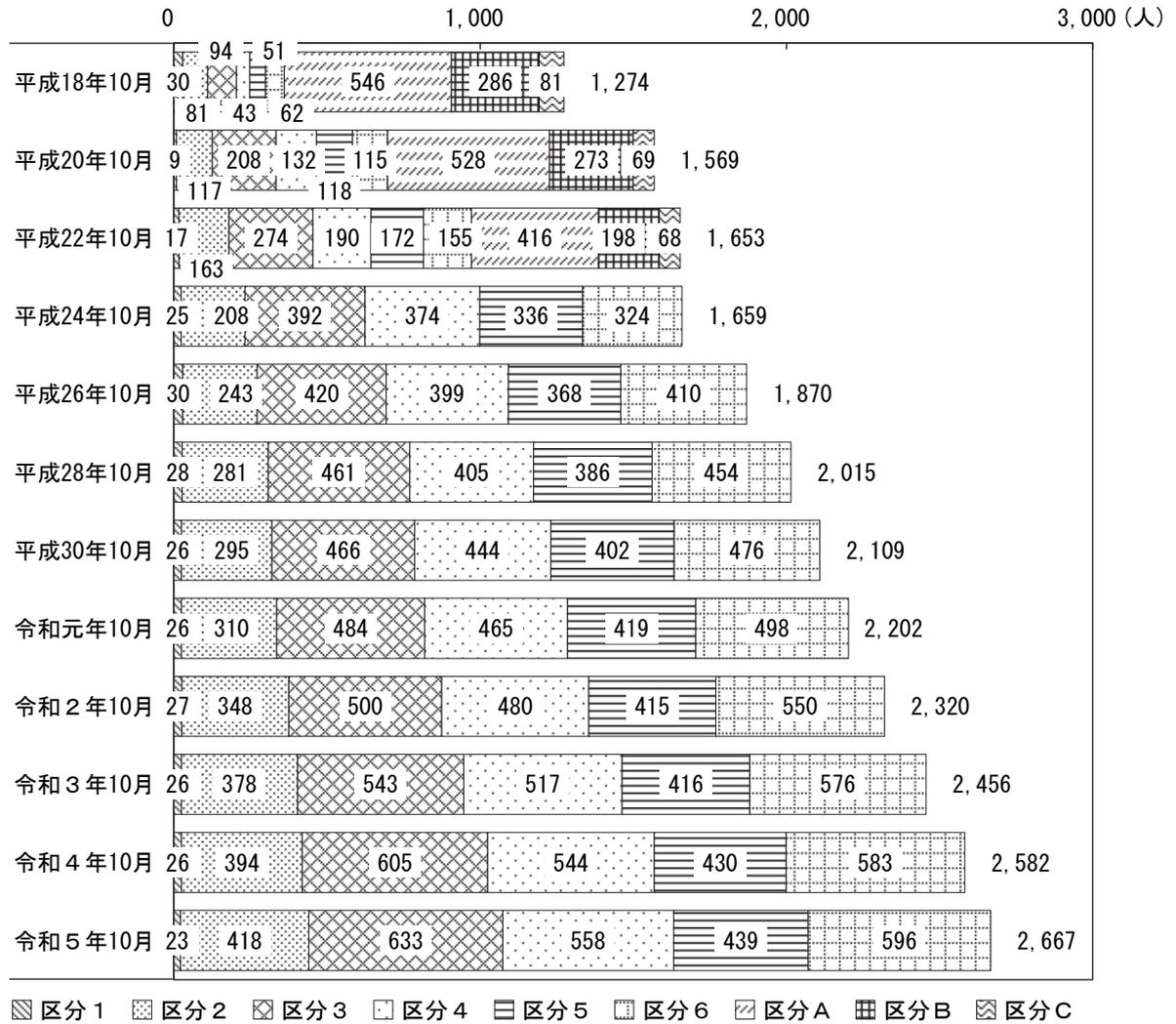


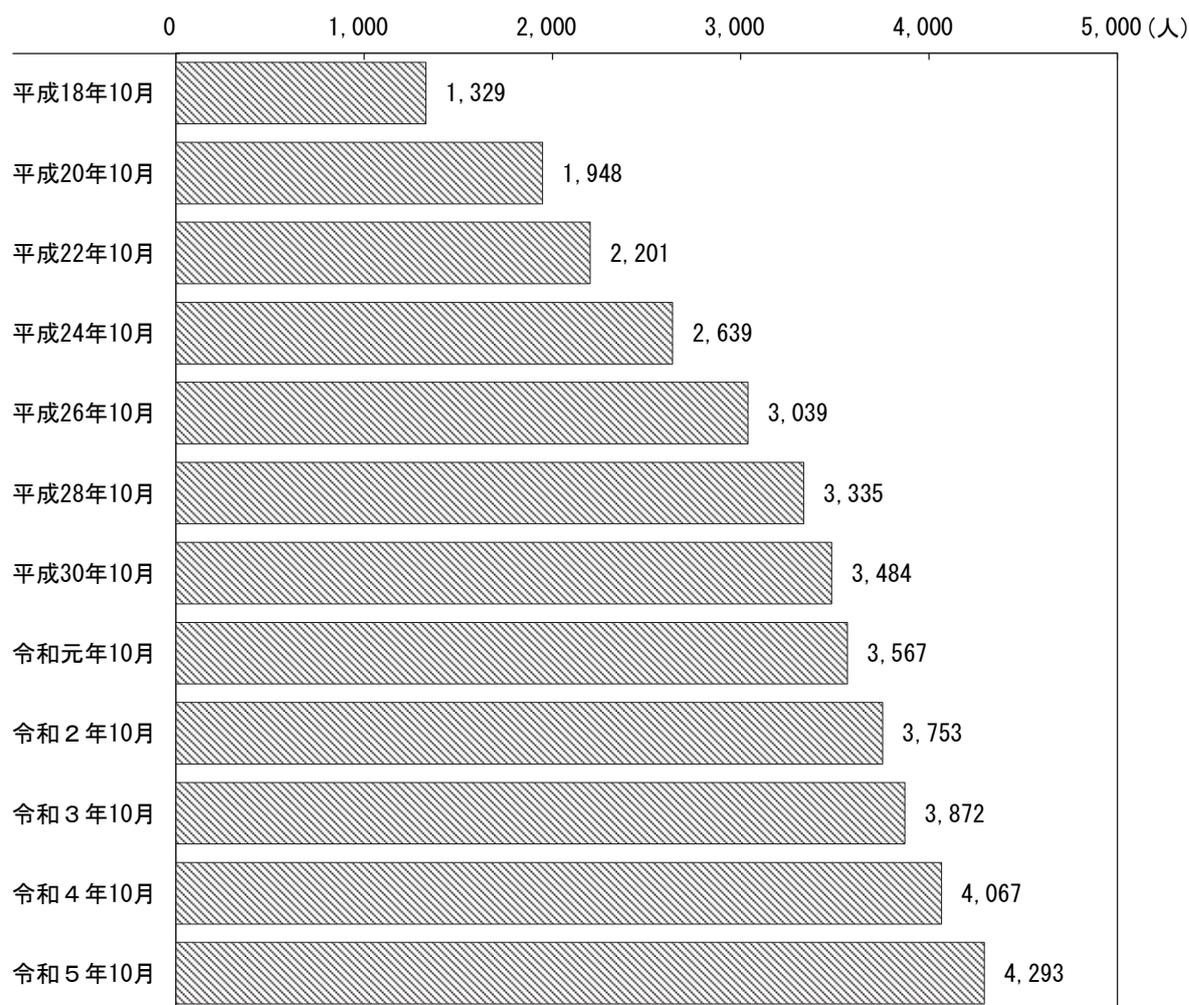
表1-2 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上、かつ、他に該当条件あり）	短期入所	区分1以上
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
行動援護	区分3以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

(2) 障害福祉サービス支給決定者数

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図1-6は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続け、令和5年10月には4,293人になりました。

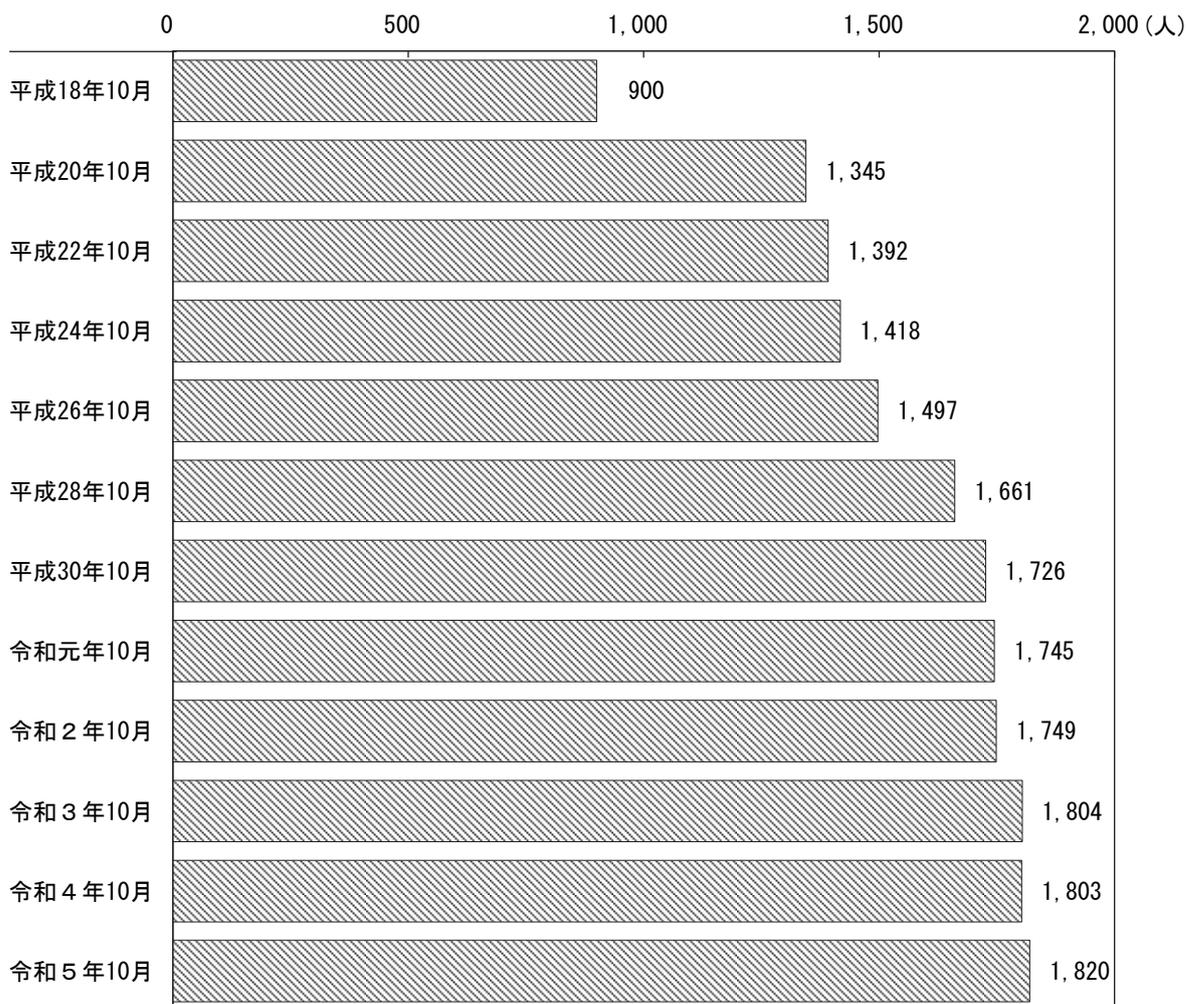
図1-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年10月現在）



(3) 地域生活支援事業利用決定者数

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業および地域活動支援センター事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図1-7は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者数ほどの増加は見られません。

図1-7 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年10月現在）

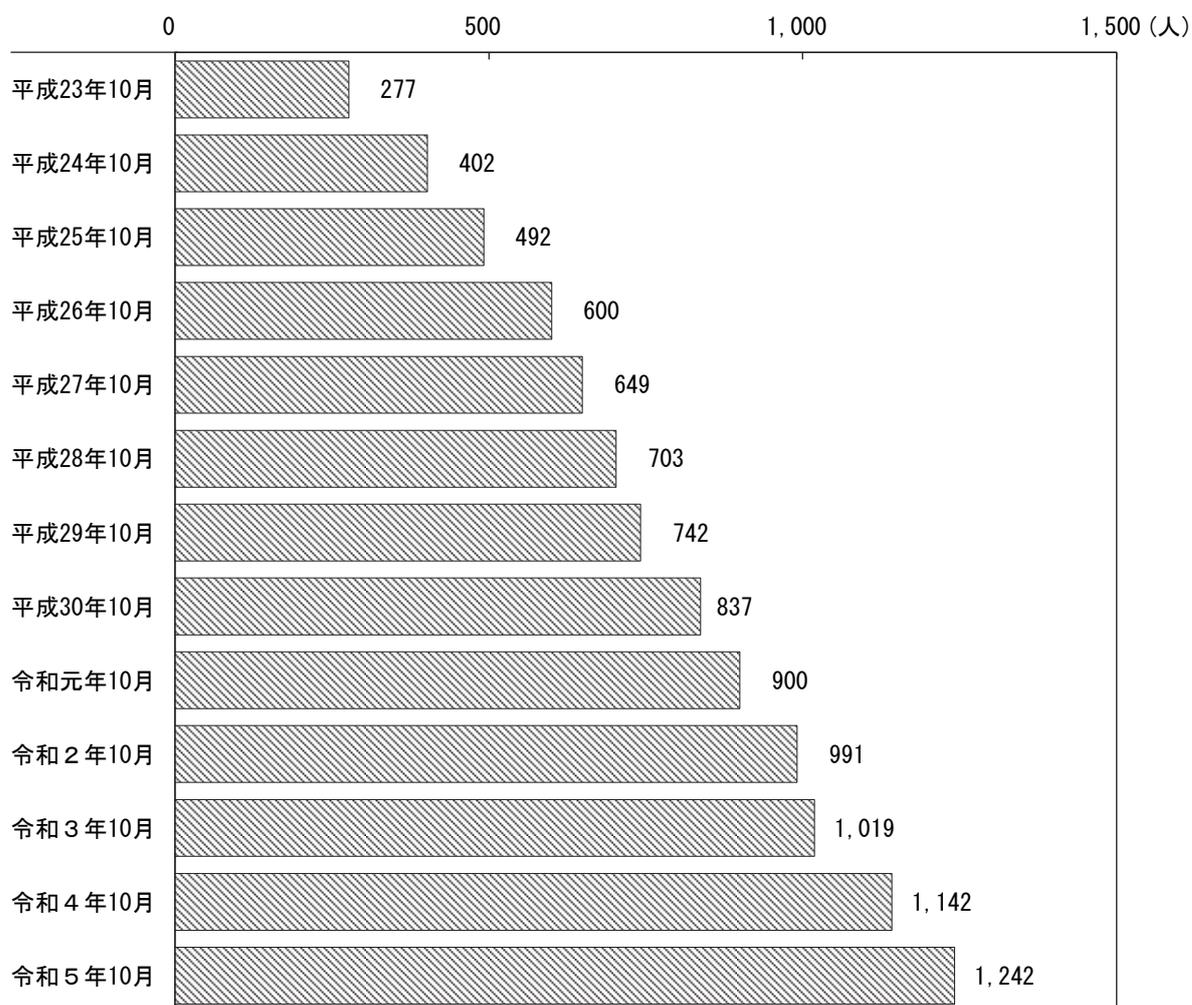


(4) 障害児支援支給決定者数

前述したように、18歳未満の障害のある児童には障害支援区分は設けられていませんが、障害児通所支援等を利用しようとする場合には、市による支給決定を受けなければなりません。なお、本市は児童相談所を設置しているので、障害児入所給付の決定も行っています。

現在の制度が開始されてからの障害児支援支給決定者数の推移は図1-8のとおりですが、令和5年10月の1,242人の7割近くが、放課後等デイサービスの利用児です。

図1-8 障害児支援支給決定者数の推移（各年10月現在）



第 2 章

サービス利用者のニーズ等

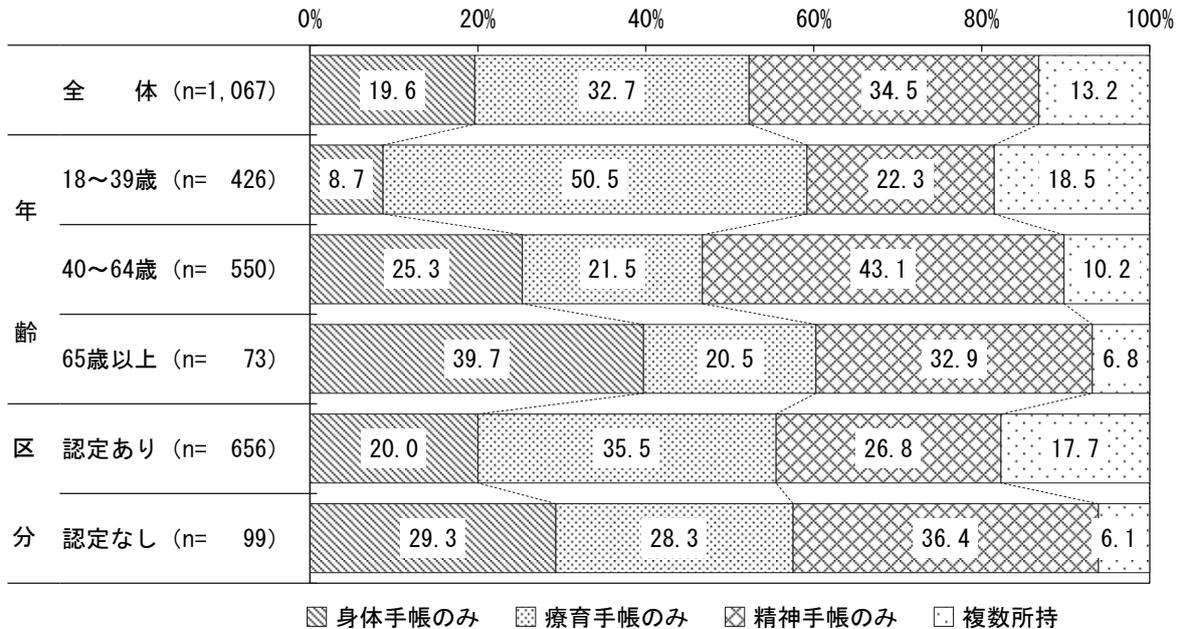
本章は、令和4年10月から11月にかけてサービス利用者を対象に実施した金沢市障害福祉計画・障害児福祉計画アンケートの結果から、必要部分を抜粋したものです。本調査結果について詳しくお知りになりたい方は、「金沢市障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート結果報告書」（令和5年3月）をご覧ください。

なお、本章の調査結果の比率（％）は、無回答を除いて計算しています。

1 回答者の属性

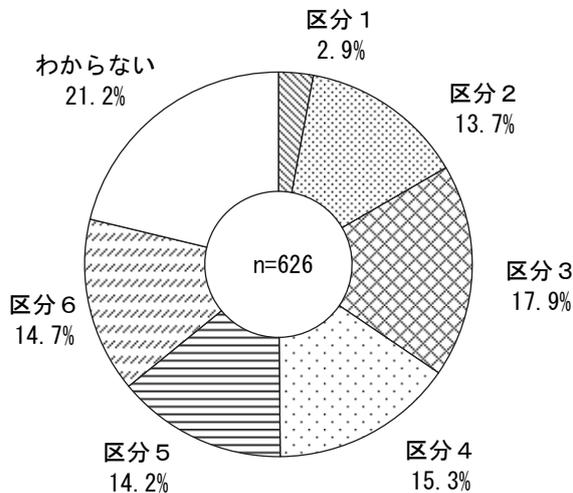
18歳以上のサービス利用者の障害者手帳の所持状況は、「身体障害者手帳のみ」が19.6%、「療育手帳のみ」が32.7%、「精神障害者保健福祉手帳のみ」が34.5%、「複数所持」が13.2%です。

図2-1 手帳の所持状況（18歳以上）



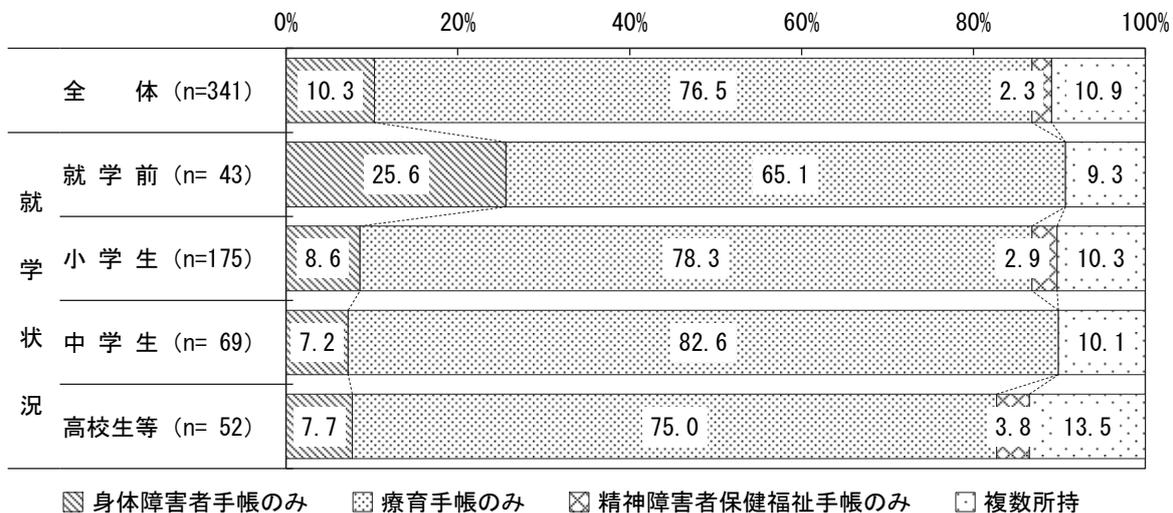
障害支援区分認定を受けている人の区分分布は、図2-2のとおりです。重度の区分6（14.7%）と区分5（14.2%）を合わせると30%弱あります。

図2-2 認定者の障害支援区分



18歳未満の回答者の障害者手帳の所持状況は、「身体障害者手帳のみ」が10.3%、「療育手帳のみ」が76.5%、「精神障害者保健福祉手帳のみ」が2.3%、「複数所持」が10.9%です。

図2-3 手帳の所持状況（18歳未満）



2 今後の生活

現在の住まいは「持ち家」などの「自宅」の占める割合が高く、今後（18歳未満は学校卒業後）の住まいも「自宅」が高くなっていますが、18歳以上における「グループホーム・福祉ホーム」は、現在（8.2%）と今後（13.7%）で5ポイント程度の差がみられます。特に、障害支援区分認定を受けている人では、現在（10.7%）と今後（17.7%）で7ポイントの差がみられ、希望者は多いと推察されます。

図2-4 現在の住まい

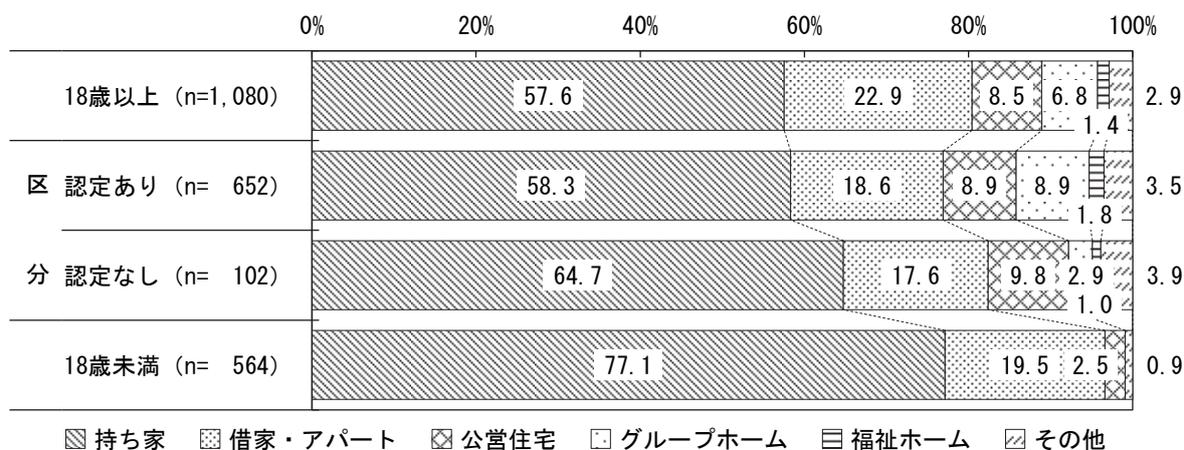


図2-5 これからの生活をどこで送りたいか

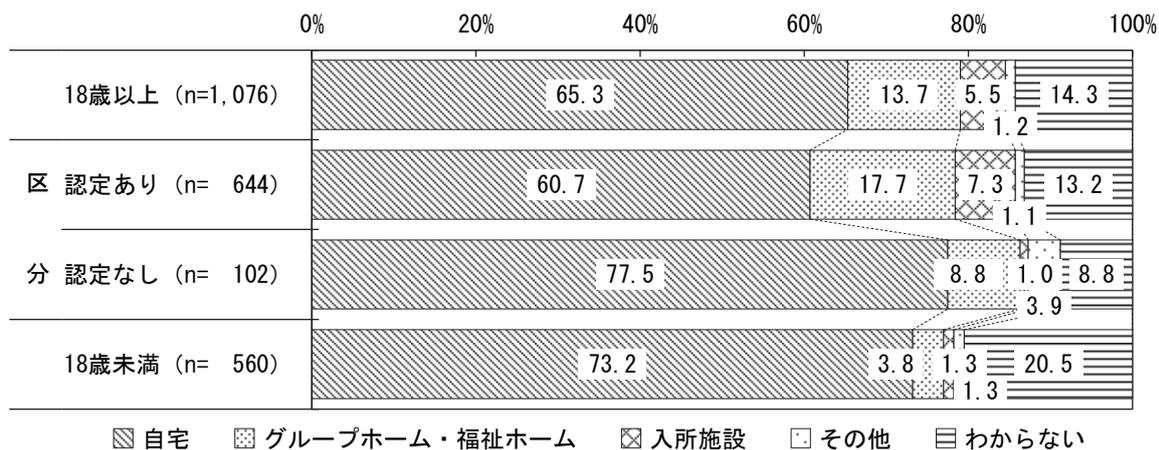
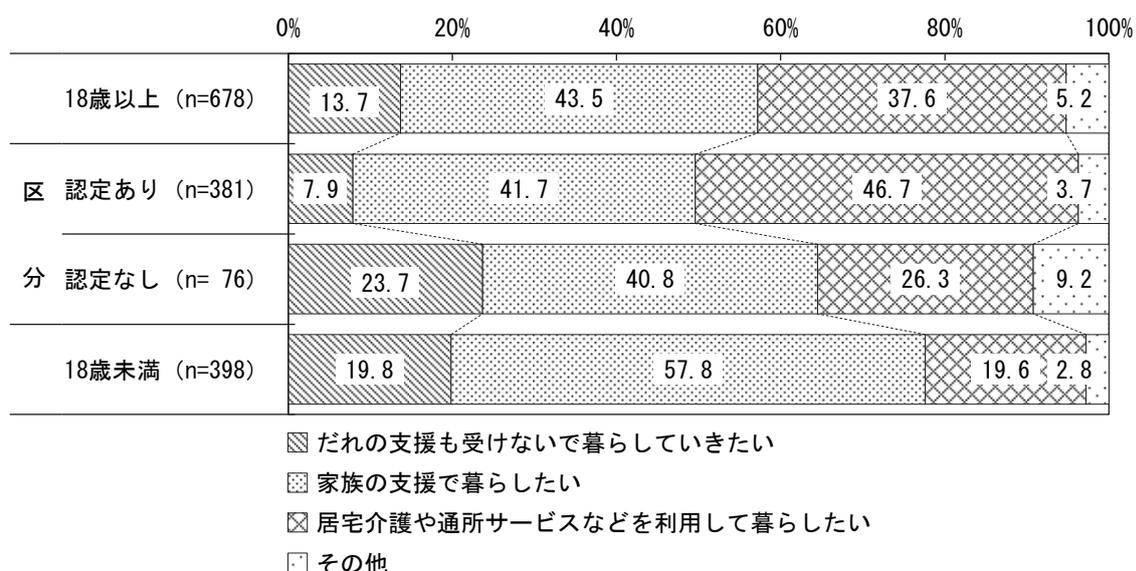


図2-6は、図2-5で「自宅」と答えた人の自宅での暮らし方の希望をみたものです。障害支援区分認定を受けていない18歳以上と18歳未満では「家族の支援で暮らしたい」が最も高い一方、障害支援区分認定を受けている18歳以上では「居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が最も高くなっています。

図2-6 これからの生活を自宅でどのように送りたいか



3 緊急時等の生活支援

金沢市では、何らかの急な理由により家族（親など）と一緒に過ごすことができなくなり、緊急な支援が必要となった障害のある人を支えるため、「地域生活支援拠点推進事業」（令和2年10月運用開始）に取り組んでいます。

この取り組みの一環として、「かなざわ安心プラン」（サービス等利用計画）を「親なき後」など将来を見据えた「Myライフプラン」や緊急時などに備えた「クライシスプラン」と一緒に作成しています。このことを「知っている」人は、障害支援区分認定を受けている18歳以上と18歳未満では2割台となっています。

図2-7 「かなざわ安心プラン」の認知度

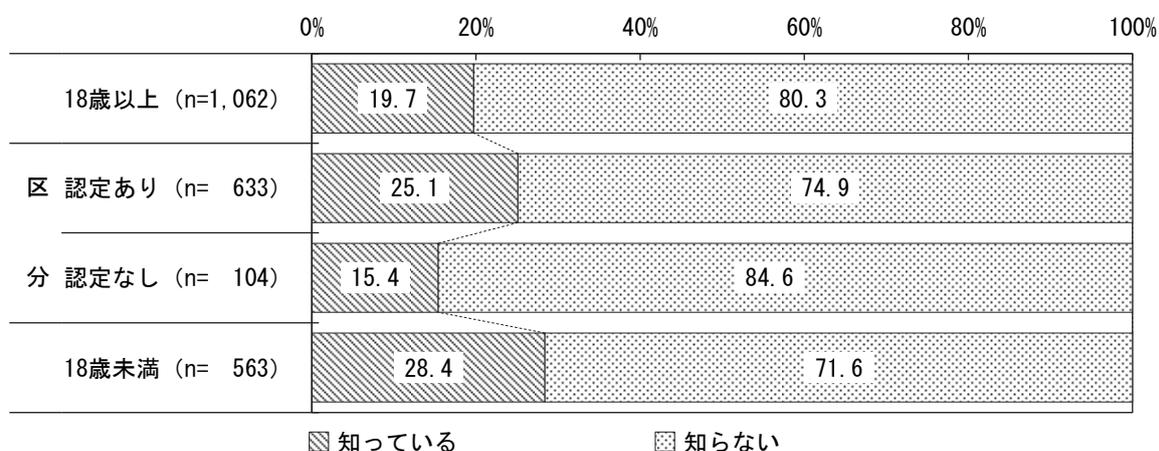
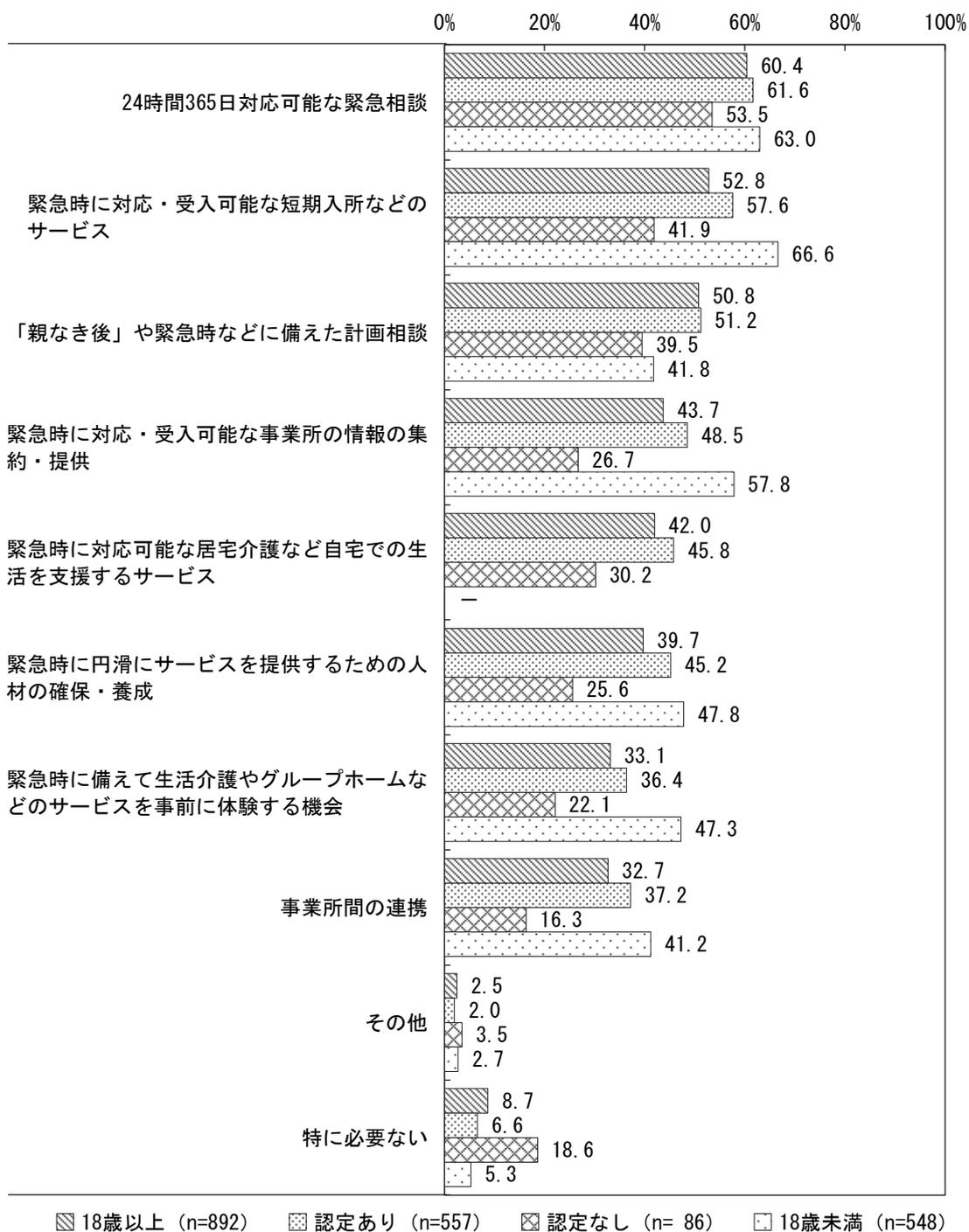


図2-8は、何らかの急な理由により家族（親など）と一緒に過ごすことができなくなったときなどに備えた取り組みとして、必要なことについてたずねた結果です。18歳以上は「24時間365日対応可能な緊急相談」（60.4%）、18歳未満は「緊急時に対応・受入可能な短期入所などのサービス」（66.6%）が最も高くなっています。なお、18歳未満でも、「24時間365日対応可能な緊急相談」（63.0%）は高く、全体として緊急相談へのニーズが高いと言えます。

図2-8 緊急時等に備えて取り組むべきこと（複数回答）



(注) 18歳未満のアンケートには、選択項目に「緊急時に対応可能な居宅介護など自宅での生活を支援するサービス」はなかった。

4 サービス等の利用満足度と利用意向

(1) 障害福祉サービス

図2-9は、各サービスを「利用している」人の満足度をサービスごとに比較したものです。いずれのサービスにおいても「満足している」が「不満がある」を上回っています。「不満がある」サービスとしては、同行援護が21.4%、短期入所（ショートステイ）が20.3%などとなっています。短期入所（ショートステイ）は、障害福祉サービスの中で「満足している」との差が比較的小さくなっています。

図2-9 利用サービス別の障害福祉サービスの満足度

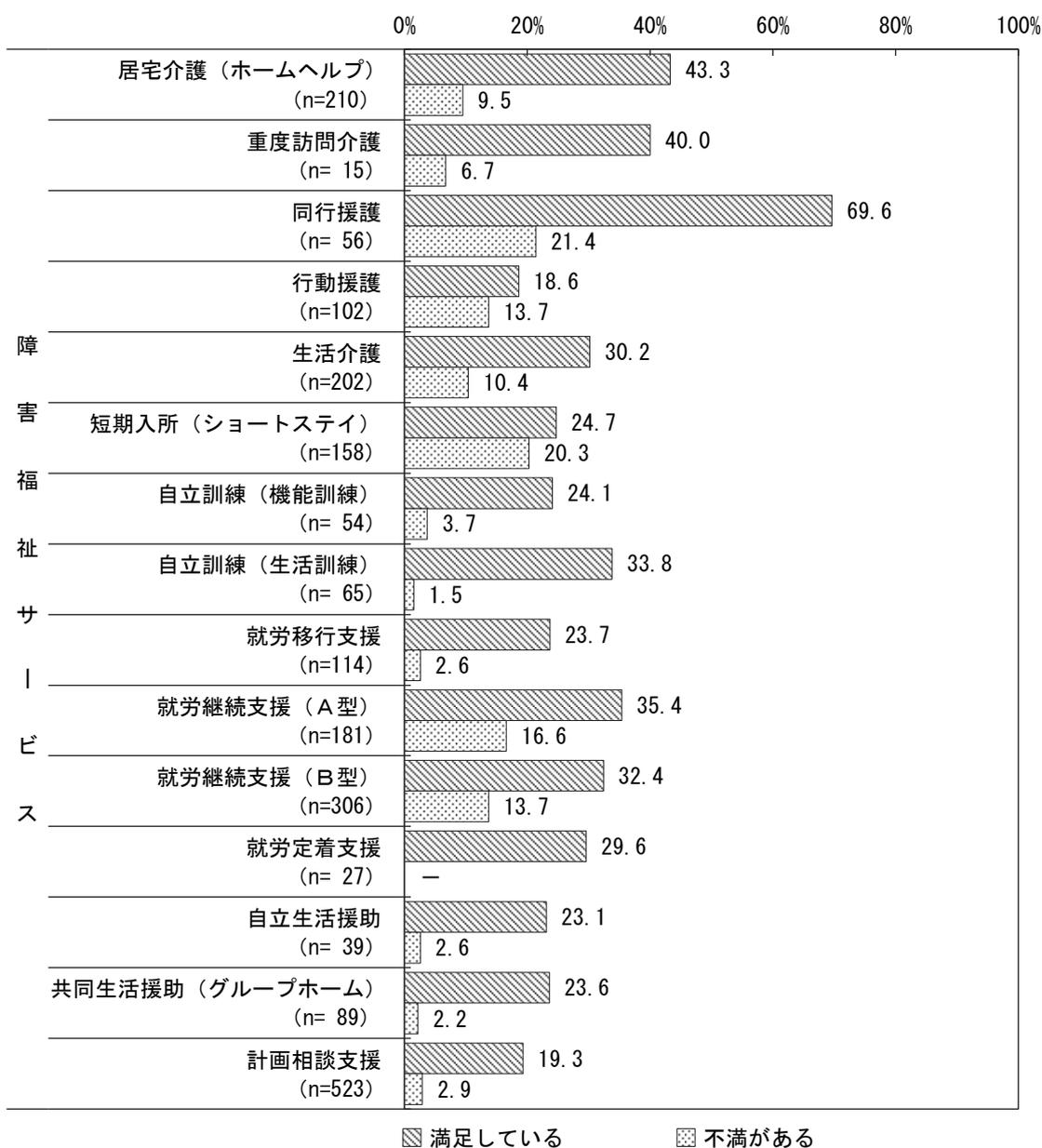
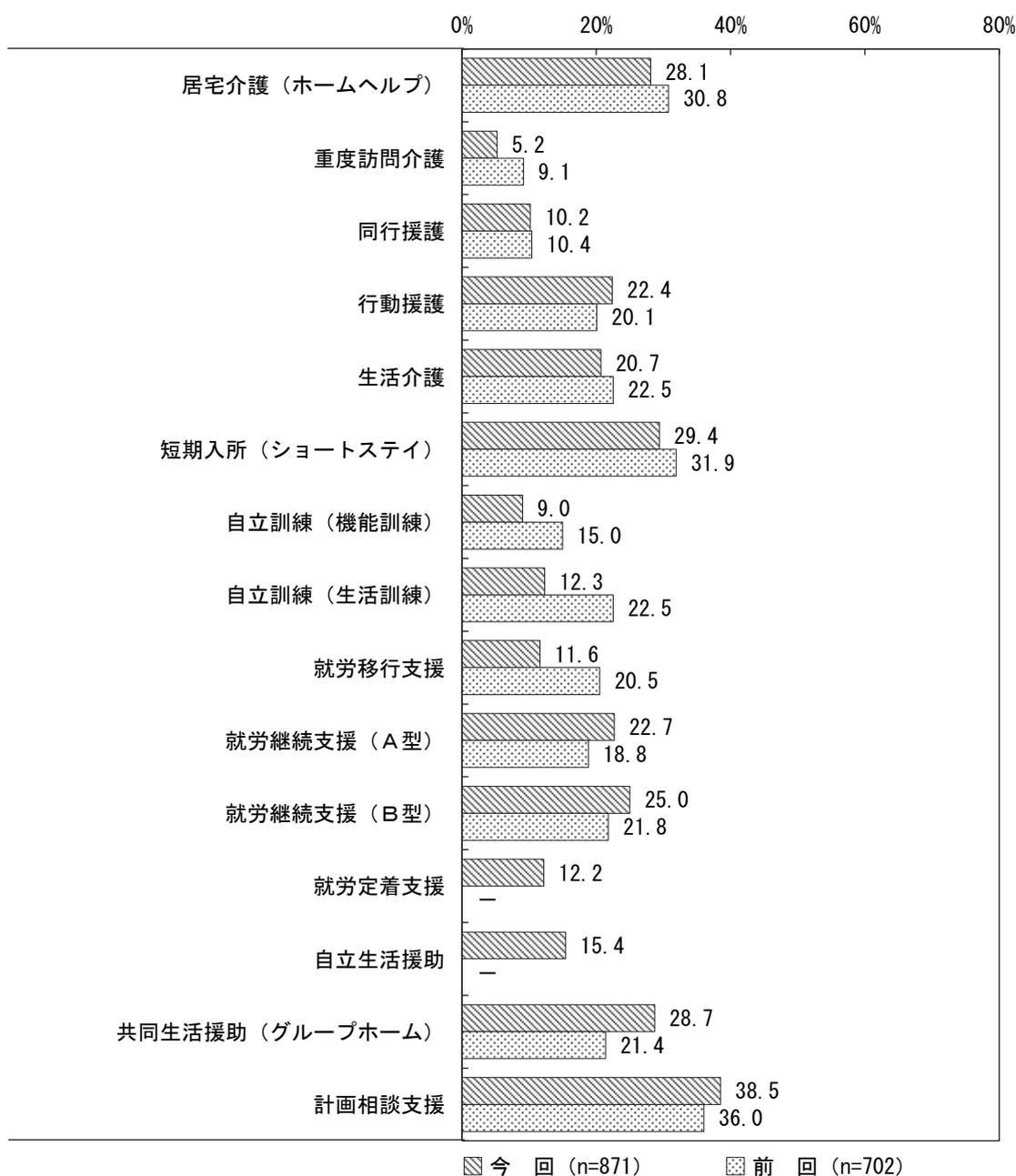


図2-10は、今後利用したい障害福祉サービスについて、今回と同様にサービス利用者を対象として実施した平成28（2016）年の前回のアンケート結果と比較したものです。「自立訓練（生活訓練）」が11ポイント程度、就労移行支援が9ポイント程度低下する一方、「共同生活援助（グループホーム）」が7ポイント程度上昇しています。なお、現在利用しているサービスの中で「満足している」と「不満がある」との差が最も小さい「短期入所（ショートステイ）」は、大きな変化はみられず、引き続き、一定程度のニーズが見込まれます。

図2-10 今後利用したい障害福祉サービス（複数回答）



(2) 地域生活支援事業

図2-11は、地域生活支援事業を「利用している」人の満足度を事業ごとに比較したものです。訪問入浴サービス事業で「不満がある」が「満足している」を上回っているほかは、いずれも「満足している」が「不満がある」を上回っています。「不満がある」サービスをみると、移動支援事業が35.5%と最も高く、訪問入浴サービス事業（22.2%）を上回っています。

図2-11 利用サービス別の地域生活支援事業の満足度

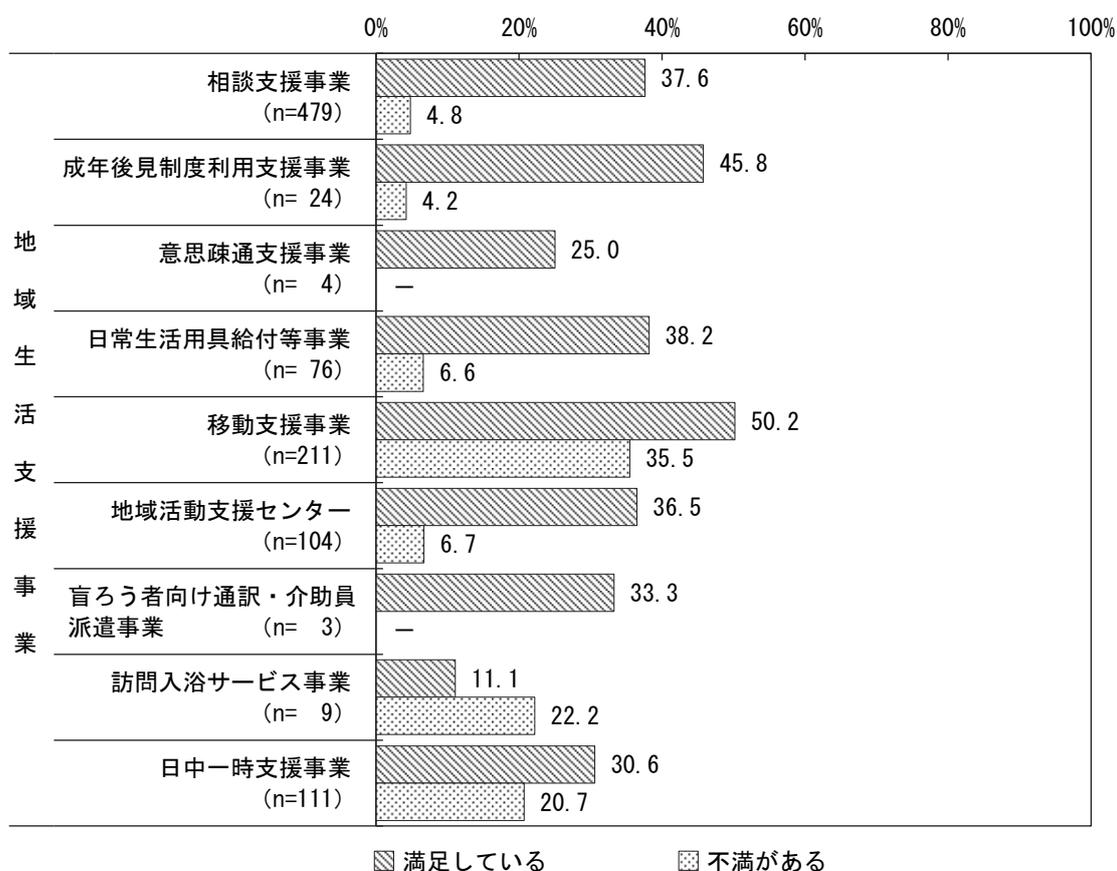
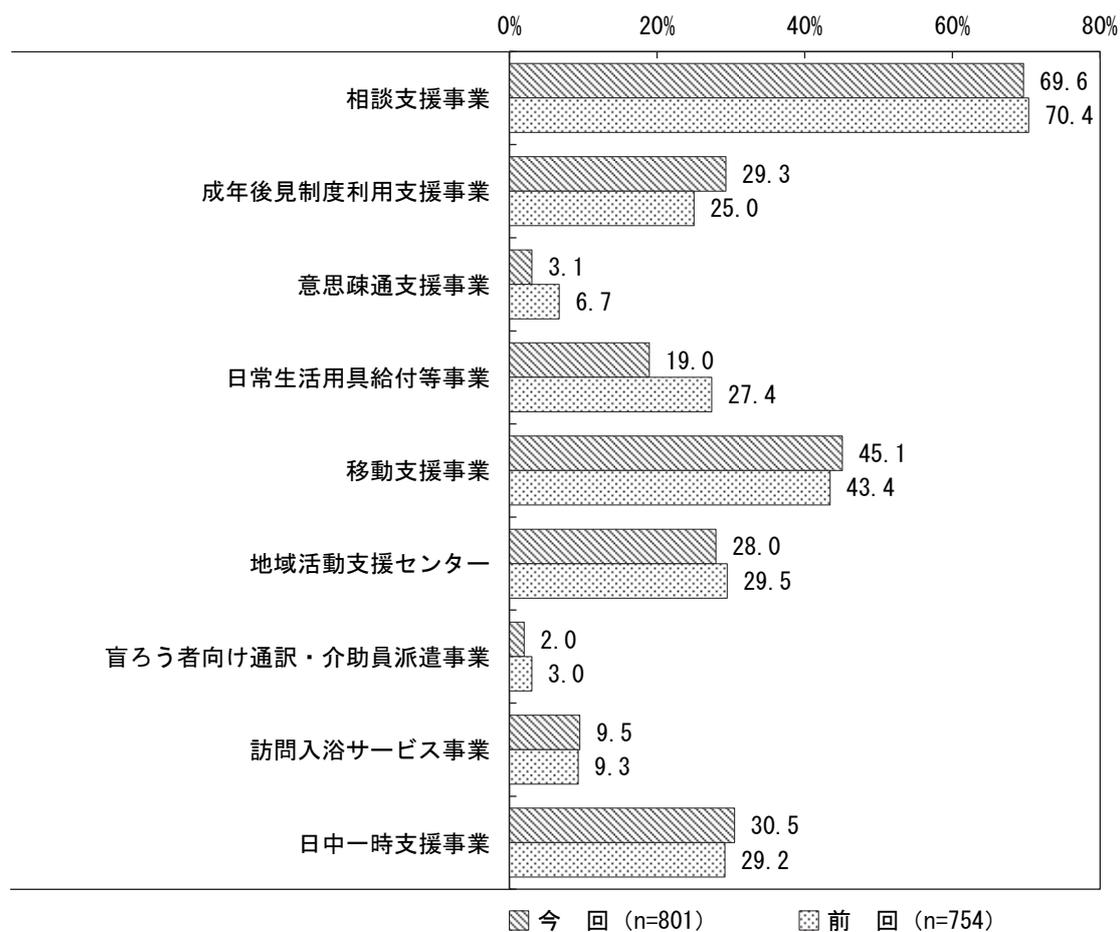


図2-12は、今後利用したい地域生活支援事業について、前回・平成28（2016）年に実施した同様のアンケート結果と比較したものです。「日常生活用具給付等事業」が8ポイント程度低下しているほかは、「不満がある」が比較的高い「移動支援事業」や「訪問入浴サービス事業」をはじめ、あまり変化はみられず、引き続き、一定程度のニーズが見込まれます。

図2-12 今後利用したい地域生活支援事業（複数回答）



(3) 障害児支援サービス等

図2-13は、各サービス等を「利用している」児童の満足度をサービス等ごとに比較したものです。短期入所（ショートステイ）で「不満がある」が「満足している」を上回っているほかは、いずれも「満足している」が「不満がある」を上回っています。「不満がある」サービス等をみても、短期入所（ショートステイ）が33.3%と最も高くなっています。

図2-13 利用サービス別の障害児支援サービス等の満足度

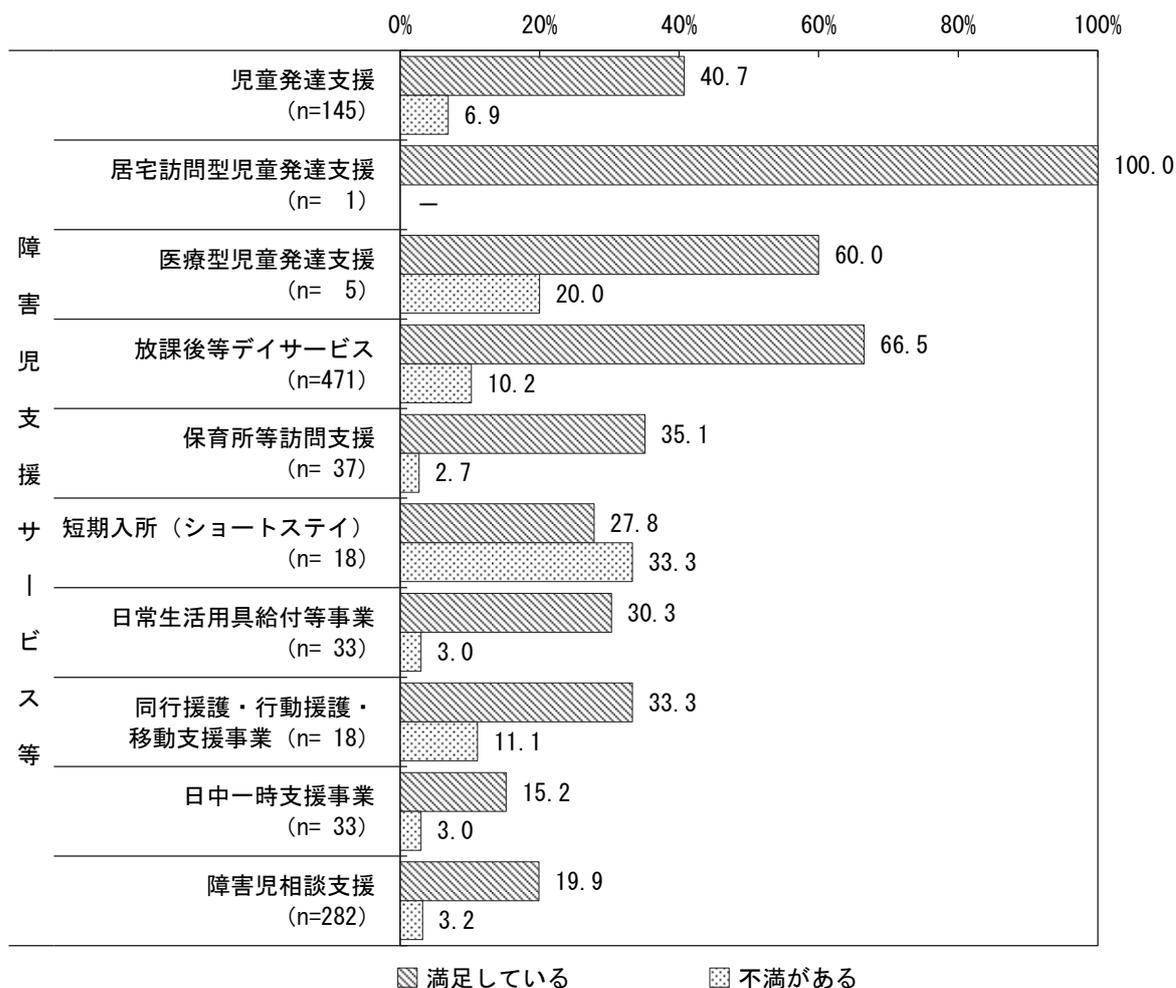
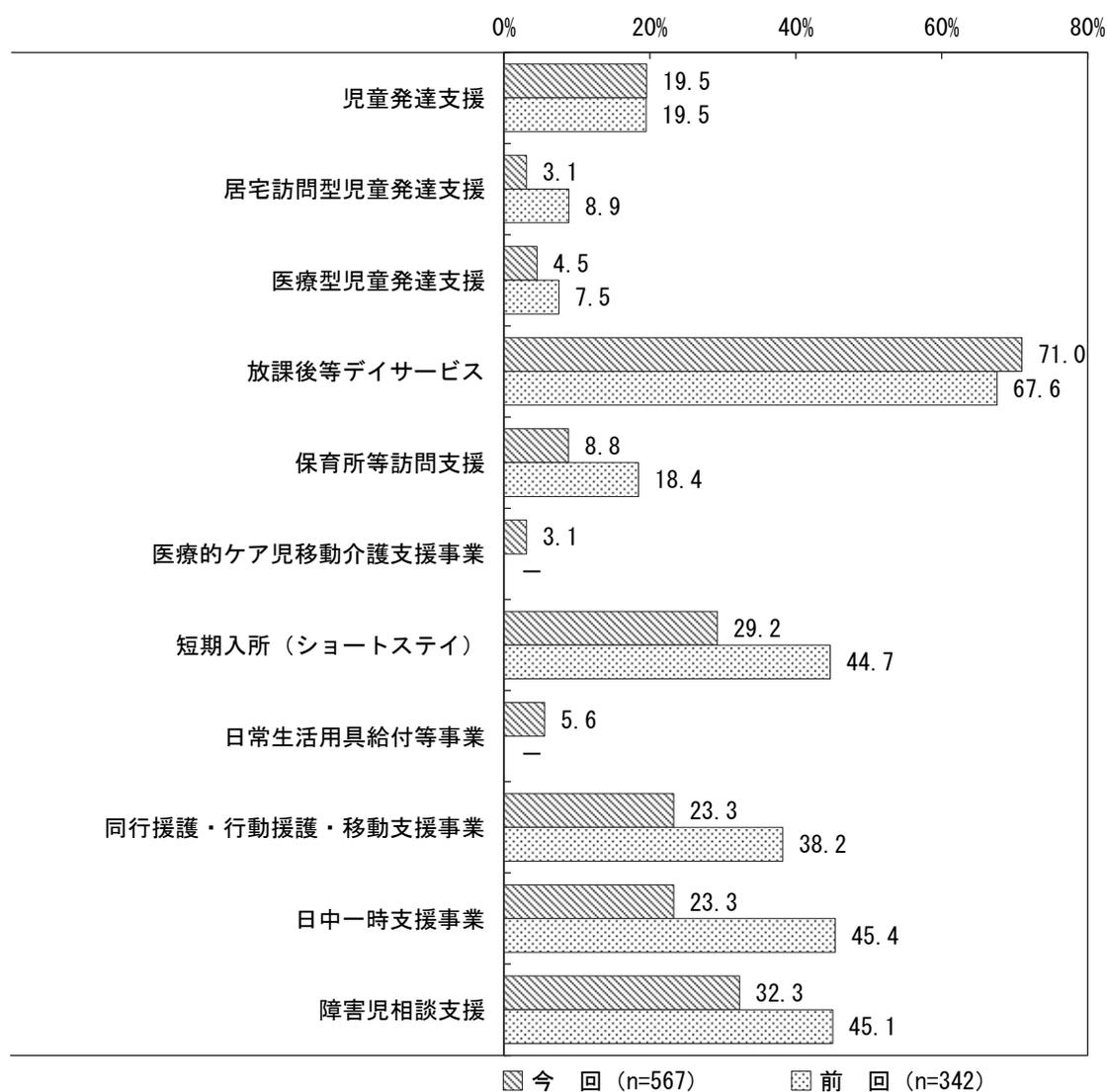


図2-14は、今後利用したい障害児支援サービス等について、前回・平成28（2016）年に実施した同様のアンケート結果と比較したものです。「放課後等デイサービス」は、障害福祉サービス、地域生活支援事業を通じて最も高く、引き続き、ニーズの高まりが見込まれます。なお、「放課後等デイサービス」に続いて高くなっている「障害児相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」、「同行援護・行動援護・移動支援事業」、「日中一時支援事業」は、いずれも10ポイント以上低下しています。

図2-14 今後利用したい障害児支援サービス等（複数回答）



(注) 前回は、選択項目に「医療的ケア児移動介護支援事業」と「日常生活用具給付等事業」はなかった。

第 3 章

重点施策

1 地域生活支援拠点推進事業の充実・強化

(1) 地域における居住支援の在り方

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議において、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホームや小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」とされており、平成28年度に自立支援協議会に地域生活支援拠点等整備検討専門部会を設置し、検討してきました。

また、障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設への入居または病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域の社会資源を最大限に活用することにより障害のある人等の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の面的整備を進め、令和2年10月より、金沢市地域生活支援拠点推進事業として運用を開始しました。

(2) 地域生活支援拠点が担う機能

本市の地域生活支援拠点の整備にあたっては、障害福祉サービス等提供事業所や医療関係機関、教育関係機関等の社会資源が多く存在するという特長を生かし、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるため、次の機能を地域の事業所で担うこととしました。

① 相談支援

緊急相談を受け付けるとともに、サービス未利用者への訪問調査等により地域の要支援者の把握を推進します。また、サービス利用者の「親なき後」や緊急時に備え、相談支援専門員が本市独自のサービス等利用計画・障害児支援計画である「かなざわ安心プラン」を作成します。

② 緊急時の受入れ・対応

緊急時に、自宅での生活が困難となった場合等に、相談支援専門員等が障害福祉サービス等を提供する地域の事業所と連携し、緊急受入を実施します。

③ 体験の機会・場の提供

相談支援専門員が地域の事業所と連携するなどして、地域で自立した生活を実現するための障害福祉サービス等の体験利用の機会・場を提供します。

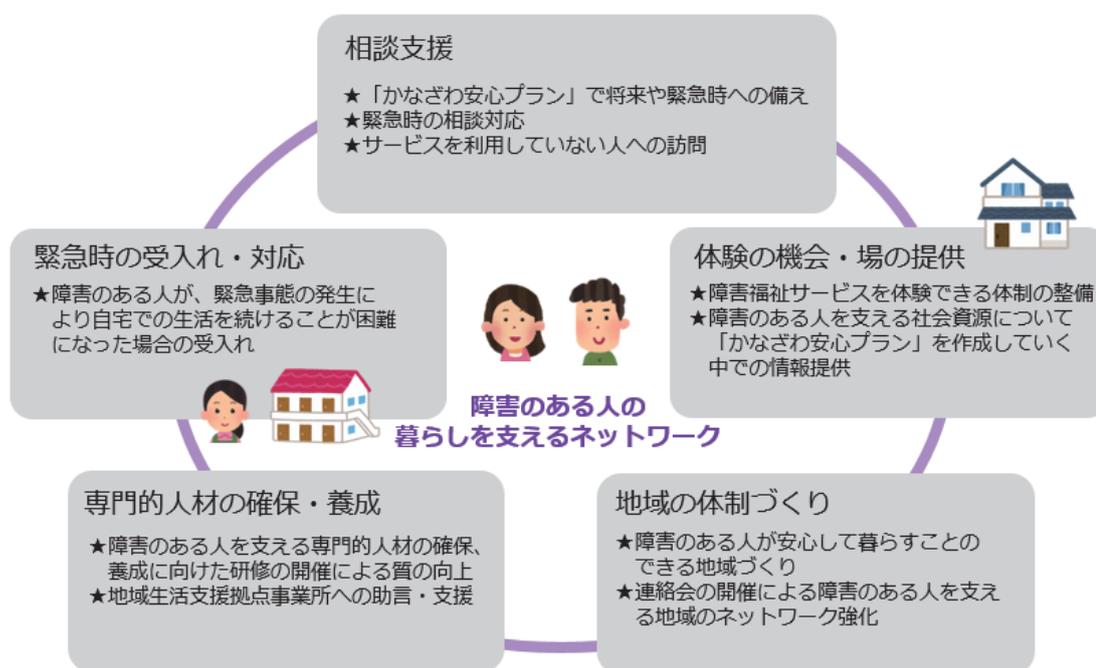
④ 専門的人材の確保・養成

金沢市障害者基幹相談支援センターに任命配置した地域連携コーディネーターを中心に、地域生活支援拠点を担う地域の事業所の専門的人材の確保・養成に向けた研修等を実施します。

⑤ 地域の体制づくり

地域連携コーディネーターを中心に、地域の障害福祉サービス事業所等に対し、①相談支援、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供を担う地域生活支援拠点事業所への登録を推進するとともに、登録事業所への助言・支援や連絡会議の開催を通じて連携を強化していきます。

図3-1 金沢市における地域生活支援拠点のイメージ図



(3) 地域生活支援拠点推進事業の充実・強化に向けた取り組み

地域生活支援拠点推進事業の充実に向けて、以下の取り組みを推進します。

① 緊急時に備える体制の整備

緊急時に、急に自宅での生活が困難となった場合であっても、ニーズに沿った支援がで

きるよう、障害福祉サービスの体験利用や短期入所の予備的な決定を進めるなど、障害のある方や事業所が事前に備える体制の整備を進めます。

② かなざわ安心プランの作成推進

「かなざわ安心プラン」については、親なき後などを見据えた「Myライフプラン」と緊急時に備えた「クライシスプラン」を一緒に作成して、ニーズを踏まえた個々の計画の精度と実効性を高めます。

③ 障害福祉サービス未利用者訪問調査等による地域の要支援者の把握の推進

地域に居住するサービス未利用者のニーズの掘り起こしや実態把握を、調査方法や対象者を精査するなどして行うとともに、必要に応じて相談支援やサービスにつなぎます。

④ 地域生活支援拠点事業所連絡会の拡充による支援体制の構築

自立支援協議会において地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況を確認・評価するとともに、地域生活支援拠点事業所連絡会を継続的に開催し、対応事例や地域課題の共有・検討、事業所間の連携の強化を図り、地域生活支援拠点推進事業の効果を高めるよう運用改善を図ります。

2 多様な「はたらく」を望む人への適切な就労支援

(1) 障害のある人の就労支援に関する制度

障害のある人の就労を支援する障害福祉サービスには、以下のサービスがあります。

① 就労移行支援サービス

一般企業等への就労を希望する人等に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 就労継続支援（A型）サービス

一般企業等での就労が困難な人等に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援（B型）サービス

一般企業等での就労が困難な人等に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労定着支援サービス

就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した人に、就労に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での課題に対応するための支援を行います。

以上のほか、令和7年10月からは、障害のある人本人が就労先や働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」が開始される予定です。

(2) 今後の方針

ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次障害者計画）に基づき、特に次の点を重視していくこととしています。

- 障害のある人本人の希望や適性に合った就労支援
- 文化芸術活動等を通じた就労支援の充実
- 安心して働き続けるための就労支援ネットワークの強化

(3) 主な取り組み

○障害のある人本人の希望や適性に合った就労支援

働くことは、生計を維持するだけでなく、社会の一員としての役割を果たしたり、自己実現を図るという意味で、社会参加の基本ともいえます。障害のある人が自分の希望する仕事に就き、適正な賃金等を得ることは自立した生活につながることから、一人ひとりの就労能力や適性、障害の状態に合わせた支援をさらに充実させていくことが重要です。

一般就労への移行や就労定着のため、きめ細かな支援を充実させるほか、一般就労が困難な人に対しては、生産活動への従事や仲間とともに地域社会の中で集い、活動する機会を提供することで、社会参加や社会への寄与、自己実現を図っていきます。

地域でその人らしく働き続けられる就労を目指し、適切な就労支援を行います。

① 「就労選択支援」への対応

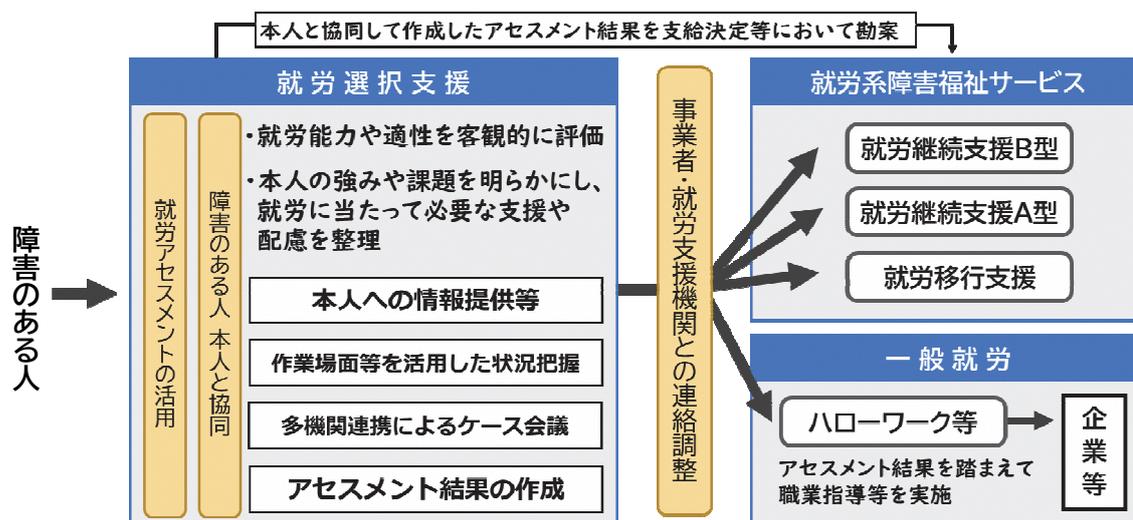
就労を希望する障害のある人のニーズや社会経済状況が多様化している中、障害のある人が働きやすい社会を実現していくためには、一人ひとりの希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められます。

新たな就労支援サービスである「就労選択支援」においては、障害のある人本人と協同

しながら、就労能力や適性を評価したり、本人の強みや課題を明らかにし、就労にあたって必要な支援や配慮を整理していくことが求められます。

今後も、国の動向などを踏まえ、関係機関等と連携し、地域における支援体制の整備を進めます。

図3-2 「就労選択支援」のイメージ図



② 就労支援の課題共有、事業所間の連携強化

障害のある人の就労支援を強化するため、就労支援の現場における課題等を共有し、その解決に向けた取り組みを通じて、就労支援事業所間の連携強化を図る「障害者就労支援事業所全体連絡会」を令和4年2月から開催しています。

今後も全体連絡会を継続的に開催することにより、支援の現場のニーズや課題を集約しつつ、地域全体の支援力の底上げを図っていきます。

③ 福祉的就労の場の整備

就業人口の減少や高齢化が進む農業分野における働き手の確保にもつながる農福連携を推進するほか、一人ひとりが希望する場所で、希望する働き方を実現するため、日中活動の場の整備に努めます。

○文化芸術活動等を通じた就労支援の充実

障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた、金沢らしい就労支援のさらなる充実を図ります。

○安心して働き続けるための就労支援ネットワークの強化

コロナ禍では感染症拡大により経済活動が停滞し、就労支援事業所の生産活動や事業所運営にもマイナスの影響が生じました。本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受注が減少した就労支援事業所等の受注回復を支援するため、市内の就労支援施設に新規発注した民間事業者等に対する奨励金制度を設置しました。また、就労支援事業所全体連絡会で挙げた意見をもとに、市内の就労支援事業所に対し、生産活動等の活性化に係る各分野の専門人材を派遣し、販促活動等を支援する就労支援事業所経営支援アドバイザー派遣事業を創設し、事業所の経営基盤の強化や障害のある人の工賃向上につなげています。

令和6年能登半島地震の発生に伴い、今後、就労支援事業所の受注状況や就労中または就労を希望する障害のある人の経済面やメンタルヘルス課題への影響が懸念されます。

障害のある人が安心して働き続けるためには、地域のさまざまな関係機関が連携した支援体制を構築していく必要があります。本市においては、「金沢で、ともに働く」をテーマに、企業、特別支援学校、盲・ろう学校等と就労支援事業所が一堂に会し、障害のある人の「はたらく」を考える意見交換会を継続的に開催します。意見交換会では、石川県中小企業家同友会をはじめとする地元企業や学校など関係機関とも連携して、地域独自の就労支援ネットワークの強化に努めます。

3 障害のある児童への支援の拡充

(1) 障害のある児童に関する制度

児童福祉法の改正により、平成24年4月から障害児通所支援と障害児入所支援に体系が整備され、児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援の障害児通所支援と、福祉型および医療型の障害児入所支援となりました。その後、平成30年4月からは居宅訪問型児童発達支援が障害児通所支援の一つとして創設されています。

あわせて、障害のある児童に対する相談支援については、平成27年4月から障害児支援利用計画の作成が義務化され、障害のある児童に対する支援体制が整備されました。

このような状況とあわせて、平成28年5月、障害者総合支援法と児童福祉法の改正により、市町村や都道府県に障害児福祉計画の作成が義務付けられました。

また、令和3年9月からは医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児とその家族への支援施策の実施は、都道府県および市町村の責務とされました。

(2) 今後の方針

ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次障害者計画）に基づき、特に次の点を重視していくこととしています。

- 障害のある児童への支援
- 医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援
- 重症心身障害のある児童等への支援

(3) 主な取り組み

○障害のある児童への支援

① インクルーシブの推進

保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援策における障害のある児童の受入れ体制の充実に向けた取り組みにおいては、専門知識を有する障害児通所支援事業者等が後方支援として機能するような仕組みが重要であることから、引き続き保育所等訪問支援や障害児相談支援などのアウトリーチ型の支援制度の浸透に努めていきます。

② 地域全体の支援力の底上げ

障害のある児童の支援を充実させていくためには、支援に関わる事業所間の連携や個々の支援の質の向上が重要であることから、支援の充実に資する障害児通所支援事業所連絡会を企画して継続的に開催します。

③ 地域支援体制の強化

インクルーシブの推進や地域全体の支援力の底上げを推進するには、障害のある児童への支援に地域全体で取り組むことが重要です。このため、専門的な知識を持って保育所等訪問支援や障害児相談支援を行う児童発達支援センターを中核とした地域支援体制を構築し、強化していきます。

また、障害のある児童を育てる家族を含めて包括的に支援していく上では、障害児相談支援の充実や金沢市教育プラザ、福祉健康センター等の関係機関等との連携も重要であり、児童発達支援センターを中核とする地域支援体制において取り組んでいきます。

○医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援

① 医療的ケア児等コーディネーターの配置

日常生活や社会生活を営む上で人工呼吸器管理等の医療的ケアを恒常的に必要とする児童本人と家族に寄り添った支援を、福祉、医療、教育などの多分野・多機関にわたり切れ目なく一貫して行うよう、「金沢市医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、相談や支援の総合調整等に当たります。また、コーディネーターを中心に、支援の拡充に向けて地域の医療的ケア児の支援課題を話し合います。

② 医療的ケア児支援の情報提供の充実

医療的ケア児の家族や支援者等が必要とする支援情報に迅速かつ的確につながるができるよう、多分野・多機関にわたる支援情報のポータルサイトを運営し、情報の発信を充実させます。

③ デジタル技術を活用した支援

災害時等の円滑な支援に向け、医療的ケア児の医療情報をかかりつけ医以外の医師とも迅速に共有するため、国が運営するシステム（MEIS）の普及を促進します。

○重症心身障害のある児童等への支援

① 重症心身障害のある児童等への情報提供の充実

家族の負担軽減のため、重症心身障害のある児童等が利用できる短期入所、日中一時支援、自宅へのヘルパー派遣、重症心身障害のある人への移動支援など既存のサービスの充実に努め、サービス提供事業所等の情報提供を充実します。

② 強度行動障害のある児童への支援

強度行動障害の状態を示す児童に対し、障害の特性の理解および支援方法を習得し、適切な評価や計画策定、支援を実践できる人材の養成・確保に努めます。

4 相談支援体制の充実・強化

(1) 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法第77条の2第1項に規定されています。

平成27年度には、自立支援協議会に基幹相談支援センター設置等検討専門部会を設置し、検討を重ね、平成28年10月に金沢市障害者基幹相談支援センターを開設しました。市と一体的に専門的人材の確保や関係機関の連携による地域の体制づくりを推進しています。

今後も、基幹相談支援センターを中心に、以下の取り組みを実施し、障害のある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な福祉サービス等につなげられるよう、総合的・専門的な相談支援を行います。

- ・相談支援に関するニーズや実態把握を行うとともに、計画相談支援の機能をもつ指定相談支援事業所、一般的な相談支援を提供する委託相談支援事業所および地域づくりや人材育成について中心的な役割をもつ基幹相談支援センター等が連携し提供される重層的な相談支援体制について検証・評価を行い、障害のある人やその家族等にとって、よりアクセスしやすい相談支援体制を整備します。
- ・相談支援事業所に対する訪問等による相談、助言、指導等を継続するとともに、相談支援事業所を対象とした研修やスーパービジョン等の開催、かなざわ安心プランの作成支援を通じて、本人を中心とした質の高い相談支援を行う人材の育成支援を進めます。
- ・地域の相談支援において中核的な役割を担う主任相談支援専門員を計画的に確保し、その機能を有効に活用し、人材育成や地域づくりにつなげます。

具体的には、以下の取り組みを進めます。

① 地域生活支援拠点推進事業の体制強化

- ・拠点事業所に対する研修・定期訪問
- ・地域生活支援拠点推進事業の周知
- ・新規指定障害福祉サービス事業所の拠点事業所への登録推進
- ・多機関・多職種連携の推進
- ・地域資源に関する情報の集約・提供
- ・拠点事業所による連絡会議の開催

② 相談支援体制の充実

- ・相談支援専門員に対する研修会の企画・開催

- ・相談支援専門員を対象としたスーパービジョンなど継続的な実務研修等の実施
 - ・相談支援事業所・相談支援専門員に対する訪問等による専門的な指導・助言
 - ・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画の評価
- ③ 障害福祉サービス提供事業所への専門的な支援
- ・障害福祉サービス提供事業所に対する専門的な指導・助言
 - ・障害福祉サービス提供事業所に対する研修会の企画・開催
- ④ 地域における関係機関との連携強化
- ・医療、就労、教育機関等との連携強化（他職種意見交換会の開催等）
- ⑤ 地域のニーズ・課題の整理、検討、発信
- ・自立支援協議会等の場を活用した地域のニーズ・課題の整理、検討、発信
- ⑥ 権利擁護・虐待の防止
- ・障害のある人等に対する虐待への対応
 - ・権利擁護・虐待防止研修の企画・開催
 - ・成年後見制度の利用に関する支援
- ⑦ その他
- ・対応に苦慮している事業所等への支援
 - ・地域住民に対する障害への理解促進のための取り組み

(2) 地域の相談支援体制の強化

① 相談支援事業所間の連携強化

平成28年10月から、市内の相談支援事業所間の連携を図るため、相談支援事業所定例会を隔月で開催してきました。この相談支援事業所定例会により、事業所間の顔の見える関係づくりや地域課題の共有、経験年数の浅い相談支援専門員の資質向上を図ってきました。令和3年度からは、相談支援事業所連絡会として定例会を再編し、より一層の体制強化を図るとともに、相談支援体制の状況把握、評価および整備方策の助言に関することや、定例会・連絡会において抽出された地域課題の解決に向けた協議の場としました。

今後は、相談支援事業所全体連絡会等の市内の相談支援専門員が集まる機会を活用し、地域の相談支援に関する学びの場、情報共有の場を継続させていくとともに、相談支援に対するニーズおよび相談支援事業所等の実態把握やサービスの質の向上に向けた検討を行います。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患はすべての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があることから、平成30年度からの第5期障害福祉計画の基本指針では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が新たな政策理念として位置づけられ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置が求められることとなりました。

本市では、平成30年3月より、自立支援協議会事務局会議において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を協議する場を設置し、精神に障害のある人が地域で生活するために必要となる支援を行う関係者（保健・医療・福祉）が、互いに連携しながら、協議を重ねてきました。

そこで挙げられた本市の取り組むべき課題（①顔の見える関係づくり、②症状が不安定で入退院を繰り返す人、長期入院の人への支援、③「親なき後」の対応や支援につながっていない人の把握、④自殺対策、⑤啓発普及）等の解決に向けて協議を継続しています。

今後も、精神障害のある人および精神保健に課題を抱える人、並びにその家族に対し、包括的な支援が確保されるよう、自立支援協議会事務局会議に設置した、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場を通じて、保健・医療・福祉関係者等も含めた重層的な連携による支援体制を構築していきます。

具体的には、以下の取り組みにより、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

・ 協議の場の定期的な開催および参加者数の把握

石川中央圏域で開催する精神障害者地域生活支援事業連絡会を年1回以上開催し、地域課題の抽出や関係機関の連携強化に努めます。また、保健・医療・福祉など関係者ごとの参加者数を把握していきます。

・ 関係機関の拡充による対応強化

地域における支援体制づくりのため、介護（高齢者）や教育（学校）などを含めた包括的な体制整備について検討します。

・ 協議の場における目標設定および評価の実施

自立支援協議会事務局会議において、課題ごとの目標設定や取組実施状況などの評価を行います。

また、自立支援協議会における個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における相談支援体制の強化を図っていきます。

5 障害福祉サービス人材の確保と質の向上、支援者支援

(1) 人材の育成・確保

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障害福祉に関する事業を推進していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を育成・確保していく必要があります。

本市においては、以下の取り組みを行い、人材の育成・確保に努めます。

① スーパービジョン体制の充実

指定障害福祉サービス事業者が質の高い支援を提供することができるよう、基幹相談支援センターによる事業所等への後方支援やスーパービジョン（新人や中堅専門職の技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践、機関内の人間関係機能の向上を目指して監督・指導・支援が行われる過程もしくは方法）を実施する体制の充実を図ります。

② 地域課題解決型スキルアップ研修の実施

指定・指導監督権者として実施している指定障害福祉サービス事業者を対象としたスキルアップ研修については、自立支援協議会で抽出された地域課題の解決に向け、必要な支援スキルの獲得を目指すとともに、地域の連携強化を図ります。

③ 関係機関と連携した就職情報交換会の開催

福祉人材養成校と障害福祉サービス事業者による就職情報交換会を開催することにより、障害福祉人材の地元就職および人材確保を図ります。

④ 県外からのUJIターン人材を採用する事業所への助成

障害福祉人材が石川県外から本市内に転入し、かつ、障害福祉サービス事業所職員として市内で就業した場合に、県外からの転居費用等に対して助成することにより、障害福祉人材のUJIターンの促進および人材確保を図ります。

⑤ 職員のキャリアアップ支援への助成

市内の障害福祉サービス事業所等の職員の研修や資格取得に係る費用を支援することにより、障害福祉人材のキャリアアップや職場定着を図ります。

⑥ ICT等の導入による業務効率化や職場環境の整備の推進

国による障害福祉分野におけるICT導入に係る補助金の活用を促すほか、外部機関との情報共有事務においてLGWANに対応したクラウドサービスを導入することにより、市

民サービスの向上に努めます。また、労務管理やコンプライアンス等の業務管理体制に関する研修会を開催することにより、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

⑦ 強度行動障害のある人に対する理解促進、支援者の養成促進

行動障害に高い識見をもつ社会福祉法人や専門的人材と連携し、強度行動障害のある人への理解促進を図る研修会を開催します。強度行動障害のある人に合った環境や適切な関わり方などを広く学べる場・機会を提供することにより、障害の理解促進、支援に関わる人材への支援・養成促進、ひいては地域共生社会の実現につなげます。

⑧ 職員の働く環境の向上

国・県など関係機関と連携をとりながら、必要に応じてサービス提供事業所等に対して指導・助言を行い、職員の労働環境や労働条件の向上に努めます。また、サービスの質を保証するため、サービス提供事業所等の職員数の確保と資質の向上を図ります。

(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証していくため、以下の取り組みを行います。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

石川県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に障害福祉サービス事業所等の職員や市職員が参加し、専門性を高めます。

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、サービス提供事業者等との情報共有を行う事業者説明会を開催することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

③ 指導監査結果の関係機関との共有

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適正に実施し、石川県等との情報共有体制の構築に努めます。

6 障害福祉施設整備方針の策定

平成23年8月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」が公布されました。この法律により、障害者自立支援法および児童福祉法が改正され、都道府県知事が行っていた指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等の権限が指定都市および中核市へ移譲されたことに加え、指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準および申請者の法人格の有無に係る基準が都道府県、指定都市および中核市の条例に委任されました。さらに、児童相談所設置市である本市には、障害児通所支援事業所および障害児入所施設等についても同様の権限が移譲されました。

これにより、本市における障害福祉サービス事業者等の指定等を本市が行うことになったため、計画的な施設整備等が行いやすくなり、報告命令や立入検査等もよりスピーディになりました。

(1) 施設整備についての課題

本市における障害福祉施設整備事業（建設費補助）は、社会福祉法人等の建設計画に基づき、その中から必要と考えられる施設を整備するという方法で行われてきました。

令和2年10月時点において、市内の施設（障害福祉サービス事業所）の分布を泉野・元町・駅西の3福祉健康センターの地区別に見ると、表3-1のように、泉野地区122事業所（市内施設45%）、元町地区89事業所（市内施設32%）、駅西地区64事業所（市内施設23%）と大きな偏りが生じていることが分かりました。

表3-1 福祉健康センター地区別の施設（事業所）数（令和2年10月現在）

区 分	泉 野	元 町	駅 西	小 計	区 分	泉 野	元 町	駅 西	小 計
生活介護	16	13	10	39	療養介護	1	3	0	4
自立訓練 （機能訓練）	0	1	1	2	短期入所	10	12	7	29
自立訓練 （生活訓練）	3	2	0	5	グループホーム	54	30	18	102
就労移行支援	8	5	3	16	施設入所支援	4	3	2	9
就労継続支援 （A型）	6	7	12	25	合 計	122	89	64	275
就労継続支援 （B型）	20	13	11	44					

（注） 訪問系サービス事業所を除きます。

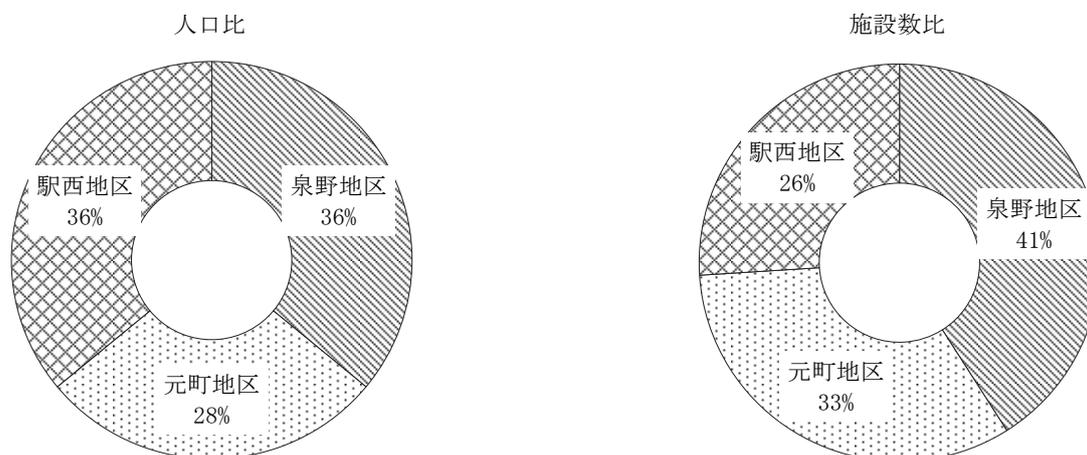
第6期障害福祉計画における整備計画に基づき、施設整備を行った結果、令和5年10月現在、市内の施設（障害福祉サービス事業所）の分布を泉野・元町・駅西の3福祉健康センターの地区別に見ると、泉野地区130事業所（市内施設の41%）、元町地区104事業所（市内施設の33%）、駅西地区84事業所（市内施設の26%）となっており、施設の偏在傾向は若干改善されたものの、依然として偏りがある状況といえます。

表3-2 福祉健康センター地区別の施設（事業所）数（令和5年10月現在）

区 分	泉 野	元 町	駅 西	小 計	区 分	泉 野	元 町	駅 西	小 計
生活介護	16	14	8	38	療養介護	1	3	0	4
自立訓練 （機能訓練）	0	1	1	2	短期入所	11	13	9	33
自立訓練 （生活訓練）	4	4	1	9	グループ ホーム	56	37	29	122
就労移行支援	7	7	3	17	施設入所支援	4	3	2	9
就労継続支援 （A型）	7	7	17	31	合 計	130	104	84	318
就労継続支援 （B型）	24	15	14	53					

（注）訪問系サービス事業所を除きます。

図3-3 地区の人口比と施設数比



(2) 今後の方向性

以上の状況を踏まえて、今後、本市で障害福祉施設の整備を行う場合は、第6期に引き続き、次の2点に留意し、計画的に施設整備を進めることとします。

- ・施設の偏在傾向の是正
- ・市街化区域内での施設整備の促進

(3) 具体的な検討内容

まず、施設整備方針を策定する過程において、どの施設（サービス種別）を優先的に整備すべきかの順位付けを行うため、次の4つの観点から調査・検討を行いました。

① 整備地区の観点

表3-2の施設の偏在性の是正を図るため、当然のことながら施設数の少ない地区を優先すべきであり、表3-3のとおり整備地区による優先順位を設定しました。さらに、各地区の中においては、原則として、市街化区域内での整備を促進することとしました。

表3-3 整備地区による優先順位

区分	地区
第1順位	駅西地区（市街化区域内での整備を促進）
第2順位	元町地区（同上）
第3順位	泉野地区（同上）

ただし、施設整備方針の弾力的運用の余地を残すために、整備地区や市街化区域内の原則にとらわれずに整備するもの（例外措置）として、次のような場合を想定しています。

- （例1）その地区にないまたは不足していると認められる施設の整備
- （例2）大規模な入居施設、既存施設の改築・改修や移転等の整備 等

② 国の方針からの観点

近年、国は施設整備に係る予算額を減額する中で、各自治体から大幅に予算額を上回る協議が上げられていることを踏まえ、国庫協議の案件については、各自治体に対し、以下の2点を指示しています。

- ・ 真に緊急性および必要性の高い案件に厳選すること
- ・ 国庫補助を受けて新築した障害福祉施設等の利用見込みを十分に精査すること

このことから、特に施設を新設する場合は、事前にアンケート調査等を行った上で、利用見込みを作成することが必須となっています。

また、国は優先的な整備対象を提示し、当該優先的整備項目等に留意して協議することを求め、限られた予算を有効に活用するため、表3-4に掲げる事業について、優先的に整備することとしています。

a 優先される整備事業

- ・ 利用者の安全確保のための整備
- ・ 今後もニーズの拡大が見込まれるサービスに係る整備

- ・市内のサービス基盤の強化を図る整備
- ・利用者の利便性等に配慮した整備 など

表3-4 優先される項目および整備内容例

	項 目	整 備 内 容 例
1	利用者の安全確保のための整備	危険区域（地すべり防止危険箇所等）に所在する施設等を移転するもの
		建築後の経過年数が耐用年数を超えるなどの老朽化施設等を建て替えるもの（耐震化を含む）
		災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備や給水設備の整備を行うもの
		安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備を行うもの
		ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修、換気設備整備等を行うもの
		アスベストの除去等の整備を図るもの
		消防設備に係るもの（スプリンクラー設備等）
		防犯対策の強化に係るもの（防犯カメラ、非常通報装置設置等）
2	今後もニーズの拡大が見込まれるサービスに係る整備	精神病院からの退院患者を受け入れるグループホームの整備
		発達障害を含む障害児支援の充実を図る整備
		居宅支援機能（グループホーム等）と地域支援機能（地域相談支援等）を一体的に整備した地域生活支援拠点の整備
		医療的ケア児者にかかるレスパイト短期入所のための整備
3	サービス基盤の強化を図る整備	市内のサービス基盤整備の不足を補う整備等
4	利用者の利便性等に配慮した整備	中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効利用を図るもの
		施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

b 留意すべき点

ア 原則、単年度事業であり、早急に整備が必要、かつ優先度が高い事業のみを国への協議の対象とするものであること。

イ 現行の障害保健福祉圏域および市町村の障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害のある人の数等を勘案）とサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）を比較し、当該圏域および市町村で事業を実施する優先度が高いと考えられるものであること。

ウ 施設の必要性のニーズ調査などを通じて、実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を

十分検討し、着実に事業が実施できると考えられるものであること。

オ 建設用地の確保が確実であること（自己所有地を優先的に扱うものとする。）。

カ 障害のある人が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること。

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること。

キ グループホームについては、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入居施設または病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。

ク エレベーター等設置整備については、身体に障害のある人が現に入居している場合または入居予定の場合に協議対象となるものであること。

ケ 協議対象が民間補助金と重複していないこと。

コ 障害者支援施設の改築または移転改築に当たっては、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備すること。

③ 県の方針からの観点

県および本市では、国庫補助を活用した補助協議を行うことができる事業者として、以下の事業者を対象としています。

・市（町）の整備方針に合致し、市（町）の了解を得ていること。

・次の事業の経営実績を5年以上有する事業者であること。

ア 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

イ 児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所を含む。）

ウ 介護保険法に基づく介護サービス事業

・協議年度の前年度決算が赤字でないこと。

④ 市の方針からの観点

a 対象事業者

・法人の経営基盤が安定しており、法人負担分の捻出が十分可能であること。

・市税を完納していること。

b 第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画において留意すべき点

国や県の方針に加えて、市の第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画における重点施策などを反映することを前提とします。

ア 地域の相談支援拠点としての機能を伴うものである場合

イ 短期入所の整備を伴うものである場合

ウ 市街化区域での整備

エ 整備予定の土地が確保され、かつ、自己所有である場合

オ 消防設備の整備等を行う場合

カ 重症心身障害のある児童を対象とした施設など、サービス事業所の数が少なく、その事業所の機能を別な施設で代替することが困難な場合

キ 18歳以上の障害のある児童が入所する障害児施設について、児者それぞれの支援を行うための施設改築等を行う場合

(4) 優先順位の決定

(3)の①～④それぞれの観点から検討した結果、施設整備における各施設種別の優先順位を表3-5のとおりとしました。今後も、原則として障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しにあわせて、この優先順位についても見直しを行い、必要とされる施設の正確な把握に努めていきます。

表3-5 施設種別ごとの優先順位

優先 順位	施設種別		地区			補 足 事 項
			駅西	元町	泉野	
1	短期入所		全 域			・重度の障害のある人や障害のある児童を対象とする等、受入態勢が充実するような工夫が必要
2	グループホーム	身体 精神	①	②	③	・障害者支援施設や精神科病院からの移行促進 ・身体に障害のある人が対象の施設が不足 ・泉野地区に偏在傾向あり
		知的	④	⑤	⑥	
3	障害児通所支援		全 域			・利用日数の拡大に向けた環境整備が必要
4	自立訓練（生活訓練）		全 域			・障害者支援施設等からの地域移行の促進
5	相談支援					・利用者の増加に向けた体制整備の促進

(注) 生活介護および就労系サービスについては、一定程度満たされていることから、当面の間、新設の施設整備の支援は行わないこととします。ただし、重症心身障害のある児童を対象とした事業との多機能型施設を除く。

(5) 今後の方針

今後は、上記の優先順位に基づく施設整備方針について、毎年度社会福祉法人をはじめと

する各法人に対して案内を行い、本市の計画に沿った法人に対して国庫補助採択を前提として優先的な補助を実施していきます。これにより、「必要な施設を必要な地区に」計画的に整備することが可能になります。そして、施設の充実とともに障害のある人にとっての利便性の向上やニーズへ対応し、さらには地域生活への移行促進といった目標が達成されるよう努めていきます。

7 災害時にも安心して地域で生活できる環境の整備

令和6年1月1日に発生した能登半島地震を教訓とし、災害があっても、障害のある人が安全に安心して地域で暮らすことができるよう、さまざまな環境を整備していく必要があります。安否確認や避難時の支援、福祉避難所の迅速かつ適切な開設・運営、的確な情報伝達など、防災対策等を講じることにより、災害時における障害のある人への支援体制を強化していきます。

(1) 障害福祉サービス事業所等の業務継続計画（BCP）の策定・充実

障害福祉サービスは、障害のある人やその家族等の生活に欠かせないものであり、災害等が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）の策定・充実を推進することで、災害等の発生時に、障害福祉サービス事業所等が迅速に対応し、必要なサービスの継続的な提供や仮に一時中断した場合であっても早期の事業再開ができる体制づくりを進めます。

(2) 個別避難計画の作成

個別避難計画は、災害時に自分で避難することが難しい障害のある人や高齢者などがどのような避難行動をとればよいのか、あらかじめ本人や家族と確認しながら作成するものです。

本市では、令和6年度より本格的に個別避難計画作成を開始する予定です。計画の作成にあたっては、自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者だけでなく、相談支援専門員やケアマネジャーなどを交えた計画体制の構築を目指しており、本市の関係各課が連携して取り組んでいきます。

なお、障害福祉サービスの利用者には、「かなざわ安心プラン」においてクライシスプランを作成されている人も多いため、個別避難計画の作成が避難行動要支援者や関係者の負担にならないよう調整することを検討していきます。

(3) きめ細かな支援の提供

地震等の災害では、被災による生活環境の変化に伴い、中長期的なメンタルヘルスの課題に対応していくことが重要です。災害時にきめ細かな支援が提供できるよう、相談支援体制の強化や専門的人材の活用等を通じて、支援ネットワークの形成を図っていきます。

第 4 章

基本指針に定める数値目標

1 福祉施設に入居している人の地域生活への移行

(1) 国の基本指針

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入居している障害のある人のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末での地域生活に移行する人数の目標値を設定することとされています。

この目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入居者数の「6%以上」が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入居者数を令和4年度末時点の施設入居者数から「5%以上」削減することを基本とすることとされています。

また、令和5年度までの目標値が達成されないと見込まれる場合は、その「未達成割合」を令和8年度末での地域生活に移行する人および施設入居者の削減割合の目標値に加えた数以上を目標値とすることとされています。

なお、施設入居者数の設定に当たっては、新たに施設へ入居する人の数は、グループホーム等での生活が困難な人や、施設に入居しながらの支援が真に必要と判断される人の数を踏まえて設定すべきものとされています。

(2) 本市の第6期計画の目標と実績

① 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入居者数446人のうち、「27人(6.1%)」が地域での生活に移行することを目指しています。

② 令和5年度末の施設入居者数を令和元年度末時点の入居者数446人から「7人(1.6%)」減少した「439人」となることを目指しています。

①については、令和5年度末までに「7人(1.6%)」が地域移行する見込みとなっており、②については、令和5年度末の施設入居者数を「452人」と見込んでいることから、いずれも目標値の達成は困難な状況です。

表4-2と表4-3は、第1期計画の平成18年度から令和5年度の新規入居および退居等の状況と入居施設から地域生活移行の状況です。

表4-1 福祉施設入居者の地域生活への移行数の目標と実績

区 分		目 標 値	考 え 方
令和元年度末の施設入居者数		446人	令和元年度末の全施設入居者数
地域生活移行者数	目 標 値	27人 (6.1%)	令和元年度末の全施設入居者数のうち、施設入居からグループホーム等へ移行した人数
	実績 (見込み)	7人 (1.6%)	
削減見込み	目 標 値	7人 (1.6%)	令和5年度末段階での削減見込数
	実績 (見込み)	△6人 (△1.3%)	

● 第4章 基本指針に定める数値目標 ●

表4-2 入居者の退居等の状況

区分	新規入居 (A)	退 居 等 (B)				差 引 (A-B)	
		地域移行	他施設 (高齢)	入 院	死 亡		
第1期	身体障害	30	12	3	10	9	△4
	知的障害	36	11	2	4	9	10
	精神障害	-	35	-	-	-	△35
	小 計	66	58	5	14	18	△29
第2期	身体障害	14	18	1	8	12	△25
	知的障害	16	17	4	3	8	△16
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小 計	30	35	5	11	20	△41
第3期	身体障害	26	3	4	13	9	△3
	知的障害	26	10	5	4	5	2
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小 計	52	13	9	17	14	△1
第4期	身体障害	29	3	3	12	8	3
	知的障害	36	11	6	6	4	9
	精神障害	-	1	-	-	1	△2
	小 計	65	15	9	18	13	10
第5期	身体障害	15	2	2	15	5	△9
	知的障害	39	3	20	9	11	△4
	精神障害	4	-	-	-	-	4
	小 計	58	5	22	24	16	△9
令和3年度	身体障害	6	-	1	4	3	△2
	知的障害	11	-	3	2	1	5
	精神障害	7	-	-	-	-	7
	小 計	24	-	4	6	4	10
令和4年度	身体障害	9	-	-	2	1	6
	知的障害	15	1	1	4	3	6
	精神障害	1	-	-	2	1	△2
	小 計	25	1	1	8	5	10
令和5年度	身体障害	3	1	-	-	-	2
	知的障害	3	2	-	-	-	1
	精神障害	1	-	-	-	-	1
	小 計	7	3	-	-	-	4
18年間計	身体障害	127	41	12	65	51	△42
	知的障害	189	50	50	32	48	9
	精神障害	16	36	-	2	2	△24
	合 計	332	127	62	99	101	△57

(注) 「第1期」は平成18年度～平成20年度、「第2期」は平成21年度～平成23年度、「第3期」は平成24年度～平成26年度、「第4期」は平成27年度～平成29年度、「第5期」は平成30年度～令和2年度。令和5年度は見込み。

● 第4章 基本指針に定める数値目標 ●

表4-3 入居施設からの地域生活移行の状況

区分	施設数 (延べ数)	移 行 者 等					合 計	
		自 宅	アパ-ト	グループ ホーム	ケア ホーム	福祉 ホーム		
第1期	身体障害	3	6	5	-	-	1	12
	知的障害	5	1	1	5	4	-	11
	精神障害	3	-	-	-	35	-	35
	小 計	11	7	6	5	39	1	58
第2期	身体障害	2	3	2	10	-	3	18
	知的障害	5	6	-	7	4	-	17
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	9	2	17	4	3	35
第3期	身体障害	5	3	-	-	-	-	3
	知的障害	12	2	-	6	1	1	10
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	17	5	-	6	1	1	13
第4期	身体障害	4	2	1	-	-	-	3
	知的障害	9	1	-	8	1	1	11
	精神障害	1	1	-	-	-	-	1
	小 計	14	4	1	8	1	1	15
第5期	身体障害	2	-	1	-	-	1	2
	知的障害	3	1	-	2	-	-	3
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	5	1	1	2	-	1	5
令和3年度	身体障害	-	-	-	-	-	-	-
	知的障害	-	-	-	-	-	-	-
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	身体障害	-	-	-	-	-	-	-
	知的障害	1	-	-	1	-	-	1
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	1	-	-	1	-	-	1
令和5年度	身体障害	1	1	-	-	-	-	1
	知的障害	2	1	-	1	-	-	2
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	3	2	-	1	-	-	3
18年間計	身体障害	17	16	10	10	-	5	41
	知的障害	33	11	2	27	9	1	50
	精神障害	4	1	-	-	35	-	36
	合 計	54	28	12	37	44	6	127

(注) 「第1期」は平成18年度～平成20年度、「第2期」は平成21年度～平成23年度、「第3期」は平成24年度～平成26年度、「第4期」は平成27年度～平成29年度、「第5期」は平成30年度～令和2年度。令和5年度は見込み。

(3) 本市の第7期計画の目標値

- ① 施設入居者本人の意思に基づき真に必要なサービスを提供することを考慮しつつ、令和8年度末までに、令和4年度末施設入居者数450人のうち、「18人（4.0%）」が地域での生活に移行することを目指します。
- ② 令和8年度末時点の施設入居者数が、令和4年度末施設入居者450人から「7人（1.6%）」減少した「443人」となることを目指します。

表4-4 福祉施設入居者の地域生活への移行数の目標値

区 分	目 標 値	考 え 方
令和4年度末の施設入居者数	450人	令和4年度末の全施設入居者数
地域生活移行者数	18人（4.0%）	令和4年度末の全入居者数のうち、施設入居からグループホーム等へ移行する人数
削減見込み	7人（1.6%）	令和8年度末段階での削減見込数

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援事業等、自立訓練および生活介護を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定することとされています。

この目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の「1.28倍以上」とすることを基本とすることとされています。なお、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和3年度実績の「1.31倍以上」を目指すとともに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を「全体の5割以上」とすることを基本とされています。就労継続支援事業については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、A型事業は令和3年度実績の「概ね1.29倍以上」、B型事業は令和3年度実績の「概ね1.28倍以上」を目指すこととされています。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされています。この目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の

「1.41倍以上」を目指すこととし、就労定着支援事業の就労定着率^(注)については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を「全体の2割5分以上」とすることを基本とされています。

なお、一般就労に移行する人の数の目標値の設定に当たり、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度における目標値に加えた割合以上を目標値とするとされています。

(注) 「就労定着率」とは、過去6年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

(2) 本市の第6期計画の目標と実績

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-5のとおり「115人以上」を目標とし、令和5年度は「80人」と見込んでおり、目標値の達成は困難な状況です。

表4-6は、第1期計画の平成18年度から令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数です。

表4-5 福祉施設から一般就労への移行の目標と実績

区 分		目 標 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数		90人	令和元年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
うち就労移行支援事業からの一般就労移行者数		44人	令和元年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労した人数
うち就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数		28人	令和元年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労した人数
うち就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数		13人	令和元年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労した人数
目標年度の一般就労移行者数	目 標 値	115人以上 (1.27倍以上)	令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績 (見込み)	80人 (0.89倍)	
うち就労移行支援事業からの一般就労移行者数	目 標 値	58人以上 (1.3倍以上)	令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
	実績 (見込み)	51人 (1.16倍)	
うち就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	目 標 値	36人以上 (1.26倍以上)	令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
	実績 (見込み)	17人 (0.61倍)	
うち就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	目 標 値	16人以上 (1.23倍以上)	令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数
	実績 (見込み)	2人 (0.15倍)	

● 第4章 基本指針に定める数値目標 ●

表4-6 福祉施設から一般就労への移行者数

区 分		身体障害	知的障害	精神障害	合 計
第1期	入居施設	-	1	2	3
	通所施設	1	5	16	22
	小 計	1	6	18	25
第2期	入居施設	-	-	3	3
	通所施設	3	19	32	54
	小 計	3	19	35	57
第3期	入居施設	1	-	1	2
	通所施設	4	31	77	112
	小 計	5	31	78	114
第4期	入居施設	-	3	2	5
	通所施設	12	22	144	178
	小 計	12	25	146	183
第5期	入居施設	1	2	11	14
	通所施設	15	25	219	259
	小 計	16	27	230	273
令和3年度	入居施設	1	1	2	4
	通所施設	2	3	45	50
	うち就労移行支援事業所	1	3	30	34
	うち就労継続支援A型事業所	1	-	6	7
	うち就労継続支援B型事業所	-	-	2	2
	小 計	3	4	47	54
令和4年度	入居施設	2	1	3	6
	通所施設	5	11	73	89
	うち就労移行支援事業所	3	7	52	62
	うち就労継続支援A型事業所	2	2	6	10
	うち就労継続支援B型事業所	-	2	9	11
	小 計	7	12	76	95
令和5年度	入居施設	-	-	4	4
	通所施設	7	10	59	76
	うち就労移行支援事業所	5	3	43	51
	うち就労継続支援A型事業所	2	5	10	17
	うち就労継続支援B型事業所	-	1	1	2
	小 計	7	10	63	80
18年間計	入居施設	2	6	19	27
	通所施設	35	102	488	625
	合 計	37	108	507	652

(注) 「第1期」は平成18年度～平成20年度、「第2期」は平成21年度～平成23年度、「第3期」は平成24年度～平成26年度、「第4期」は平成27年度～平成29年度、「第5期」は平成30年度～令和2年度。令和5年度は見込み。

② 一般就労に移行した人の就労定着支援事業の利用

令和5年度前半に一般就労へ移行する人を「73人」と見込みましたが「48人」となり、このうちの「7割」を占める35人が就労定着支援事業を利用しました。

表4-7 一般就労に移行した人の就労定着支援事業の利用の目標と実績

区 分		考 え 方	
目標年度前半の一般就労移行者数	目 標 値	73人以上	令和5年度前半に福祉施設を退所して一般就労した人数
	実績（見込み）	48人	
目標年度の一般就労移行後の就労定着支援事業の利用割合	目 標 値	7割以上（51人以上）	令和5年度前半に一般就労して就労定着支援事業を利用した人の割合
	実績（見込み）	7割（35人）	

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を「全体の7割以上」になることを目指し、令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所は、就労定着支援実施6事業所数中1事業所の「2割」と見込んでおり、目標値の達成は困難な状況です。

表4-8 就労定着支援事業所の就労定着率の目標と実績

区 分	目 標 値	考 え 方
就労定着支援事業所数（A）	6事業所	令和5年度末の市内の就労定着支援事業所数
令和5年度末の就労定着率8割以上の見込事業所数（B）	1事業所	令和5年度末において就労定着率8割以上を達成する市内の就労定着支援事業所数
目標年度の就労定着率8割以上の事業所の割合（ $B \div A$ ）	目 標 値 実績（見込み）	7割以上 2割

(3) 本市の第7期計画の目標値

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-9のとおり令和8年度に令和3年度実績の1.28倍以上の「70人以上」となることを目指します。

なお、このうち、一般就労へ、就労移行支援事業所から移行する人は令和3年度実績の1.31倍以上の「45人以上」、就労継続支援A型事業所から移行する人は令和3年度実績の1.29倍以上の「9人以上」、就労継続支援B型事業所から移行する人は令和3年度実績の1.28倍以上の「3人以上」を目指すこととします。

表4-9 福祉施設から一般就労への移行の目標値

区 分	目 標 値	考 え 方
令和3年度の一般就労移行者数	54人	令和3年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
うち就労移行支援事業からの一般就労移行者数	34人	令和3年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労した人数
うち就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	7人	令和3年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労した人数
うち就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	2人	令和3年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労した人数
目標年度の一般就労移行者数	70人以上 (1.28倍以上)	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業からの一般就労移行者数	45人以上 (1.31倍以上)	令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	9人以上 (1.29倍以上)	令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	3人以上 (1.28倍以上)	令和8年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業所の一般就労移行率

就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を「全体の5割以上」となることを目指します。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の利用者の「1.41倍以上」(71人以上) とすることを目指します。

表4-10 就労定着支援事業の利用者数の目標値

区 分	目 標 値	考 え 方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	50人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の利用者数	71人以上 (1.41倍以上)	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所を「全体の2割5分以上」となることを目指します。

第 5 章

障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の概要

ここでは、障害福祉サービスおよび相談支援に関する計画を定めます。障害福祉サービスとは、下表の訪問系サービス5種類、日中活動系サービス10種類および居住系サービス3種類を合計した18種類のサービスをいいます。下表の区分欄の「介護給付」を受けるためには、障害支援区分の認定が必要であり、「訓練等給付」を受ける場合であっても、障害支援区分一次判定を受けなければなりません。

表5-1 障害福祉サービス等の種類

サービスの種類		サービス名	区分
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	介護給付
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
		重度障害者等包括支援	
	日中活動系サービス	療養介護	介護給付
		生活介護	
		短期入所（ショートステイ）	
		自立訓練（機能訓練）	訓練等給付
		自立訓練（生活訓練）	
		就労選択支援	
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型）	
		就労継続支援（B型）	
	就労定着支援		
	居住系サービス	自立生活援助	訓練等給付
		共同生活援助（グループホーム）	
		施設入所支援	介護給付
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援		

2 訪問系サービス

利用者が自宅において必要な日常生活や社会生活を営めるよう、そのニーズに応じて必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）の量の確保とサービスの質の向上に努めます。

(1) 居宅介護

障害のある人が自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けられるサービスで、「身体介護」と「家事援助」、「通院介助」等を合わせたサービスです。

① 前期計画と実績

居宅介護の利用者数および利用延時間数の計画と実績・見込みは、表5-2のとおりです。令和4年度は、705人が一人月平均20.3時間利用したことになります。

表5-2 居宅介護の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数(人/月)	568	670	596	705	626	698
利用延時間数(時間/月)	13,143	13,716	13,800	14,317	14,490	14,082

(注)「利用者数」とは、本市が支給決定等を行った利用者数をいいます(以下同じです)。

② サービス利用状況

令和4年度の居宅介護は、市内の67事業所と市外の15事業所によって提供されました。利用単位数で見ると、94.0%が市内の事業所によって提供されています。

表5-3 市内・市外事業所別の居宅介護利用内訳(令和4年度分)

区 分	事業所数	利用時間数	利用単位数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	67か所	189,167時間	39,702,183単位	665人
市 外 事 業 所	15	12,507	2,529,711	56

(注)「利用単位数」とは、サービスに要する費用の額の算定単位数をいいます(以下同じです)。

③ 居宅介護の障害支援区分別の実績

表5-4により、居宅介護の利用者を障害支援区分別^(注)にみると、利用時間数・利用単位数は区分6が多く、月平均利用者数は区分3、区分2が多くなっています。また、「身体

介護中心」は区分3、区分2、区分6の順に多く、「家事援助中心」は比較的軽度（区分が低い）の人ほど多くなる傾向がみられます。

(注) 障害支援区分とは、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」と定義されています。

表5-4 居宅介護の障害支援区分別の実績（令和4年度分）

区 分	利用時間数	利用単位数	月平均利用者数	身体介護中心	通院等介助中心	家事援助中心	中心 通院等乗降介助	
	(時間)	(単位)	(人/月)	(人)	(人)	(人)	(人)	
全 体	162,902	97,605,816	685	5,609	2,681	4,212	196	
障 害 の あ る 人	区分1	1,291	486,599	15	77	14	105	0
	区分2	18,283	8,310,231	163	1,265	568	1,104	22
	区分3	34,694	16,407,613	228	1,763	832	1,655	77
	区分4	22,742	12,101,603	124	903	624	804	34
	区分5	21,446	14,072,045	51	462	296	248	29
	区分6	64,446	46,227,725	104	1,139	347	296	34
障害のある児童	918	607,080	9	101	0	0	4	
合 計	163,820	98,212,896	694	5,710	2,681	4,212	200	

④ 見込量

見込量は、前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。なお、要介護認定で非該当となることが見込まれる視覚に障害のある人を除いて、65歳に到達する利用者については、原則として、介護保険サービスに移行していくことを見込んでいます。

表5-5 居宅介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	699	701	702
利用延時間数(時間/月)	14,104	14,126	14,149

⑤ 見込量の確保策

令和5年10月現在、居宅介護事業所は市内に74か所ありますが、ヘルパーの人材確保を引き続き図っていく必要があります。事業所数の増加を促すなど、サービス提供体制の充実を図り、夜間等の時間帯でも安心して利用できるサービス提供の確保を図ります。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは重度の精神障害のため、行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が、自宅で見守りを含む長時間にわたる介護（身体介護・家事援助）と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

重度訪問介護の利用者数は計画を下回っているものの、利用延時間数は計画を上回っています。令和4年度は、13人が一人月平均206.5時間利用したことになります。

表5-6 重度訪問介護の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	15	16	17	13	19	13
利用延時間数 (時間/月)	1,060	2,470	1,177	2,684	1,306	2,437

② 見込量

見込量は、前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表5-7 重度訪問介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数 (人/月)	13	13	13
利用延時間数 (時間/月)	2,437	2,437	2,437

③ 見込量の確保策

令和5年10月現在、重度訪問介護事業所は市内に67か所あり、見込量の確保はできると考えられますが、その事業所のすべてが「居宅介護事業」もあわせて行っており、同様にヘルパーの人材確保を図るため、事業所数の増加を促すなど、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人の外出時において、移動に必要な情報（代筆・代読を含みます。）の提供を受けるとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

同行援護は、計画を上回って推移しています。令和4年度は、43人が一人月平均12.0時間利用したことになります。

表5-8 同行援護の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	31	34	31	43	31	42
利用延時間数 (時間/月)	345	414	345	515	345	489

② 見込量

見込量は、前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表5-9 同行援護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数 (人/月)	43	44	45
利用延時間数 (時間/月)	515	523	535

③ 見込量の確保策

令和5年10月現在、同行援護事業所は市内に12か所ありますが、さらなる充実を図るため、従事者となるための必要な研修について積極的な受講を促し、人材の確保に努めます。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により、行動上に著しい困難を有する人（危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援助を必要とする人）であって、常に介護を要する人が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護、排せつ・食事の介護など必要な援助を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

行動援護は、計画を上回って推移しています。令和4年度は、36人が一人月平均14.6時間利用したことになります。

表5-10 行動援護の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	22	33	23	36	24	35
利用延時間数 (時間/月)	293	515	305	524	317	513

② 見込量

見込量は、前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表5-11 行動援護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数 (人/月)	35	35	35
利用延時間数 (時間/月)	513	513	513

③ 見込量の確保策

令和5年10月現在、行動援護事業所は市内に8か所あり、見込量の確保はできると考えられますが、その事業所のすべてが「居宅介護事業」もあわせて行っており、同様にヘルパーの人材確保を図るため、事業所数の増加を促すなど、サービス提供体制の充実に努めます。また、行動援護を充実するため、従事者となるための必要な研修について積極的な受講を促し、人材の確保に努めます。

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、個別支援計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを包括的に受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

重度障害者等包括支援事業所は石川県内にないため、見込量を掲げません。

3 日中活動系サービス

利用者が通所することによりサービスの提供を受け、必要な日常生活や社会生活を営めるよう、そのニーズに応じて必要となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援および就労定着支援のサービスの総称）の量の確保とサービスの質の向上に努めます。

(1) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常に介護を要する人が、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

療養介護の利用者数は、ほぼ計画どおりに推移しています。

表5-12 療養介護の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	97	95	97	91	97	92

② サービス利用状況

令和4年度の療養介護は、市内の3事業所と市外の1事業所において利用がありました。月平均利用者数で見ると、89.0%が市内事業所において利用されています。

表5-13 療養介護事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	月平均利用者数
市 内 事 業 所	3か所	220人	81人
市 外 事 業 所	1	20	10

③ 見込量

療養介護は、前期計画の実績と満18歳到達による医療型障害児入所施設からの移行見込者を考慮して、次のとおりとしました。

表5-14 療養介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	92	92	92

④ 見込量の確保策

既存の事業所において、引き続き、医療ニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 生活介護

生活介護とは、常に介護を要する障害のある人（障害支援区分が一定以上である必要があります。）が、主として昼間において、障害者支援施設（入居施設）や通所施設で、入浴、排せつまたは食事の介護を受けられるとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

生活介護の利用者数はほぼ計画どおり推移しているものの、利用延日数は計画をやや上回って推移しています。令和4年度は、982人が一人月平均20.8日利用したことになります。

表5-15 生活介護の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	933	964	942	982	951	983
利用延日数（日／月）	18,986	18,660	19,176	20,397	19,368	21,534

② 障害支援区分別の実績

生活介護の利用者を障害支援区分別にみると、区分4以上の重度の人の利用が多くなっています。なお、生活介護は、区分3以上（50歳以上は区分2以上）の人が利用することができます。

表5-16 生活介護の障害支援区分別の利用実績（令和4年度分）

認定区分	利用日数	利用単位数	月平均利用者数
全 体	218,190日	265,815,358単位	976人
区分2	1,156	780,850	8
区分3	7,930	5,266,456	44
区分4	41,347	32,036,699	185
区分5	75,546	84,774,545	323
区分6	92,211	142,956,808	416

(注) 区分2は50歳以上

③ サービス利用状況

令和4年度の生活介護の月平均利用者数は合計976人であり、そのうち45.4%が障害者支援施設を利用している人となっています。

表5-17 生活介護の事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	24か所	550人	80,067日	430人
市 外 事 業 所	22	-	23,362	103
障害者支援施設利用分	36	-	114,761	443

(注) 複数の施設を利用している人がいます。

④ 見込量

生活介護の利用者数は、前期計画の実績・見込みと障害者支援施設から地域生活への移行見込者数（以下「地域移行者数」といいます。）を考慮し、次のとおりとしました。一人月平均利用延日数は、21.9日としました。

表5-18 生活介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	984	985	986
利用延日数（日／月）	21,556	21,578	21,600

⑤ 見込量の確保策

既存の通所施設や障害者支援施設で見込量の確保はできると考えられますが、多様な利用者のニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(3) 短期入所

短期入所とは、自宅で介護を行う人の病気などの理由により、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

福祉型・医療型とも計画を上回っています。令和4年度には、新型コロナウイルスの感染拡大前の令和元年度（福祉型：延利用者数198、利用延日数791、医療型：延利用者数27、利用延日数138）の状況にほぼ戻っています。

表5-19 短期入所の前期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
延利用者数(人/月)	福祉型	189	189	189	244	189	264
	医療型	16	15	16	25	16	22
利用延日数(日/月)	福祉型	856	674	856	716	856	1,318
	医療型	72	66	72	92	72	112

② サービス利用状況

令和4年度末現在、市内には福祉型30か所、医療型3か所の短期入所事業所があり、令和4年度の利用状況は次のとおりです。なお、市外事業所を月平均39人が利用しています。

表5-20 短期入所事業所別の利用状況(令和4年度分)

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市内事業所(福祉型)	30か所	83人	6,522日	131人
(医療型)	3	5	1,018	15
市外事業所(福祉型)	8	-	2,748	39

(注) 定員には、空床型短期入所事業所を含みません。

③ 見込量

見込量は、前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表5-21 短期入所の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(人/月)	福祉型	270	285	308
	医療型	22	29	38
利用延日数(日/月)	福祉型	1,347	1,410	1,509
	医療型	112	132	161

④ 見込量の確保策

アンケート調査結果からも「今後利用したい」というニーズが多く、サービス量の増加が見込まれるため、事業所数の増加を促すなどして、提供体制の確保・充実に努めます。また、緊急時の対応・受け入れにおいても必要性が高いことから、地域生活支援拠点推進事業の充実を図ることで、円滑な受け入れの実現を目指します。

(4) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人（難病患者等を含みます。）、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を受けられるサービスです。なお、利用期間は、原則として、1年6か月間以内と定められていますが、条件を満たせば1年間の延長も可能です。

① 前期計画と実績

自立訓練（機能訓練）は、計画を下回って推移しています。令和4年度は、9人が一人月平均8日利用したことになります。

表5-22 自立訓練（機能訓練）の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	12	10	13	9	14	8
利用延日数（日／月）	120	86	128	72	137	69

② サービス利用状況

令和4年度末現在、市内には2か所の自立訓練（機能訓練）事業所があり、令和4年度の利用状況は次のとおりです。なお、市外事業所の利用はありません。

表5-23 自立訓練（機能訓練）の事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	2か所	21人	777日	8人

③ 見込量

見込量は、前期計画の実績・見込みと、障害者支援施設等からの地域移行者数を考慮し、次のとおりとしました。

表5-24 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	10	11	12
利用延日数（日／月）	83	91	100

④ 見込量の確保策

既存の事業所において見込量の確保はできると考えられますが、具体的な障害特性や新たな利用者のニーズにも対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(5) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退居した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けられるサービスです。なお、利用期間は、原則として、2年間（長期間入院者等は3年間）以内と定められていますが、条件を満たせば1年間の延長も可能です。

① 前期計画と実績

自立訓練（生活訓練）の利用者数は、計画を上回って推移しています。令和4年度は、111人が一人月平均14.9日利用しています。

表5-25 自立訓練（生活訓練）の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	68	108	88	111	114	120
利用延日数（日／月）	1,195	1,531	1,554	1,652	2,020	1,822

② サービス利用状況

令和4年度末現在、市内には9か所の自立訓練（生活訓練）事業所があり、令和4年度の利用状況は次のとおりです。なお、市外事業所を月平均9人が利用しています。

表5-26 自立訓練（生活訓練）事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	9か所	125人	15,631日	89人
市 外 事 業 所	4	-	1,166	9

③ 見込量

障害者支援施設からの地域生活移行者数、特別支援学校高等部卒業生数、精神科病院退院者数等を考慮し、次のとおりとしました。

表5-27 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	124	130	136
利用延日数（日／月）	1,798	1,885	1,972

④ 見込量の確保策

障害者支援施設等からの地域移行の促進に伴い、サービス利用者の増加が見込まれるため、具体的な障害特性や新たな利用者ニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(6) 就労選択支援

就労選択支援とは、障害のある人が就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望と就労能力、適性等に合った選択の支援が受けられるサービスです。なお、令和7年10月から開始される予定です。

① 見込量

就労選択支援の見込量は、福祉施設から一般就労への移行に加え、就労継続支援（A型・B型）の利用の見込みを勘案して、次のとおりとしました。

表5-28 就労選択支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	-	120	240

② 見込量の確保策

令和7年10月から開始される予定であることから、就労選択支援について広く周知等し、事業所の参入を促すなど、サービス提供体制の構築を図るとともに、ハローワークや相談支援事業所など関係機関との連携促進を図ります。

(7) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受けられるサービスです。

なお、就労移行支援は、その標準的な利用期間が原則として、2年間とされていますが、条件次第では1年間の延長も可能です。

① 前期計画と実績

就労移行支援は、計画を上回って推移しています。令和4年度の一人あたりの月平均利用延日数は16.9日です。

表5-29 就労移行支援の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	89	117	89	127	89	138
利用延日数（日／月）	1,438	2,022	1,438	2,149	1,438	2,278

② サービス利用状況

令和4年度末現在、就労移行支援の事業所は市内に16か所あり、令和4年度の利用状況は次のとおりです。なお、市外事業所を月平均3人が利用しています。

表5-30 就労移行支援事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	16か所	195人	25,464日	124人
市 外 事 業 所	2	-	327	3

③ 見込量

本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者等に加え、国の基本指針に基づく本計画の数値目標の達成を目指すことを勘案して、次のとおりとしました。

表5-31 就労移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	139	146	153
利用延日数（日／月）	2,429	2,550	2,678

④ 見込量の確保策

国の基本指針に基づく本計画の数値目標の達成を目指し、福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携の強化や情報共有の促進に努めます。

さらに、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、企業および学校などとも連携し、利用者の拡大に努めるとともに、サービス提供体制の充実を図ります。

(8) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を受けられるサービスで、一般雇用に近い形態のものをいいます。

① 前期計画と実績

就労継続支援（A型）の利用者数、利用延日数とも、計画をやや上回って推移しています。令和4年度の一人あたりの月平均利用延日数は、20.7日です。

表5-32 就労継続支援（A型）の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	456	499	470	509	484	519
利用延日数（日／月）	9,417	10,996	9,700	10,549	9,991	10,996

② サービス利用状況

令和4年度末現在、就労継続支援（A型）事業所は市内に31か所あり、令和4年度の利用状況は次のとおりです。なお、市外事業所を月平均62人が利用しています。

表5-33 就労継続支援（A型）事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	31か所	594人	112,395日	447人
市 外 事 業 所	16	-	14,197	62

③ 見込量

本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者等を勘案して、次のとおりとしました。

表5-34 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	525	530	535
利用延日数（日／月）	11,402	11,516	11,631

④ 見込量の確保策

一人ひとりの障害特性や適性に合ったサービス利用を促進するとともに、一般就労につながる施設外の活動（企業実習等）や能力向上につながる訓練内容を提供できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

(9) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を受けられるサービスで、従来の小規模作業所等での福祉的就労に近い形態のものをいいます。

① 前期計画と実績

就労継続支援（B型）は、ほぼ計画どおり推移しています。令和4年度の一人あたりの月平均利用延日数は17.1日です。

表5-35 就労継続支援（B型）の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	931	995	1,033	1,072	1,147	1,103
利用延日数（日／月）	15,837	17,520	17,579	18,360	19,513	19,658

② サービス利用状況

令和4年度末現在、就労継続支援（B型）事業所は市内に51か所あり、令和4年度の利用状況は次のとおりです。なお、市外事業所を月平均194人が利用しています。

表5-36 就労継続支援（B型）事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	51か所	1,111人	182,658日	878人
市 外 事 業 所	47	-	37,663	194

③ 見込量

前期計画の実績・見込みおよび特別支援学校高等部卒業者等を踏まえ、次のとおりとしました。

表5-37 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	1,130	1,164	1,199
利用延日数（日／月）	20,386	20,998	21,628

④ 見込量の確保策

さまざまな活動の場としての側面もあることから、一人ひとりの就労能力や適性等に合わせたサービス利用を促進するとともに、サービスの質の向上に努めます。

(10) 就労定着支援

就労定着支援とは、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、職場や事業所との連絡調整等の支援を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

就労定着支援の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

表5-38 就労定着支援の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/年)	30	48	56	42	104	42

② サービス利用状況

令和4年度末現在、就労定着支援事業所は市内に7か所あり、令和4年度は月平均40人が利用しています。なお、市外事業所を月平均2人が利用しています。

表5-39 就労定着支援事業所別の利用状況(令和4年度分)

区 分	事業所数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	7か所	40人
市 外 事 業 所	1	2

③ 見込量

福祉施設から一般就労への移行者等への利用を促進し、国の基本指針に基づく本計画の数値目標の達成を目指すことを勘案して、次のとおりとしました。

表5-40 就労定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	42	55	71

④ 見込量の確保策

就労系サービス事業所等に対する周知や働きかけにより、一層の制度利用を促進し、一般就労後の定着率の向上を図ります。

4 居住系サービス

地域における障害のある人の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、自立訓練事業等の推進により、福祉施設または病院から地域生活への移行とその継続を進めます。

(1) 自立生活援助

自立生活援助とは、施設入所支援やグループホームを利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等が受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

自立生活援助は、利用件数が少なく、わずかとなっています。

表5-41 自立生活援助の前期計画と実績

単位：人

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数	2	2	4	1	6	2

② サービス利用状況

自立生活援助を提供する事業所は、市内に1か所あります。

③ 見込量

単身世帯である障害のある人の数、グループホーム入居者数等を勘案して、次のとおりとしました。

表5-42 自立生活援助の見込量

単位：人

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数	2	2	2

④ 見込量の確保策

事業の周知を図るとともに、利用ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

(2) グループホーム

共同生活援助（グループホーム）とは、障害のある人が共同生活を行う住宅であり、平日の日中は、就労あるいは日中活動系サービスを利用します。

① 前期計画と実績

グループホームの利用者数は、計画を上回って推移しています。

表5-43 グループホーム利用者数の前期計画と実績 単位：人／月

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数	447	532	496	566	551	650

② 市内のサービス提供事業所数・定員数

令和5年10月現在、市内のグループホーム事業所は50か所、共同生活住居は126か所、定員は914人です。

表5-44 市内グループホーム事業所数・定員数の推移（各年10月）

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事 業 所 数 (か所)	32	36	43	46	48	50
共同生活住居数(か所)	82	82	102	113	130	126
定 員 数 (人)	554	584	692	770	867	914

③ 見込量

福祉施設（主に障害者支援施設）からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案して、次のとおりとしました。

表5-45 グループホーム利用者の見込量 単位：人／月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数	660	689	730

④ 見込量の確保策

グループホームについては、「親なき後」や福祉施設等から地域生活への移行、地域生活の継続のための居住の場として、近年、利用者が増加していることを踏まえ、引き続き、優先的な整備を進めます。

また、相談支援事業所や地域生活支援拠点推進事業の登録事業所等と連携を図り、利用・体験の促進を図ります。

(3) 施設入所支援

障害者支援施設に入居する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

施設入所支援の利用者数は、計画をやや上回って推移しています。

表5-46 施設入所支援の前期計画と実績 単位：人／月

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数	447	459	441	463	439	452

② 市内の障害者支援施設数・定員数

令和5年10月現在の市内の施設は8か所、定員は628人です。

表5-47 市内の障害者支援施設数・定員数の推移（各年10月）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数
身体障害	2か所	150人	2か所	150人	2か所	150人
知的障害	6	478	6	478	6	478
合 計	8	628	8	628	8	628

③ 見込量

施設入所支援の見込量は、地域生活移行者数等および国の基本指針に基づく本計画の数値目標を勘案し、次のとおりとします。

表5-48 施設入所支援の見込量 単位：人／月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数	455	448	443

④ 見込量の確保策

国の基本指針に基づく本計画の数値目標を踏まえ、福祉施設の入居者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進する一方で、障害のある人の重度化・高齢化に対応しつつ、入所支援が必要な人には適切なサービスの提供、また、自立が可能で希望される人には地域生活が送れるよう支援するなど、サービス提供体制の確保に努めます。

5 相談支援

基幹相談支援センターを通じて、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

相談支援には、「地域相談支援」と「計画相談支援」があり、地域相談支援には、「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。

「地域移行支援」とは、施設入居者や退院可能な精神に障害のある人等の地域生活への移行を支援するものであり、「地域定着支援」とは、自宅でひとり暮らしをしている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

「計画相談支援」とは、障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画の作成とサービス等の利用状況の検証（モニタリングといいます。）等を行うものです。

① 前期計画と実績

計画相談支援と地域定着支援はほぼ計画どおり推移しており、地域移行支援は利用件数が少なく、わずかとなっています。

表5-49 相談支援利用件数の前期計画と実績

単位：件／月

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
計 画 相 談 支 援	919	1,064	1,011	1,062	1,112	1,079
地 域 移 行 支 援	4	2	5	4	6	2
地 域 定 着 支 援	40	44	40	33	40	36

② サービス提供事業所

市内の相談支援事業所数は、ほぼ横ばいで推移しています。

表5-50 相談支援事業所数の推移（各年10月）

単位：か所

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
計 画 相 談 支 援	46	49	51	52	53	53
地 域 移 行 支 援	22	22	21	21	21	22
地 域 定 着 支 援	22	22	21	21	21	22

③ 見込量

計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援の見込量は、過去の実績を勘案して、次のとおりとします。

表5-51 相談支援利用件数の見込量

単位：件／月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 相 談 支 援	1,079	1,090	1,100
地 域 移 行 支 援	2	2	2
地 域 定 着 支 援	36	36	36

④ 見込量の確保策

今後も見込量の増加が見込まれるため、相談支援専門員の人材確保を図るとともに、相談支援事業所を対象とした研修やスーパービジョン等の開催、「かなざわ安心プラン」の作成支援等を通じて、本人を中心とした質の高い相談支援を行う人材の育成支援を行います。

6 共生型サービスの展開

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等が改正され、新たに共生型サービスが位置付けられました。共生型サービスとは、高齢者と障害のある人や児童が同一の事業所でサービスを受けやすくするために導入され、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例が設けられたものです。その逆も同様です。対象サービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等です。

表5-52 共生型サービスの例

区 分	高齢者	障害のある人	障害のある児童
ホームヘルプサービス	訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	
デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護	生活介護	児童発達支援 放課後等デイサービス
ショートステイ	短期入所生活介護	短期入所	

本市の場合、居宅介護および重度訪問介護提供事業所の多くが、介護保険の訪問介護も実施していますが、デイサービスおよびショートステイは別々の制度のもとで行われています。共生型サービスは、介護・障害といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化するニーズに対応できると期待されていることから、引き続き、デイサービスやショートステイを提供している事業所への共生型サービスの情報提供に努めます。

第 6 章

地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要

(1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人や児童が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施することで、障害のある人や児童の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断で実施することができる「任意事業」があります。実施する事業の種類は、次のとおりです。

表6-1 地域生活支援事業の種類

区 分	事 業 名
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業（機能強化事業等）
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
任 意 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援 ・権利擁護支援 ・社会参加支援 ・就業・就労支援

(3) 利用者負担

本市の地域生活支援事業の利用者負担は、次のとおりです。

表6-2 地域生活支援事業の利用者負担

事業名	利用者負担
相談支援事業 意思疎通支援事業 地域活動支援センター事業(機能強化事業等) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 社会参加支援事業(自動車免許取得・改造助成は除く)	無料
日常生活用具給付等事業 移動支援事業 訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業	国基準による負担上限月額設定 ただし、下記の軽減措置あり ・重 度・・・全額免除 ・その他・・・負担上限月額を国基準額の2分の1に軽減 ※「重度」とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。 「その他」とは、市民税所得割16万円(児童の場合28万円)以上の世帯に属する人をいう。
日常生活支援事業(生活訓練等)	無料(交通費・食材料費などは実費)
障害者運転免許取得事業 自動車改造費助成事業	助成限度額あり
福祉ホーム事業	家賃・光熱水費等

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

本市においては、ノーマライゼーションプラン金沢(第1次金沢市障害者計画)を策定した平成10年から、障害のある人など当事者を含む市民の意見や提案を求めながら金沢市障害者計画の推進を図るため、市民フォーラムを毎年開催しています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)では、行政機関や民間事業者等による「障害を理由とする差別」の禁止を定めています。これには、通行、利用しにくい物理的障壁、利用しにくい制度などの社会的障壁、障害のある人の存在を意識していない慣習、文化、障害のある人への偏見などが含まれています。

平成29年3月、障害者差別解消法第17条に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、行政・教育・福祉・事業者・法曹関係者で構成する金沢市障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族および地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

本市では、精神に障害のある人の支援を行っているボランティアグループの合同学習会および交流会の支援を行う事業を通じて、社会復帰支援の啓発を行っています。

(3) 相談支援事業

本市では、障害のある人や児童またその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになることを目指します。

本市の相談支援事業は、次のとおりです。

表6-3 相談支援事業等（令和5年度）

区 分		事業所名等
障害者相談支援事業(相談支援事業所)	主に身体障害	金沢健康福祉財団相談支援事業所
知的障害者生活支援事業(相談支援事業所)	主に知的障害	オープンセサミ城南
聴覚障害者相談事業(相談助成)	聴覚障害	金沢市聴力障害者福祉協会
障害者相談支援事業(障害のある人本人またはその家族等による障害者相談員を地域に設置)		身体障害者相談員 29人 知的障害者相談員 10人 精神障害者相談員 9人
地域活動支援センター事業	主に精神障害	地域活動支援センターあるふぁピアサポートいしびき
障害児等療育支援事業(療育指導、相談等が受けられる機関)	主に重症心身障害のある児童、知的障害のある児童	石川療育センター

基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。平成28年10月に、金沢市障害者基幹相談支援センターを設置し、令和2年10

月からは地域連携コーディネーターとして任命し、今後、地域生活支援拠点コーディネーターを活用して、相談支援体制の充実を図ることとしています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

本市では、成年後見制度の市長申立て等に要する報酬や後見人等の報酬を助成しています。家庭裁判所等の関係機関と連携し、制度の広報や利用促進に努めます。

① 前期計画と実績

成年後見制度利用支援事業の利用者は、次のとおりです。

表6-4 成年後見制度利用支援事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人)	8	11	9	19	10	15

② 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、次のとおりとしました。障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、家庭裁判所等の関係機関と連携し、相談機能の強化や制度の広報、利用促進に努めます。

表6-5 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	16	17	18

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

本市では、その体制整備に向けた検討を行っていきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。意思疎通支援事業は、平成24年度までコミュニケーション支援事業と呼んでいました。

本市では、聴覚に障害のある人または聴覚に障害のある人とコミュニケーションを図る必要がある人からの申し出に基づき、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

① 前期計画と実績

前期計画と実績・見込みは、次のとおりです。この事業により市役所に1人、金沢市聴力障害者福祉協会に3人の手話通訳者を設置しています。また、金沢市聴力障害者協会の登録手話通訳者等による派遣を実施しています。なお、この事業とは別に、市役所に手話通訳のできる職員2人を配置しています。

表6-6 意思疎通支援事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者派遣件数(件/月)	102	134	102	140	102	140
要約筆記者派遣件数(件/月)	15	5	15	10	15	10
合 計	117	139	117	150	117	150
手話通訳者設置人数(人)	5	4	5	4	5	4

② 見込量

前期計画の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-7 意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣件数(件/月)	140	140	140
要約筆記者派遣件数(件/月)	10	10	10
合 計	150	150	150
手話通訳者設置人数(人)	5	5	5

③ 見込量の確保策

意思疎通支援事業の従事者となるための必要な研修の受講を促し、手話通訳者および要約筆記者の人材養成・確保に努めていきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を目指す事業です。

なお、日常生活用具は、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具」の6種類に大別されています。

本市では最新機器の情報収集に努め、他都市の動向等を踏まえながら、利用者ニーズにあわせた対象品目の拡大・拡充や見直しを図っています。

① 前期計画と実績

日常生活用具給付件数の計画と実績・見込みは、表6-8のとおりです。ストマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表6-8 日常生活用具給付件数の前期計画と実績 単位：件／月

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具	4	2	4	3	4	3
自立生活支援用具	5	4	5	3	5	4
在宅療養等支援用具	7	8	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	7	5	7	6	7	7
排泄管理支援用具	1,096	1,302	1,096	1,158	1,096	1,323
居宅生活動作補助用具	1	0	1	1	1	1

表6-9 日常生活用具給付実績（令和4年10月）

種 目		給付件数 (件／月)	対 象 者
介護・訓練 支援用具	体位変換器	-	下肢・体幹
	エアーマット	-	下肢・体幹
	入浴担架	-	下肢・体幹
自立生活支 援用具	入浴補助用具	-	下肢・体幹
	頭部保護帽	-	平衡機能・下肢・体幹
	移動・移乗支援用具	1	
	緊急通報装置	-	身体障害者手帳2級以上
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器	-	呼吸器等
	視覚障害者用時計（触読）	1	視覚
	パルスオキシメーターの消耗品	-	呼吸器等

種 目		給付件数 (件/月)	対 象 者
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	-	上肢・視覚
	点字タイプライター	-	視覚
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	2	
	視覚障害者用拡大・音声読書器	2	
	視覚障害者用色覚識別装置	-	
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	-	
	聴覚障害者用通信装置	-	聴覚
排泄管理支援用具	ストマ装具（ストマ用品、洗腸装具）	44	ストマ造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、尿取りパット、おしりふき、使い捨て手袋）	196	ぼうこう・直腸機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	1	下肢・体幹・乳幼児期非進行性脳病変

② 見込量

見込量は次のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表6-10 日常生活用具給付件数の見込量

単位：件/月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	4	4	4
在宅療養等支援用具	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排泄管理支援用具	1,323	1,323	1,323
居宅生活動作補助用具	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な語彙および技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目指します。

本市では、聴覚に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。

① 前期計画と実績

手話奉仕員養成研修事業は、平成24年度までは地域生活支援事業の任意事業でしたが、平成25年度より必須事業となりました。表6-11は、手話奉仕員養成事業修了者の計画と実績・見込みですが、令和5年度は計画を上回ると見込んでいます。

表6-11 手話奉仕員養成事業修了者の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
修了者数(人)	63	35	63	47	63	79

② 見込量

前期計画の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-12 手話奉仕員養成事業修了者の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数(人)	80	80	80

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等が外出の支援を受けられるサービスで、地域における自立生活および社会参加を促します。

なお、視覚に障害のある人は、障害福祉サービスの同行援護を、知的障害または精神に障害のある人は行動援護を利用することもできます。

① 前期計画と実績

移動支援事業は、ほぼ計画どおり推移しています。

表6-13 移動支援事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	75	72	78	73	81	76
利用者数(人/月)	513	520	518	559	523	559
利用延時間(時間/月)	4,942	4,716	4,991	5,226	5,041	5,081

② 見込量

前期計画の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-14 移動支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(か所)	76	76	76
利用者数(人/月)	559	559	559
利用延時間(時間/月)	5,081	5,081	5,081

③ 見込量の確保策

様々な利用ニーズに対応できるよう、事業所数の増加を促すなど、サービス提供体制の充実（ヘルパーの確保）を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業（機能強化事業等）

地域活動支援センターは、従来の精神障害者地域生活支援センター（現在はⅠ型）や障害者デイサービス（現在はⅡ型）、小規模作業所等（現在はⅢ型）が体系移行したものであり、日中活動の場として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ることにより、障害のある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

なお、Ⅰ型事業所では、精神に障害のある人を主な対象とした相談支援事業も行っています。

① 前期計画と実績

表6-15のとおり、地域活動支援センターの利用者数は、減少傾向にあります。

表6-15 地域活動支援センターの前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	13	13	13	12	13	12
うち、Ⅰ型	5	5	5	5	5	5
うち、Ⅱ型	2	2	2	2	2	2
うち、Ⅲ型	6	6	6	5	6	5
利用者数(人/月)	316	211	316	163	316	177
うち、Ⅰ型	185	138	185	94	185	110
うち、Ⅱ型	65	18	65	22	65	21
うち、Ⅲ型	66	55	66	47	66	46

(注) 市外にあるⅠ型・Ⅲ型事業所(本市として登録していないが、費用負担を一部行っている事業所)を事業所数に含めました。

② 地域活動支援センター種類別の利用実績

表6-16は、令和4年度の地域活動支援センター種類別の事業所数と利用者数です。利用者数はⅠ型が最も多く、事業所数はⅢ型が最も多くなっています。

表6-16 地域活動支援センター種類別の利用実績（令和4年度分）

区 分		Ⅰ型 (旧) 精神障害者地域生活支援センター	Ⅱ型 (旧) 障害者サービス	Ⅲ型 (旧) 小規模作業所	合 計
機能強化事業	事業所数 (か所)	5	—	2	7
	利用者数 (人/月)	94	—	26	120
基礎的事業のみ	事業所数 (か所)	—	2	3	5
	利用者数 (人/月)	—	22	21	43

(注) 市外にあるⅠ型・Ⅲ型事業所(本市として登録していないが、費用負担を一部行っている事業所)を事業所数に含めました。

③ 見込量

地域活動支援センターの見込量は、前期の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-17 地域活動支援センターの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(か所)	12	12	12
うち、Ⅰ型	5	5	5
うち、Ⅱ型	2	2	2
うち、Ⅲ型	5	5	5
利用者数(人/月)	177	177	177
うち、Ⅰ型	110	110	110
うち、Ⅱ型	21	21	21
うち、Ⅲ型	46	46	46

④ 見込量の確保策

見込量は、既存の地域活動支援センターにより確保できると考えられます。

(11) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚に障害がある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話通訳者・要約筆記者を養成します。

① 前期計画と実績

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は、平成25年度までは石川県の事業でしたが、平成26年度からは中核市の必須事業として石川県と共催で本市在住の人に対して事業を実施しています。本市在住の受講者の計画と実績・見込みは、次のとおりです。

表6-18 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業受講者の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
受講者数（人）	23	17	23	24	23	23

② 見込量

前期計画の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-19 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業受講者の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数（人）	23	23	23

③ 見込量の確保策

見込量確保のため、石川県と連携し、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保に努めていきます。

(12) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を推進します。

① 前期計画と実績

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、平成25年度までは石川県の事業でしたが、平成26年度からは中核市の必須事業として石川県と共催で本市在住の人に対して事業を実施しています。本市在住の受講者の計画と実績・見込みは、次のとおりです。平成30年度より、研修が市内と市外の隔年開催になり、令和3年度と令和5年度は市外で開催しています。

表6-20 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業受講者の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
受講者数（人）	1	0	15	4	1	4

② 見込量

前期計画の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-21 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業受講者の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数(人)	4	4	4

③ 見込量の確保策

見込量確保のため、石川県と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・研修に努めていきます。

(13) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

① 前期計画と実績

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、平成25年度までは石川県の事業でしたが、平成26年度からは本市在住の人に対して事業を実施しています。派遣件数は、令和5年度に計画を上回ると見込んでいます。

表6-22 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の前期計画と実績

単位：件／月

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
通訳・介助員派遣件数	92	72	92	80	92	114

② 見込量

前期計画の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-23 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の見込量

単位：件／月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通訳・介助員派遣件数	114	114	114

③ 見込量の確保策

見込量確保のため、石川県と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保に努めていきます。

3 任意事業（主な事業）

(1) 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とする事業で、グループホームに近い施設です。令和5年10月現在、市内には身体に障害のある人の福祉ホームが2か所あります。

① 前期計画と実績

福祉ホームの利用者数は、計画どおり推移しています。

表6-24 福祉ホーム事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	2	2	2	2	2	2
利用者数(人/月)	6	7	6	7	6	7

② 見込量

福祉ホーム事業の見込量は、次のとおりとしました。

表6-25 福祉ホーム事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(か所)	2	2	2
利用者数(人/月)	7	7	7

(2) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

本市では、他の方法では入浴が困難な在宅の重度の身体に障害のある人の自宅にサービスを提供する事業者が訪問し、浴槽を提供して（自宅に持ち込んで）入浴の介護を行っています。

① 前期計画と実績

訪問入浴サービス事業の利用者数はほぼ計画どおりですが、利用延回数はやや下回って推移しています。

表6-26 訪問入浴サービス事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	3	3	3	3	3	3
利用者数(人/月)	12	10	12	10	12	8
利用延回数(回/月)	39	26	39	28	39	21

② 見込量

前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-27 訪問入浴サービスの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(か所)	2	2	2
利用者数(人/月)	8	8	8
利用延回数(回/月)	21	21	21

③ 見込量の確保策

事業所数が減少傾向にあるため、提供事業所や相談支援専門員等と連携し、提供体制の確保に努めます。

(3) 日常生活支援事業（生活訓練等）

障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練を行うことで、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする事業です。

日常生活支援事業（生活訓練等）には次の事業があります。なお、日常生活訓練事業（生活訓練等）は市内の障害者団体に委託し、実施しています。

表6-28 日常生活支援事業（生活訓練等）の種類

事業名	内 容	委 託 先
視覚障害者歩行訓練士派遣事業	中途失明などの視覚に障害のある人に訓練士を派遣し、日常動作訓練を実施します。	石川県視覚障害者協会
盲ろう者生活訓練事業	視覚と聴覚の両方に障害のある人に日常動作等の訓練を実施します。	石川盲ろう者友の会
重度視覚障害者生活訓練事業	視覚に重度の障害がある人に日常動作等の訓練を実施します。	金沢市視覚障害者協会
聴覚障害者生活訓練事業	聴覚に障害のある人に適応訓練、生活指導および手話指導を実施します。	金沢市聴力障害者福祉協会
障害者社会参加支援事業	障害のある人に市役所等において軽作業の機会を提供します。	-

① 前期計画と実績

日常生活支援事業（生活訓練等）の利用者数、延利用人数の計画と実績・見込みは、次のとおりです。

表6-29 日常生活支援事業（生活訓練等）の前期計画と実績

単位：人／年

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
視覚障害者歩行 訓練士派遣事業	利用者数	58	70	58	51	58	51
	延利用人数	165	156	165	156	165	156
盲ろう者生活訓 練事業	利用者数	4	4	4	4	4	4
	延利用人数	125	52	125	100	125	100
重度視覚障害者 生活訓練事業	利用者数	15	15	15	41	15	41
	延利用人数	118	109	118	170	118	170
聴覚障害者生活 訓練事業	利用者数	78	78	78	78	78	78
	延利用人数	540	527	540	348	540	348
障害者社会参加 支援事業	利用者数	138	138	138	138	138	138
	延利用人数	425	473	425	454	425	452

② 見込量

前期計画の実績・見込みを踏まえて、次のとおりとしました。

表6-30 日常生活支援事業（生活訓練等）の見込量

単位：人／年

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
視覚障害者歩行 訓練士派遣事業	利用者数	51	51	51
	延利用人数	156	156	156
盲ろう者生活訓 練事業	利用者数	4	4	4
	延利用人数	100	100	100
重度視覚障害者 生活訓練事業	利用者数	41	41	41
	延利用人数	170	170	170
聴覚障害者生活 訓練事業	利用者数	78	78	78
	延利用人数	348	348	348
障害者社会参加 支援事業	利用者数	138	138	138
	延利用人数	452	452	452

(4) 日中一時支援事業

障害のある児童等の日中において活動する場を確保することにより、介助者の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を提供する事業です。

① 前期計画と実績

日中一時支援事業の利用者数は、計画を上回って推移しています。

表6-31 日中一時支援事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	30	31	30	32	30	33
利用者数(人/月)	129	124	129	139	129	144
利用延回数(回/月)	202	137	202	141	202	213

② 見込量

前期計画の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-32 日中一時支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(か所)	33	33	33
利用者数(人/月)	144	150	156
利用延回数(回/月)	213	222	231

③ 見込量の確保策

家族のレスパイトや就労促進につながるため、放課後等デイサービスの利用児童の18歳到達後の利用ニーズ等への対応を進めるとともに、休日等においても安心してサービスが受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(5) 社会参加支援事業

スポーツ・芸術文化活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を支援することを目的とする次の4事業をいいます。

表6-33 社会参加支援事業の種類

事業名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害のある人がスポーツやレクリエーションで楽しむ事業をいい、スポーツ・レクリエーションイベントである「ほほえみスポーツフェスタ金沢」と「ふれあい運動会」を実施しています。
芸術文化講座開催等事業	障害のある人の芸術文化活動を推進する事業をいい、福祉団体に委託して「障害のある人の作品展」「ふれあいコンサート」を開催しています。
自動車運転免許取得事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。
自動車改造助成事業	身体障害のある人が就労等に伴って、自動車の改造をするときの費用の一部を助成する事業です。

① 実績

社会参加支援事業の実績は、表6-34のとおりです。

表6-34 社会参加支援事業の実績

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	事業数(事業/年)	中止	1	1
芸術文化講座開催等事業	事業数(事業/年)	2	2	2
自動車運転免許取得事業	利用者数(人/年)	8	13	11
自動車改造助成事業	利用件数(件/年)	10	11	12

② 見込量

社会参加支援事業については見込量を掲げませんが、趣味や文化、スポーツ・レクリエーション活動への参加、外出や就労支援の充実に努めます。

(6) 障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害のある人等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する人または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする事業です。

なお、この事業は、平成29年9月の「地域生活支援事業実施要綱」の改正により、「地域生活支援促進事業」へ移行しました。「地域生活支援促進事業」とは、国が促進すべき事業として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業の実施を図ることとしています。

① 実績

障害者虐待防止に関する本市の取り組みは、次表のとおりです。

表6-35 障害者虐待防止に関する本市の取り組み

区 分	内 容
虐待時の対応のための体制整備	障害者虐待防止法が施行された平成24年10月に障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターを金沢市障害福祉課内に設置しました。また、金沢市障害者基幹相談支援センターおよび市内4か所の相談支援事業所に、通報・届出の受理などセンター業務の一部を委託しています。
障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施	平成27年度から、障害福祉サービス事業所従事者等を対象とした研修会を実施しています。
連携協力体制の整備	平成26年2月に従来から設置されていた「金沢市高齢者虐待防止連絡会」を拡充し、高齢者および障害のある人の虐待防止のための必要かつ専門的な援助を行うため、関係機関・組織の連携を深めることを目的とした「金沢市高齢者・障害者虐待防止連絡会」を設置しています。
普及啓発	障害者虐待防止の市民に対する普及啓発のため、平成27年度から障害者虐待防止啓発パンフレットや障害者虐待防止啓発カードを作成しています。また、平成29年度に障害者虐待発見チェックリストを作成しました。

② 見込量

障害者虐待防止対策支援については見込量を掲げませんが、市民からの虐待通報があった場合の迅速な対応や、被虐待者や家族等に対する支援などの障害者虐待防止センターの業務の充実や、障害のある人の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい知識の普及に努めます。

第 7 章

障害児支援サービス

1 障害児支援サービスの概要

平成23年5月に児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

事業の実施者は、障害児通所支援と障害児相談支援が市町村、障害児入所支援が都道府県・児童相談所設置市とされています。

なお、医療的ケア児移動介護支援事業は、令和2年度から開始した本市の単独事業です。

表7-1 障害児支援サービスの種類と事業の実施者

サービス名		実施者
障害児通所支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	市町村
障害児相談支援		
障害児入所支援	福祉型 医療型	都道府県・児童相談所設置市
医療的ケア児への支援	医療的ケア児移動介護支援事業 医療的ケア児等コーディネーター	市町村
障害のある児童の子ども・子育て支援等のサービス	統合保育 放課後児童クラブ	市町村

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域において療育が必要な、学校に就学していない障害のある児童（乳幼児）やその家族が、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を受けられるサービスです。

① 前期計画と実績

児童発達支援は、利用児童数、利用延日数とも計画を上回って推移しています。

表7-2 児童発達支援の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	83	96	91	106	100	109
利用延日数（日／月）	1,090	1,390	1,195	1,566	1,313	1,682

② サービス利用状況

令和4年度末現在、児童発達支援事業所は市内に49か所あり、月平均142人が利用しており、市外6事業所を月平均13人が利用しています。

表7-3 児童発達支援事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用児童数
市 内 事 業 所	49か所	550人	15,660日	142人
市 外 事 業 所	6	-	963	13

③ 見込量

前期計画の実績・見込みおよび療育開始年齢の早期化傾向を勘案し、次のとおりとしました。

表7-4 児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児童数（人／月）	111	113	115
利用延日数（日／月）	1,799	1,924	2,059

④ 見込量の確保策

今後も利用ニーズが増加し、さらに障害のある児童の特性に応じた適切なサービスを提供していく必要があるため、事業所数の増加を促進し、提供体制の充実を図ります。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校に就学している障害のある児童が、授業の終了後や学校の休業日または夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けられるサービスで、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後時間帯等における居場所づくりを促進するサービスです。

① 前期計画と実績

放課後等デイサービスは、利用児童数、利用延日数とも計画を上回って推移しています。

表7-5 放課後等デイサービスの前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	673	775	770	864	881	917
利用延日数（日／月）	9,444	11,453	10,805	13,228	12,363	15,342

② サービス利用状況

市内の事業所は、第1期計画前の平成28年度末の35か所から令和4年度末の71か所に、大幅に増加しています。令和4年度は、市内の事業所を月平均1,191人が利用しており、市外26事業所を月平均111人が利用しています。

表7-6 放課後等デイサービス事業所別の利用状況（令和4年度分）

区 分	事業所数	定 員	延べ利用日数	月平均利用児童数
市 内 事 業 所	71か所	714人	68,633日	1,191人
市 外 事 業 所	26	-	6,780	111

③ 見込量

前期計画の利用実績・見込みを勘案し、次のとおりとしました。

表7-7 放課後等デイサービスの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児童数（人／月）	999	1,088	1,185
利用延日数（日／月）	16,722	18,226	19,866

④ 見込量の確保策

今後も利用ニーズが増加し、さらに障害のある児童の特性に応じた適切なサービスを提供していく必要があるため、事業所数の増加を促進し、提供体制の充実を図ります。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害のある児童など重度の障害のある児童で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与等の支援を受けられるサービスです。

具体的な内容としては、手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や、絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動等です。

① 前期計画と実績

居宅訪問型児童発達支援の利用児童数は、表7-8のとおり、あまり多くありません。

表7-8 居宅訪問型児童発達支援の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	2	1	4	2	8	3
利用延日数（日／月）	7	6	14	7	28	11

② 見込量

居宅訪問型児童発達支援の見込量は、次のとおりとしました。

表7-9 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児童数（人／月）	4	6	9
利用延日数（日／月）	16	24	36

③ 見込量の確保策

利用ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所等（幼稚園、小学校、特別支援学校および認定こども園等を含みます。）に通うまたは通う予定の障害のある児童に対して、その児童が通う保育所等に児童発達支援センター等の職員が訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

① 前期計画と実績

保育所等訪問支援は、こども相談センター巡回相談や障害児等療育支援事業を行っていることや、保護者や保育所等への制度の浸透が十分でないこともあり、計画したような増加はみられません。

なお、保育所等訪問支援提供事業所は、市内に6か所あります。

表7-10 保育所等訪問支援の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	4	5	8	7	16	7
利用延日数（日／月）	4	6	8	9	16	8

② 見込量

保護者や保育所等への制度の周知を図ることとし、次のとおりとします。

表7-11 保育所等訪問支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児童数（人／月）	8	11	16
利用延日数（日／月）	9	13	18

③ 見込量の確保策

既存の保育所等訪問支援事業所により、見込量を確保できると考えます。

ただし、今後も乳幼児期からの「気づきの支援」による早期療育を促進する必要性が高いため、この制度自体の浸透・利用拡大や関係機関の連携促進に努めます。これにより利用の高まりが見込まれることから、既存の事業所における専門職員の人材育成や増員等を促進するなど、サービス提供体制の充実を図ります。

3 障害児入所支援

障害児入所支援は、障害種別にかかわらず、「福祉型障害児入所施設」および「医療型障害児入所施設」に分けられています。

「福祉型障害児入所施設」は、障害のある児童の保護、日常生活の指導および独立生活に必要な知識技能の付与を行う施設とされており、「医療型障害児入所施設」は、これらに加え「治療」を行う施設とされています。

① 前期計画と実績

障害児入所支援の利用児数は、計画を上回っています。

表7-12 障害児入所支援の利用児童数の前期計画と実績

単位：人

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
福祉型障害児入所施設	4	8	4	8	4	9
医療型障害児入所施設	14	11	14	17	14	17
合 計	18	19	18	25	18	26

② サービス利用状況

令和5年9月現在の市内の施設の定員や契約入所児童数は、次のとおりです。

表7-13 市内の障害児入所施設の定員数および契約入所児童数（令和5年9月）

区 分	施 設 種 別	施 設 名	定員	契約入所児童数
福祉型障害児入所施設	旧：知的障害児施設	希望ヶ丘 児童施設	30人	3人
		障害児入所施設Share金沢	30	4
医療型障害児入所施設	旧：肢体不自由児施設	石川整肢学園	45	2
		石川療育センター	60	-
	旧：重症心身障害児施設	金沢療育園	55	6
		指定医療機関・重症心身障害児病棟	(独)国立病院機構	100
指定医療機関・進行性筋萎縮症病棟	医王病院	10	-	

③ 見込量

前期計画の利用実績・見込み等を考慮し、次のとおりとしました。

表7-14 障害児入所支援の利用児童数の見込量

単位：人

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	10	10	10
医療型障害児入所施設	19	19	19
合 計	29	29	29

④ 見込量の確保策

既存の施設において、引き続き、障害特性や医療ニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

4 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害のある児童に対する「障害児支援利用計画案」の作成と、サービス等の利用状況の検証（モニタリングといいます。）等を行うことをいいます。

① 利用実績

障害児相談支援の前期計画と実績は、次のとおりです。

表7-15 障害児相談支援の前期計画と実績 単位：件／月

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 件 数	241	265	260	288	280	291

② サービス提供事業所

市内の障害児相談支援事業所は、年々増加を続け、令和5年10月には37か所となっています。

表7-16 障害児相談支援事業所数の推移（各年10月） 単位：か所

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事 業 所 数	29	35	35	38	38	37

③ 見込量

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、次のとおりとしました。

表7-17 障害児相談支援の見込量 単位：件／月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 件 数	291	294	297

④ 見込量の確保策

障害児相談支援は、計画相談支援と一体のサービスであり、サービス量の増加が見込まれるため、事業所数の増加を促進するとともに、相談支援専門員の人材育成を図ります。また、相談支援事業所を対象とした研修等の開催や「かなざわ安心プラン」の作成支援等を通じて、相談支援体制の充実を図ります。

5 医療的ケア児への支援

(1) 医療的ケア児移動介護支援事業

医療的ケア児に対する支援体制の充実を推進するため、医療的ケア児が外出する際に看護職員が医療的ケアを伴う移動介護を行う「医療的ケア児移動介護支援事業」を令和2年度から実施しています。ひとり親家庭や複数の障害のある人等がいる家庭など、特別の事情があると認められる家庭については、利用時間の拡大および通学支援を適用し、医療的ケア児の社会参加の拡大と保護者の負担軽減を図ります。

① 前期計画と実績

医療的ケア児移動介護支援事業の利用児童数は、表7-18のとおりです。

表7-18 医療的ケア児移動介護支援事業の前期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	8	1	8	1	8	2
利用延回数（回／月）	28	6	28	7	28	30

② 見込量

医療的ケア児移動介護支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表7-19 医療的ケア児移動介護支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児童数（人／月）	2	2	2
利用延回数（回／月）	30	30	30

③ 見込量の確保策

令和5年10月現在、医療的ケア児移動介護支援提供事業所は市内に1か所あり、見込量を確保できると考えますが、利用ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 前期計画と実績

医療的ケア児等コーディネーターの配置数は、表7-20のとおりです。

表7-20 医療的ケア児等コーディネーターの前期計画と実績 単位：人

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
配 置 人 数	12	0	15	9	18	12

② 見込量

現在、医療的ケア児等コーディネーター12人を配置しており、次のとおり見込みます。

表7-21 医療的ケア児等コーディネーターの見込量 単位：人

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配 置 人 数	14	16	18

③ 見込量の確保策

医療的ケア児等コーディネーターについては、連絡会議等の場を活用して関係者間の連携を深めるとともに、周知を進めることなどにより、医療分野など多分野・多機関との連携促進を図ります。

6 障害のある児童の子ども・子育て支援等のサービス

障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援以外に、障害のある児童が利用している保育所や子ども・子育て支援事業等がありますが、ここでは、保育所・認定こども園の統合保育と放課後児童クラブを利用する障害のある児童について、利用見込み等を定めます。

(1) 統合保育

統合保育とは、集団保育になじむことのできる中軽度の障害のある児童が保育所・認定こども園で障害のない児童とともに保育を受けることをいいます。

① 実績

令和5年10月現在、本市の24か所の保育所および75か所の認定こども園において、統合保育を実施しています。

表7-22 統合保育の利用実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
保 育 所	実施事業所数(か所)	-	27	-	28	-	24
	利用児数(人/月)	51	63	48	61	43	58
認定こども園	実施事業所数(か所)	-	64	-	74	-	75
	利用児数(人/月)	169	150	169	187	172	208
合 計	実施事業所数(か所)	-	91	-	102	-	99
	利用児数(人/月)	220	213	217	248	215	266

② 見込量

令和3年度から令和5年度の利用実績・見込み等を参考に、次のとおりとしました。

表7-23 統合保育利用児数の見込量 単位：人/月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保 育 所	60	58	56
認定こども園	210	212	214
合 計	270	270	270

③ 見込量の確保策

既存の保育所・認定こども園において、見込量は確保できると考えています。

(2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後や長期休暇中に適切な遊びおよび生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。本市の放課後児童クラブにおいては、中軽度の障害のある小学生を受け入れています。

① 実績

令和3年から令和5年の市内の放課後児童クラブ数、障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数および利用障害児数は、表7-24のとおりです。

表7-24 放課後児童クラブの利用実績（各年5月）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 数 (か所)	-	103	-	103	-	106
障 害 児 受 け 入 れ ク ラ ブ 数 (か所)	-	40	-	44	-	49
利 用 障 害 児 数 (人)	80	74	80	79	80	85

② 見込量

令和3年度から令和5年度の利用実績・見込み等を参考に、次のとおりとしました。

表7-25 放課後児童クラブ利用障害児数の見込量 単位：人／月

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 障 害 児 数	90	90	90

③ 見込量の確保策

既存の放課後児童クラブにおいて、見込量は確保できると考えています。

資料

○金沢市障害者施策推進協議会条例

(平成11年3月18日 条例第6号)

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、金沢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本市における障害者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）のための施策に関する基本的な計画に関し、法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 本市における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第88条第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (5) 本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画に関し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第80号、中央省庁等改革のための関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第10条による改正）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年9月21日条例第55号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。〔平成17年規則第65号で、平成17年4月18日から施行〕

附 則（平成18年3月27日条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域

生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成23年政令第295号で、平成24年4月1日から施行〕

附 則（平成24年3月26日条例第18号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成24年政令第144号で、平成24年5月21日から施行〕

附 則（平成25年3月26日条例第2号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第6条による改正抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○金沢市障害者施策推進協議会委員名簿（令和5年度）

区 分	関係分野	氏 名 ・ 所 属 等	備 考
第1号委員 障害のある人及び その家族	身体障害 (肢体不自由)	坂野 恵子 金沢市身体障害者団体連合会理事	自立支援 協議会委員 兼務
	身体障害 (視覚障害)	米田 茂 金沢市視覚障害者協会副会長	
	身体障害 (聴覚障害)	藤平 淳一 金沢市聴力障害者福祉協会理事	自立支援 協議会委員 兼務
	身体障害 (家族)	金子 聡子 石川県肢体不自由児協会常任理事	
	知的障害 (家族)	浅永 洋子 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会理事	自立支援 協議会委員 兼務
	精神障害 (家族)	佐溝 進 石川県精神保健福祉家族会連合会常務理事	自立支援 協議会委員 兼務
第2号委員 障害のある人の自 立及び社会参加に 関する事業に従事 する者	社会福祉施設 代 表	小島 武 金沢市障害児・者福祉施設連絡会代表幹事	
	地域福祉事業 従 事 者	田村 悠 社会医療法人財団松原愛育会医師	
	地域福祉事業 従 事 者	中村 久司 社会福祉法人こころ理事 ワークプラザますいずみ管理者	
	地域福祉事業 従 事 者	後出 建司 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 常務理事兼参事	
第3号委員 知識経験者	社会福祉	堤 敦朗 金沢大学融合研究域融合科学系教授	会長
	障害児教育	吉村 優子 金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授	
	精神保健医療	岡 宏 金沢市医師会理事	自立支援 協議会委員 兼務
	バリアフリー デ ザ イン	東 ひとみ 公益社団法人石川県作業療法士会理事	

○金沢市障害者自立支援協議会設置要綱

(平成24年11月1日決裁)

改正 平成25年4月1日決裁

改正 令和3年3月19日決裁

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、金沢市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築等に向けた協議及び課題の共有に関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策の助言に関すること。
- (3) 個別支援会議（個々の障害者の課題の解決やサービスの利用調整のための関係者による会議をいう。）の開催に関すること。
- (4) 地域の障害者の支援体制に係る課題の整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会に、本会の業務を円滑に行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整等の事務を処理する。

3 事務局会議は、事務局員若干人で組織する。

4 事務局員は、障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、会長が指名する。

5 事務局会議は、会長が招集する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉健康局障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○金沢市障害者自立支援協議会委員名簿（令和5年度）

<協議会委員>

区 分	関係分野	氏 名 ・ 所 属 等	備 考
第1号委員 障害のある人及び その家族	身体障害 (肢体不自由)	坂野 恵子 金沢市身体障害者団体連合会理事	施策推進協議会 委員兼務
	身体障害 (視覚障害)	米島 芳文 金沢市視覚障害者協会会長	
	身体障害 (聴覚障害)	藤平 淳一 金沢市聴力障害者福祉協会理事	施策推進協議会 委員兼務
	知的障害 (家族)	浅永 洋子 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会理事	施策推進協議会 委員兼務
	精神障害 (家族)	佐溝 進 石川県精神保健福祉家族連合会常務理事	施策推進協議会 委員兼務
第2号委員 福祉事業に従事する者 (サービス事業者 の実務者または代 表者)	地域福祉事業 従事者	岡田 牧子 医療法人社団岡部診療所 地域活動支援センターあるふぁ施設長	
	日中活動系	高橋 和也 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会 金沢クリーンワークス施設長	
	訪問系	沼澤 千加 特定非営利活動法人地域支援センターポレポレ 理事長	
	居住系 (グループホーム等)	岡田 淳夫 社会医療法人財団松原愛育会医師 グループホーム管理者	会長
	施設系	細井 一夫 社会福祉法人陽風園 ハビリポート若葉・ハビリポート若竹施設長	
	相談支援系	相原 瞳 社会医療法人財団松原愛育会 ピアサポートいしびき精神保健福祉士	
土本 和則 社会福祉法人松原愛育会 生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南支援課主任			
第3号委員 知識経験者	社会福祉	尹 一喜 金沢大学国際基幹教育院GS教育系助教	
	精神保健医療	岡 宏 金沢市医師会理事	施策推進協議会 委員兼務

＜専門委員等＞

関係分野	氏名・所属等	備考
就労専門部会	高橋 和也 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会 金沢クリーンワークス 施設長	自立支援協議会 委員兼務
	早川 奈緒美 社会医療法人財団松原愛育会 自立就労支援センターいしびき サービス管理責任者	
	浅田 秀章 社会福祉法人やちぐさ会 多機能型事業所やちぐさ 所長	
	出村 美香 ヴィスト株式会社 エリアマネージャー	
	坂本 洋人 金沢公共職業安定所専門援助第一部門 主任就職促進指導官	
	山崎 雅行 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 金沢障害者就業・生活支援センター 主査	
	寺西 里恵 金沢市障害者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員	
地域生活支援 拠点推進事業 専門部会	坂野 恵子 金沢市身体障害者団体連合会 理事	自立支援協議会 委員兼務
	高桑 麻央 医療法人社団岡部診療所	
	沼澤 千加 特定非営利活動法人地域支援センターポレポレ 理事長	自立支援協議会 委員兼務
	相原 瞳 社会医療法人財団松原愛育会 ピアサポートいしびき	自立支援協議会 委員兼務
	小堺 裕也 社会福祉法人松原愛育会 生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南 相談支援専門員	
	尹 一喜 金沢大学国際基幹教育院 GS教育系 助教	自立支援協議会 委員兼務
	新谷 正樹 社会福祉法人松原愛育会 石川療育センター 主任相談支援専門員	
	後出 建司 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 常務理事兼参事	施策推進協議会 委員兼務
	山田 剛豪 社会福祉法人石川整肢学園	
	寺西 里恵 金沢市障害者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員	

● 資 料 ●

関係分野	氏 名 ・ 所 属 等	備 考
児童専門部会	勝 田 ゆかり 特定非営利活動法人サポートステーション waku waku 理事長	
	長 原 雅 人 社会福祉法人石川整肢学園 児童発達支援センターそよかぜ	
	中 島 永美子 社会福祉法人佛子園 S-veranda 相談支援専門員	
	谷 口 幸 代 特定非営利活動法人アスペの会石川 理事長	
	大 橋 真 季 社会福祉法人松原愛育会 石川療育センター 臨床心理士	
	岡 宏 金沢市医師会 理事	施策推進協議会・ 自立支援協議会 委員兼務
	小 田 輝 実 独立行政法人国立病院機構 医王病院 医療社会事業専門員	
	平 内 明 美 一般社団法人金沢ゆとり学園	
	山 本 仁 金沢大学附属特別支援学校 校長	
	吉 村 優 子 金沢大学人間社会研究域学校教育系 准教授	施策推進協議会 委員兼務
	村 田 南 美 金沢市障害者基幹相談支援センター 管理者	
事務局会議	嶋 川 裕 志 社会医療法人財団松原愛育会 ピアサポートいしびき 主任相談支援専門員	
	土 本 和 則 社会福祉法人松原愛育会 生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南 主任相談支援専門員	自立支援協議会 委員兼務
	生 田 克 実 医療法人社団岡部診療所 地域活動支援センターあるふぁ 主任相談支援専門員	
	新 谷 正 樹 社会福祉法人松原愛育会 石川療育センター 主任相談支援専門員	
	村 田 南 美 金沢市障害者基幹相談支援センター 管理者	
	寺 西 里 恵 金沢市障害者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員	

○第7期金沢市障害福祉計画・第3期金沢市障害児福祉計画策定経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和4年度		
令和4年7月27日	第1回金沢市障害者自立支援協議会	○障害福祉計画・障害児福祉計画策定実態調査（アンケート）等の検討
10月25日 ～ 11月18日	金沢市障害福祉計画・障害児福祉計画策定実態調査（アンケート）の実施	調査票配布 18歳以上のサービス受給者 2,000 18歳未満のサービス受給者 1,000
11月30日	第2回金沢市障害者自立支援協議会	○実態調査の速報、金沢市医療的ケア児等コーディネーター連絡会議等について協議
令和5年2月27日	第3回金沢市障害者自立支援協議会	○実態調査結果の報告、令和5年度障害福祉課重点施策等について協議
令和5年度		
令和5年4月26日	第1回就労専門部会	○次期障害福祉計画策定に向けた課題の整理
7月28日	第1回金沢市障害者自立支援協議会	○金沢市障害福祉計画・金沢市障害児福祉計画骨子（素案）等について協議
8月9日	第2回就労専門部会	○就労分野に関する次期計画の基本目標・重点施策等の検討
9月28日	第1回地域生活支援拠点推進事業専門部会	○拠点分野に関する次期計画の基本目標・重点施策等の検討
10月25日	第1回児童専門部会	○児童分野に関する次期計画の基本目標・重点施策等の検討
11月24日	第2回金沢市障害者自立支援協議会	○金沢市障害福祉計画・金沢市障害児福祉計画骨子（案）等について協議
12月19日 ～ 令和6年1月17日	第7期金沢市障害福祉計画・第3期金沢市障害児福祉計画骨子（案）のパブリックコメント	
1月31日	第3回就労専門部会	○次期計画（案）の記載内容等の協議
2月20日	第2回児童専門部会	○次期計画（案）の記載内容等の協議
2月21日	第2回地域生活支援拠点推進事業専門部会	○次期計画（案）の記載内容等の協議
2月28日	第3回金沢市障害者自立支援協議会	○次期計画（案）等について協議
3月31日	第7期金沢市障害福祉計画・第3期金沢市障害児福祉計画策定	

第7期 金沢市障害福祉計画

第3期 金沢市障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 金沢市
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2289 FAX 076-232-0294

編集 福祉健康局 障害福祉課

本計画書に関する質問等ございましたら、障害福祉課へおよせください。

本計画書は再生紙を使用しています。